

平成29年度

事業計画書

屋久島町

目 次

【 一 般 会 計 】

総 務 課	・ ・ ・ ・ ・	1
企 画 調 整 課	・ ・ ・ ・ ・	12
財 産 管 理 課	・ ・ ・ ・ ・	15
町 民 生 活 課	・ ・ ・ ・ ・	17
税 務 課	・ ・ ・ ・ ・	21
福 祉 事 務 所	・ ・ ・ ・ ・	22
健 康 増 進 課	・ ・ ・ ・ ・	26
介 護 衛 生 課	・ ・ ・ ・ ・	35
環 境 政 策 課	・ ・ ・ ・ ・	37
農 林 水 産 課	・ ・ ・ ・ ・	47
商 工 観 光 課	・ ・ ・ ・ ・	52
建 設 課	・ ・ ・ ・ ・	56
議 会 事 務 局	・ ・ ・ ・ ・	58
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	・ ・ ・ ・ ・	61
監 査 委 員 事 務 局	・ ・ ・ ・ ・	62
農 業 委 員 会 事 務 局	・ ・ ・ ・ ・	65
教 育 総 務 課	・ ・ ・ ・ ・	67
社 会 教 育 課	・ ・ ・ ・ ・	73
学 校 給 食 セ ン タ ー	・ ・ ・ ・ ・	77

【 特 別 会 計 】

簡 易 水 道 事 業	・ ・ ・ ・ ・	80
国 民 健 康 保 険 事 業	・ ・ ・ ・ ・	82
介 護 保 険 事 業	・ ・ ・ ・ ・	85
診 療 所 事 業	・ ・ ・ ・ ・	90
農 業 集 落 排 水 事 業	・ ・ ・ ・ ・	91
船 舶 事 業	・ ・ ・ ・ ・	92
電 気 事 業	・ ・ ・ ・ ・	93
後 期 高 齢 者 医 療 事 業	・ ・ ・ ・ ・	95

【 総 務 課 】

はじめに

平成 29 年度予算政府案は、「平成 29 年度予算編成の基本方針」（平成 28 年 11 月 29 日閣議決定）及び「平成 29 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（同年 12 月 20 日閣議了解）に基づき、一億総活躍社会の実現を目指した「新・三本の矢」（戦後最大の名目 GDP 600 兆円、希望出生率 1.8、介護離職ゼロ）を打ち出し、成長と分配の好循環を確立し、日本経済全体の持続的拡大均衡を目指すとの基本的考え方により編成されたところである。

地方財政においても、地方が一億総活躍社会の実現や地方創生、公共施設等の適正管理等に取り組みつ、安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、平成 28 年度水準を 0.4 兆円上回る 62.1 兆円が確保されている。

景気の動向は地域や業種によっても異なることから、引き続き、国・地方を通じた厳しい財政状況と税政制度上の対応を見通し、政府における経済財政諮問会議等での議論を注視しながら、簡素で効率的な行財政システムを構築し、行財政運営について透明性を高め、質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供することが必要である。

1 行政運営

屋久島町が発足して町制 10 周年を迎えることとなるが、これまで紆余曲折を経ながら住民サービスに支障を来さないよう、事務事業や各種事業の調整、制度や政策等の整備など、行政の基盤となる部分の整備を行ってきた。本格的に工事の着工がなされる新庁舎の完成を見据え、引き続き組織機構の改革や適正な定員管理、事務事業の徹底した効率化を図っていく。あわせて、今後の庁舎の利活用について協議を進めていくとともに、行政と各集落との役割分担や連携を強化するための支所機能の充実を推進する。

政府においては、働き方改革実現会議をスタートさせ、日本の労働のあり方の転換期と位置づけ検討を行っているが、これらに基づいた法令改正等を注視し、庁内においては所管する例規について法令に照らし合わせた検証を行い、必要に応じて見直しや改正による労働環境の整備を再構築していく。また、庁内の非正規雇用の実態を把握し法令に基づいた雇用に努めるとともに、改正地方公務員法による人事評価を活用し、“任用、給与、分限その他の人事管理”の基礎として適正な人事管理に努める。

2 財政運営

平成 29 年度予算は、普通交付税の減額措置が 3 年目（合併算定替と一本算定差額の 50% 減額）となることから、前年度にも増した徹底した歳出削減と、町税の徴収強化をはじめとする自主財源の確保を課題として予算編成に取り組んだ。

その結果、一般会計当初予算総額は 9,696,000 千円と、前年度から 523,000 千円の減額（対前年度比△5.1%）となった。しかしながら、普通交付税の減額 3 年目の影響はやはり

大きく、財政調整基金繰入（255,579 千円、対前年度+105,714 千円）となった。

歳出の主な増減要因を性質別にみる。普通建設事業費△511,053 千円（対前年度比△30.5%）、庁舎建設事業の当初予算計上を見送った影響が大きく、前年度を大幅に下回ることとなった。貸付金△207,200 千円（同△91.1%）、前年度計上した地域総合整備財団（ふるさと財団）の支援貸付事業が皆減となったことによる。補助費等+179,047 千円（同+17.3%）、有人国境離島特措法に基づく航路・航空路運賃低廉化事業（75,395 千円）、農水産物の輸送コスト支援事業（9,527 千円）等による。

次に目的別にみると、総務費が△763,385 千円（対前年度比△37.6%）、航路・航空路運賃低廉化事業が増加したものの、庁舎建設費の減額の影響等による。国民健康保険事業及び後期高齢者医療事業関係予算を衛生費から民生費に振替えたことにより民生費が+544,806 千円（同+26.7%）、衛生費が△533,540 千円（同△29.8%）となっている。教育費+100,718 千円（同+12.2%）、金岳小校舎改築事業の実施等による。

一方、歳入では、町債△580,800 千円（対前年度比△39.0%）、庁舎建設に係る合併推進債の減（△498,400 千円）、臨時財政対策債の減（△28,000 千円）等による。県支出金△194,307 千円（同△21.1%）、種子島周辺漁業対策事業の皆減、参院選・県知事選執行費の皆減、特殊病害虫対策事業の減等による。寄附金+150,619 千円（同+1004.1%）、だいき寄附金及び世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金の増加を見込んでいる。国庫支出金+88,061 千円（同+8.0%）、金岳小改築事業の皆増、農・林・水産物の輸送支援補助の増等による。繰入金+65,042 千円（同+17.6%）、財政調整基金及び世界自然遺産屋久島山岳部環境保全基金の増による。地方交付税△50,000 千円（同△1.2%）等が増加要因として挙げられる。

自主財源比率は前年度より 3.2pt 増の 24.0%となったのは、県支出金や町債などの依存財源が総じて減額になったことや、寄附金及び繰入金の増加によるところが大きい。

特別会計については、一般会計からの繰出金は前年度と比較し 6,225 千円減となった。主な会計の特徴を挙げる。

簡易水道事業、農業集落排水事業の公営企業会計については、平成 31 年度までに公営企業会計移行が推進されるため、使用料の値上げや更なる事業効率化を図り、歳出見直しをするなど、健全な事業経営が求められる。

国民健康保険事業及び診療所事業は、運営のもととなる国保税収及び診療収入の増加が見込めないことから厳しい予算見積により、一般会計からの繰入金を可能な限り抑制したものとなっている。

介護保険事業は、平成 30 年度からの第 7 期介護保険事業計画を策定するなど安定した介護給付事業を行えるよう編成している。

船舶事業は、前年度策定した航路改善計画に基づき、効率的な事業運営に努めることとしているが、収入減や国庫支出金減もあり、前年度より一般会計繰入金は増額となった。

最後に、平成 32 年度の普通交付税一本算定時の財政規模を見据えた歳出削減策につながる喫緊の課題を挙げる。

ここ数年来の課題であった地方公会計整備について、現在、全庁的に固定資産台帳の整

備に努めている。平成 29 年度予算より予算科目の一部変更等を行っていることも、地方公会計整備に向けた一つの取組である。統一的基準による財務諸表の早期作成を目指し、公表及び活用に努めてまいりたい。

また、策定済の公共施設等総合管理計画を踏まえ、個別の公共施設等の今後の在り方を十分に検討の上、個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定を進めるなど、公共施設等の適正管理を着実に進め、財政負担の軽減・平準化を図る取組のスタートとした。

3 庁舎整備事業

本庁舎建設については、平成 25 年 8 月に「屋久島町庁舎建設検討委員会」を設置し、検討を進めてきた。また、同時に林野庁の関係事業である「木造公共建築物の整備に係る設計段階からの技術支援」の支援を受け、木材生産者、木材加工者、施工者を対象に島内で例のない大規模木造建築物の建設計画の協議・検討を行う中で、関係者間の気運も高まり実現に向け大きく前進した。

また、基本構想・基本計画策定においては、住民ワークショップ等の意見の中で、町民が利用しやすい庁舎であること、島や集落の歴史・文化・観光等の情報発信機能の充実、ワンストップ総合案内の設置等といった町民の利便性を求める意見や町民活動スペースを設ける意見等が挙げられ、これらの意見を設計に取り込む方針となった。

基本設計業務委託においては、設計者による木材生産者・施工者・町民・議会・職員ワークショップを開催し、現状の確認作業を行いながら計画実現へ向けての課題を整理し、これらの意見を取り入れた庁舎の基本設計が完成した。その後、実施設計業務に移行し、平面・配置等のより具体的な検討を行い、総床面積は 3,629.58 m²となった。

また、本庁舎建設は本町における林業・木材産業の活性化は基より、各種産業との関連付けによる産業構造の改善を最大の目的としている。これまでに、伐採・製材及び天然乾燥を基本とした木材調達管理業務による品質管理を行いながら試験データ収集を行っており、この機会に収集した様々な取り組みやデータを整理してきたところ、構造上の重要度に応じた木材加工が必要であり、主要構造材で乾燥が必須の部材や特殊材等については、島外での加工が必要となることが判明した。今後は、島内での木材生産加工体制の拡充を図りながら、島外での加工を並行して進める等の協力体制の構築を図り、庁舎建設を契機とした屋久島産杉材の利用促進に繋げる取組を進める。

このように、木材調達から施工までを出来る限り島内の力を結集して取り組むことに、多くの関係者より賛同を得ており、このことは、屋久島の資源と人材を最大限活用することで、島内における経済波及効果を図ると共に、循環型社会を構築する上でも大変重要である。

建設工事については、造成工事を進めると共に 5 棟から構成される建物の内、平成 28 年度着工の町民窓口業務を中心とする「町民窓口棟」、町民ギャラリーを有する「フォーラム棟」、配電設備等を備えた「機械室棟」の建設に引き続き、平成 29 年度には専門的な部署や会議室等を備えた「行政事務棟」、町民の集いの場とした活動できる多目的ホールを兼

ねた「議会棟」を着工予定としており、完成は平成 31 年 3 月となる見込みである。

なお、「行政事務棟」及び「議会棟」については、全体計画を精査するため、当初予算計上を見送り、第 2 回定例会以後の予算計上とする。

4 防災・減災事業

火災発生における消火活動はもとより、台風、豪雨、地震などの自然災害における救助活動や防除活動、さらには事故災害における救出活動など、あらゆる災害・事故に対処するため、常備消防・消防団と地域住民が一体となった消防防災体制の充実を図る。

(1) 消防活動

- ① 消防職団員個々の消防に対する能力・技術のスキルアップを図るため、定期的な研修会の実施や消防学校教育研修へ積極的に派遣する。
- ② 少子高齢化や地域連帯意識の希薄化が進む中、消防組織の維持と将来を見据えた充実強化を図る。
- ③ 消防団が自主的に組織している山岳・海難救助隊の定期的な訓練を行い、更なるスキルアップを図る。

(2) 防災活動

世界各地における大規模な地震の発生、日本全国の活火山が活発化しており本町の口永良部島新岳の噴火警戒も今なお継続していること、台風の大型化や局地的な集中豪雨の発生など、世界各地で自然災害の脅威にさらされ甚大な被害が相次いでいる。

災害を最小限に留めるには、消防防災に対して、日頃から住民一人ひとりの意識の高揚と知識の育成、そして組織の強化が重要である。

町内全域による積極的な防災訓練や防災講演会の実施を啓発し、これまで以上に個々の防災意識の高揚及び地域の自主防災組織の充実に努め、災害に強い町づくりを推進する。

(3) 消防防災施設整備

消防資機材の整備として、常備消防（北分遣所）へ高規格救急自動車 1 台を導入、常備消防（南分遣所）指令車の更新、非常備消防の車両 2 台を更新し消防力の強化を図る。

老朽化した既存施設（宮之浦班・平野班消防詰所）の補修を行い、維持管理を図る。

また、既設消火栓等の定期点検を実施し設備の改修を進めるとともに、各消防分団や集落からの要望による防火水槽・消火栓の新設、消防ホースを更新し、消防設備の更なる充実を図る。

消防団員装備基準の改正を踏まえ、団員個々の安全に配慮し、装備の改善を進める。

防災行政無線の整備により、情報連絡体制の充実が図られたが、災害時における伝達が効果的に行えるよう、定期的な保守点検、関係職員の動作確認の徹底を行う。

5 交通安全対策

警察署や関係機関と連携し、交通ルールを遵守し、正しい交通マナーの実践を促進するなど町民に広く交通安全思想の高揚を図り、交通事故を未然に防ぐため交通安全対策として次の事業を行う。

- (1) 各季に分けて交通安全運動を実施するとともに、年間を通じて広報活動を行い、町民に対し交通安全の意識高揚に努める。
- (2) 警察署、交通安全協会、安全運転管理協議会等関係機関と連携し各種実技指導等を開催し、交通安全教育の指導を徹底する。
- (3) 飲酒運転の撲滅や若者の運転マナー、シートベルト着用の徹底強化運動に努める。
- (4) 高齢者の交通事故を抑止するため、鹿児島県が行う巡回交通安全教室等を利用し高齢者の交通安全に対する意識の高揚に努める。
- (5) 関係機関と町内各地の道路診断や危険箇所の点検を行い、カーブミラーや一旦停止線を設置するなど交通安全施設の充実を図る。
- (6) 万が一交通事故に遭遇した際の保障のため、交通災害共済の加入促進を図る。
- (7) 町内小学校新就学児童の登下校時の交通安全を図るため、黄色帽子及び黄色ランドセルカバーを配布する。

6 空港管理及び気象観測業務

鹿児島県から受託する屋久島空港管理業務及び福岡管区気象台から受託する航空気象観測業務を行っている。委託金及び受託事業収入で、職員及び臨時職員の人件費、化学消防車の管理業務、各種訓練等に係る経費を賄っている状況である。

7 ロ永良部出張所

ロ永良部出張所においては、各種申請・届出の受付や他課との取次業務など総合窓口としての業務を行いながら、活火山「新岳」の状況に十分注意し、総務課と連携を図りながら住民の安全に努めている。

平成29年度当初予算

(単位：千円、%)

会 計 名		H29年度	構成比	H28年度	増減額	増減率
一 般 会 計		9,696,000	61.2	10,219,000	△ 523,000	△ 5.1
簡 易 水 道 事 業		778,761	4.9	680,048	98,713	14.5
国 民 健 康 保 険 事 業		2,556,000	16.1	2,492,600	63,400	2.5
介 護 保 険 事 業		1,394,220	8.8	1,417,420	△ 23,200	△ 1.6
診 療 所 事 業		186,160	1.2	197,841	△ 11,681	△ 5.9
農 業 集 落 排 水 事 業		34,258	0.2	63,589	△ 29,331	△ 46.1
船 舶 事 業		302,500	1.9	300,000	2,500	0.8
電 気 事 業	収 益 的 収 支	680,170	4.3	677,423	2,747	0.4
	資 本 的 収 支	66,000	0.4	59,000	7,000	11.9
後 期 高 齢 者 医 療 事 業		150,500	0.9	147,400	3,100	2.1
合 計		15,844,569	100.0	16,254,321	△ 409,752	△ 2.5

平成29年度一般会計当初予算（歳入）

（単位：千円、％）

区 分	H29年度	構成比	H28年度	増減額	増減率
自 主 財 源	2,327,121	24.0	2,124,920	202,201	9.5
町 税	1,270,424	13.1	1,253,170	17,254	1.4
分 担 金 及 び 負 担 金	54,383	0.6	50,094	4,289	8.6
使 用 料 及 び 手 数 料	183,957	1.9	197,395	△ 13,438	△ 6.8
財 産 収 入	105,757	1.1	95,991	9,766	10.2
寄 附 金	165,620	1.7	15,001	150,619	1,004.1
繰 入 金	434,011	4.5	368,969	65,042	17.6
繰 越 金	10,000	0.1	10,000	0	0.0
諸 収 入	102,969	1.1	134,300	△ 31,331	△ 23.3
依 存 財 源	7,368,879	76.0	8,094,080	△ 725,201	△ 9.0
地 方 譲 与 税	75,509	0.8	74,902	607	0.8
利 子 割 交 付 金	1,124	0.0	1,234	△ 110	△ 8.9
配 当 割 交 付 金	3,259	0.0	2,123	1,136	53.5
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	2,443	0.0	1,211	1,232	101.7
地 方 消 費 税 交 付 金	220,055	2.3	210,979	9,076	4.3
自 動 車 取 得 税 交 付 金	4,230	0.0	4,169	61	1.5
地 方 特 例 交 付 金	1,471	0.0	1,577	△ 106	△ 6.7
地 方 交 付 税	4,230,000	43.6	4,280,000	△ 50,000	△ 1.2
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,751	0.0	1,802	△ 51	△ 2.8
国 庫 支 出 金	1,192,184	12.3	1,104,123	88,061	8.0
県 支 出 金	728,253	7.5	922,560	△ 194,307	△ 21.1
町 債	908,600	9.4	1,489,400	△ 580,800	△ 39.0
歳 入 合 計	9,696,000	100.0	10,219,000	△ 523,000	△ 5.1

平成29年度一般会計当初予算（歳出：目的別）

（単位：千円、％）

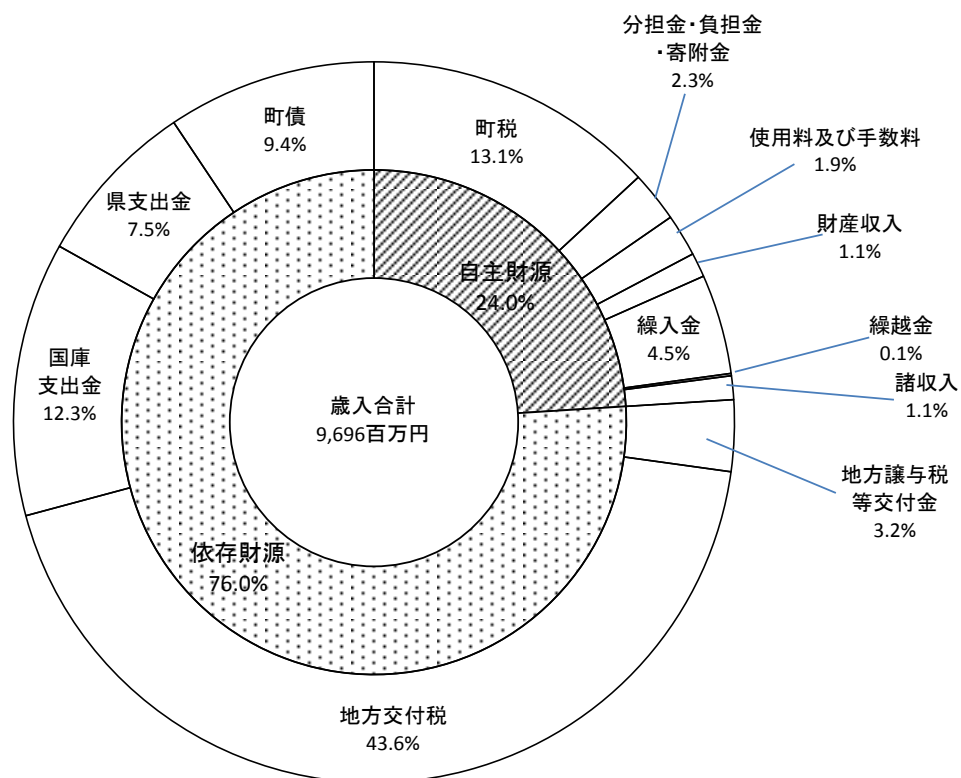
区 分	H29年度	構成比	H28年度	増減額	増減率
議 会 費	104,186	1.1	108,122	△ 3,936	△ 3.6
総 務 費	1,264,266	13.0	2,027,651	△ 763,385	△ 37.6
民 生 費	2,584,433	26.7	2,039,627	544,806	26.7
衛 生 費	1,254,244	12.9	1,787,784	△ 533,540	△ 29.8
労 働 費	20	0.0	22	△ 2	△ 9.1
農 林 水 産 業 費	853,991	8.8	802,491	51,500	6.4
商 工 費	192,927	2.0	171,607	21,320	12.4
土 木 費	427,555	4.4	412,454	15,101	3.7
消 防 費	454,405	4.7	408,124	46,281	11.3
教 育 費	924,288	9.5	823,570	100,718	12.2
公 債 費	1,607,977	16.6	1,618,227	△ 10,250	△ 0.6
諸 支 出 金	22,614	0.2	13,815	8,799	63.7
予 備 費	5,094	0.1	5,506	△ 412	△ 7.5
歳 出 合 計	9,696,000	100.0	10,219,000	△ 523,000	△ 5.1

平成29年度一般会計当初予算（歳出：性質別）

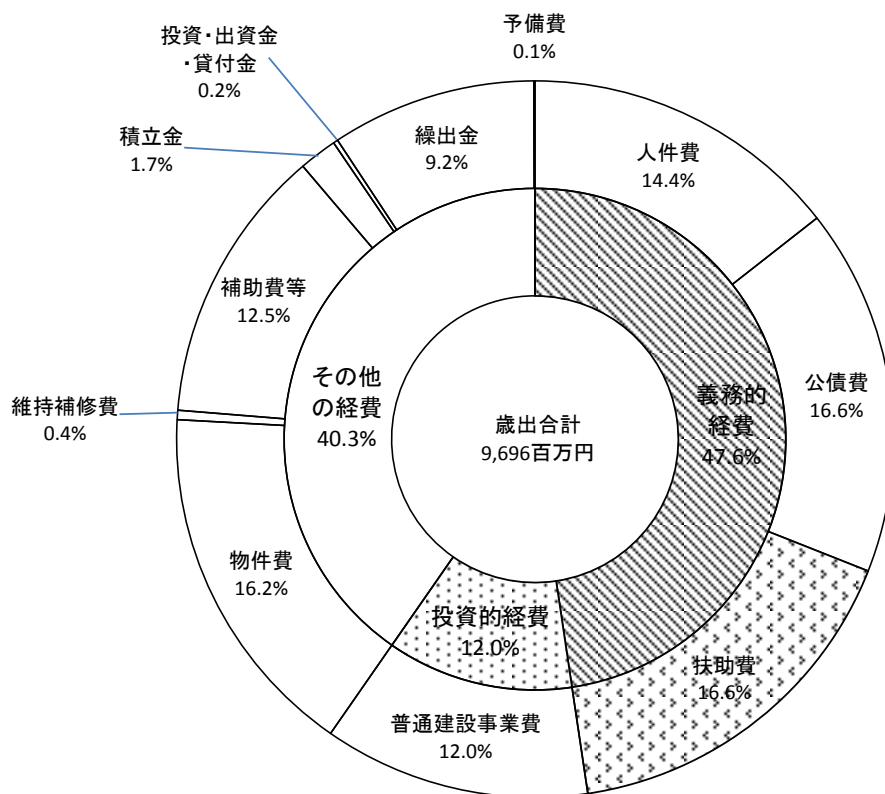
（単位：千円、％）

区 分	H29年度	構成比	H28年度	増減額	増減率
義 務 的 経 費	4,619,379	47.6	4,736,080	△ 116,701	△ 2.5
人 件 費	1,397,555	14.4	1,498,480	△ 100,925	△ 6.7
公 債 費	1,607,977	16.6	1,618,227	△ 10,250	△ 0.6
扶 助 費	1,613,847	16.6	1,619,373	△ 5,526	△ 0.3
投 資 的 経 費	1,165,320	12.0	1,676,373	△ 511,053	△ 30.5
普 通 建 設 事 業 費	1,165,320	12.0	1,676,373	△ 511,053	△ 30.5
災 害 復 旧 費	0	0.0	0	0	—
そ の 他 の 経 費	3,911,301	40.3	3,806,547	104,754	2.8
物 件 費	1,571,454	16.2	1,564,080	7,374	0.5
維 持 補 修 費	40,818	0.4	44,207	△ 3,389	△ 7.7
補 助 費 等	1,211,668	12.5	1,032,621	179,047	17.3
積 立 金	166,458	1.7	30,949	135,509	437.8
投 資 及 び 出 資 金	100	0.0	50	50	100.0
貸 付 金	20,252	0.2	227,452	△ 207,200	△ 91.1
繰 出 金	895,457	9.2	901,682	△ 6,225	△ 0.7
予 備 費	5,094	0.1	5,506	△ 412	△ 7.5
歳 出 合 計	9,696,000	100.0	10,219,000	△ 523,000	△ 5.1

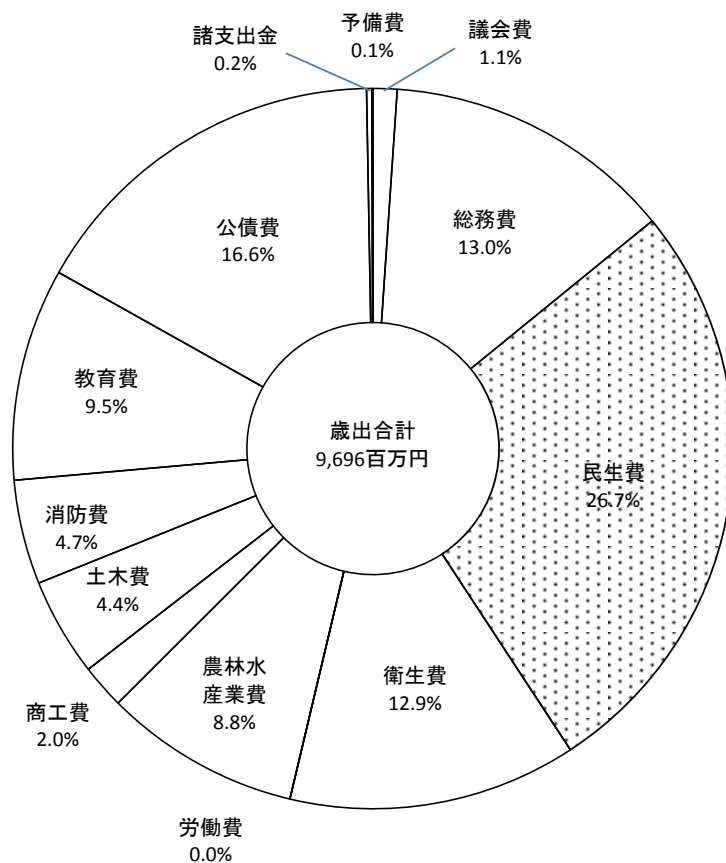
平成29年度一般会計歳入予算案



平成29年度一般会計歳出予算案(性質別)



平成29年度一般会計歳出予算案(目的別)



【 企画調整課 】

企画調整課では、これまで新たな財源の確保を図る仕組みづくりとして、ふるさと納税におけるオンライン決済システムの構築と地元産品による返礼品制度の導入に取り組み、寄付金につきましては、屋久島町だいき基金使途検討委員会を開催して各課から要望のあった事業に対して活用を図ってきました。

また、平成27年5月の口永良部島新岳噴火後の復興事業として過疎地域等自立活性化推進交付金を活用した「口永良部島防災強化事業」に取り組み、防災パンフレット・マップ・防災啓発映像・防災関係アプリケーションの製作と外灯付き避難経路案内板設置個所の検討・設置により、島民のみならず観光客を含めた来島者も有事の際に対応できる仕組みの構築を図りました。噴火後は島民数が減少傾向にあったことから、移住・定住者対策住宅として新たに口永良部島定住促進住宅3世帯分の住宅整備を行いました。

本年度は、昨年4月に10年間の時限立法として、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」（有人国境離島特措法）が成立し、「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」が創設されました。メニューとしては大きく4つ、①離島住民向け航路・航空路運賃の低廉化②物資輸送コストの低廉化③滞在型観光促進④雇用機会の拡充に向けた設備投資や運転資金への支援事業で本年4月1日から施行することになりました。

本課では、島民の費用負担の軽減を図る目的で航路及び航空路の料金低廉化に取り組むこととしております。

また、「まち・ひと・しごと創生法」の施行により策定しました、「屋久島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく取組みとしては、商工観光課と連携して「Re 島プロジェクト」を推進し、航路・航空路の利用促進に取り組み、新たな入込客と交流人口の増加のためにも屋久島空港ジェット化早期事業化に向け、関係機関との連携を図ります。

地域づくりとしましては、各課の施策と地域との連携した地域活性化事業として、各集落の主体的な村づくり策と位置づけた「屋久島町集落の未来創生事業」に基づく各集落の計画づくりを支援し、各集落が特色ある地域形成の向上を図ります。

人口減少の取組みとしては、今年度も移住体験住宅4棟の入居者と集落との交流や体験住宅利用者による移住体験「しま暮らし」による屋久島の魅力を情報発信します。

また、今年度は新町として10周年の節目を迎えることから、町政施行10周年事業として屋久島高校と連携し「屋久島PR動画」の作成に取り組みます。

行政評価制度については、外部評価委員を委嘱して3年目となることから、今年度も各委員の住民目線で各課職員との質疑応答や議論を反映させながら意見を整理し、その事業評価の結果を各課の事業運営や予算管理に反映するPDCAサイクルの構築に取り組みます。

企画調整課において、本年度実施する各種事業は次のとおりです。

- 文書広報については、町報「やくしま」の内容を充実し定期発行し、随時ホームページにもアップします。
- 外部評価委員による事業評価を引き続き行い、企画調整課による事業調整に反映します。
- 地域間交流として、青森県青森市、大分県日田市及び熊本県菊陽町との友好盟約に基づいた交流を深めます。（青森市との中学生交換ホームステイへの助成）
- 利用しやすい港湾・空港を目指し、各種勉強会を関係機関と行い、大型船やクルーズ船対応の港湾施設の整備と屋久島空港ジェット化の早期事業化に向け、県・国との連携を強化して取り組みます。

- 集落活性化対策として、(財)自治総合センターが行う、宝くじ普及事業の一般コミュニティ助成事業を導入して、各種行事用備品等、文化・学習活動備品等の支援をします。
 - 集落の未来創生事業については、今年度が各集落計画策定の年であることから、「屋久島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」と連動した集落計画策定を支援して、地域色豊かな集落創生事業を推進します。
 - 過疎地において、様々な活動に従事する総務省の人材派遣制度である「地域おこし協力隊」を導入し、地域における特産品の掘り起しやふるさと納税に関する可能性調査等を実施して島の課題解消に努めます。
 - 屋久島町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいた事業を推進します。
 - 人口減少対策として、新たな婚活イベントの実施を模索するとともに、移住体験住宅を活用した地域との交流促進を図り、地域定着による移住者の増加に取り組みます。
 - ふるさと納税寄附採納額を増額できるよう、地域おこし協力隊と連携した返礼品の掘り起しと効果的な広告の方法を検討して、納税額増大に向けたPRを展開します。
 - 電算管理については、電子自治体構築に向け機器の管理や情報ネットワークの安定稼働に努め、また、住民の情報資産の保護のためより一層の情報漏洩強靱化対策に努めます。
 - 統計調査は、6月1日基準日で町内の製造業事業所を対象に工業統計調査、10月1日基準日で町内の抽出した世帯の15歳以上を対象とした就業内容について就業構造基本調査が実施されます。
- 調査については、調査員と連携して適正かつ円滑な調査の実施を推進します

以下、費目ごとの主な内容と予算額については、次のとおりです。

① 文書広報経費

・町報「やくしま」の発行（7,000部）	印刷製本費	3,357千円
----------------------	-------	---------

② 企画経費

・行政評価委員会（3回）	報酬・費用弁償	182千円
・屋久島いとか関係経費	需用費	94千円
・一般コミュニティ助成事業 (実施地区は未定(3地区申請)－各種行事用備品、文化・学習活動備品等の整備)	助成金	7,500千円
・全国離島交流野球大会（中学生対象：沖縄県石垣島）	負担金	2,000千円
・米軍基地等馬毛島移設問題対策協議会	負担金	13千円
・屋久島空港利用促進協議会	負担金	370千円
・中学生交換ホームステイ委員会	補助金	800千円

③ 地域活性化対策経費

・地域おこし協力隊員導入費	報酬・その他	3,010千円
・未来創生審議会の開催（3回）	報酬・費用弁償	226千円
・集落の未来創生事業	助成金	11,000千円
・ふるさと納税関係経費	役務費他	43,629千円
・移住体験住宅経費	需用費・その他	311千円
・航路・航空路運賃低廉化事業	負担金	75,395千円

④ 電算管理経費

・総合行政システム	負担金	14,347千円
・自治体情報セキュリティクラウド	負担金	501千円

⑤口永良部島活性化対策事業経費

・ 特定離島ふるさとおこし推進事業事務	旅費	145 千円
---------------------	----	--------

⑥町政施行10周年事業経費

・ 屋久島 PR 動画作成経費	報償・その他	110 千円
-----------------	--------	--------

⑦統計調査経費

・ 工業統計調査経費	調査員報酬等	136 千円
・ 就業構造基本調査経費	調査員報酬等	335 千円

【 財産管理課 】

平成 29 年度における財産管理課の事業計画は概ね次のとおりである。

1 財産管理業務

(1) 公有財産の管理業務

財産管理係で管理している町有地については、公共用地として活用されていない土地が数多く存在することから、今後活用する予定のない町有地については払下げに応じるほか、貸付けを実施開始後長期間経過している物件もあることから、これらの土地についても積極的に払下げを行い財産収入の確保及び固定資産税の増収を図ることとし、面積及び金額等の要件に照らし必要であれば「屋久島町公有財産取得処分等審査委員会」を開催し、内規に基づいて十分な審査を行い、適切な事務処理に努める。

(2) 庁舎建物の管理に関する事項

宮之浦支所庁舎及び尾之間支所庁舎の管理については、本年度も各庁舎 2 名と警備業務委託契約を締結し、休日及び夜間の見回りや電話対応を実施するとともに、各庁舎の電気保安全管理・消防設備点検・浄化槽管理等の有資格者が必要な業務については業務委託で対応する。

また、新庁舎建設に伴い各支所庁舎等の修繕については、今後の利用を見据え必要不可欠な修繕以外は見合わせることにし、軽微な修繕等については、出来る限り職員で対応する。

(3) 公園施設等の管理

公園施設等の管理については、2 名を賃金雇用し、憩の森や本課所管施設周辺及び町有地等の除草作業整備を行うことで、利用者に対して最適な環境整備を図る。

(4) 嘱託登記事務

町有地の処分、取得、交換等に伴い生じる権利の移動や事業課から依頼のあった嘱託登記事務については、2 名の登記専門員を配置し対象物件の権利関係調査や測量作業を実施して迅速且つ適切な事務処理を図る。

2 屋久島離島開発総合センター管理業務

離島総合センターの維持管理については、1 名賃金雇用し予約調整業務及び施設内の清掃業務を行い、軽微な修繕については、出来る限り職員で対応する。

また、消防設備点検及び空調設備点検等の資格を必要とする保守点検業務はすべて委託業務で対応し、施設の適正な維持管理に努める。

3 公営住宅事業

屋久島町公営住宅等長寿命化計画に基づき、町営住宅を将来にわたって良好な社会的資産として有効に活用することを目指し、町営住宅の各種整備や維持・保全に努める。また対応年数が経過し老朽化した危険な住宅に住む入居者を良好な町営住宅への転居を推し進めます。

住宅使用料の未納者に対して、納付を督促し徴収率の向上に努めます。また督促に応じない場合は住宅の明渡しを求め、法的措置を講ずるなど対応を強化します。

・修繕料	10,000千円
・委託料（白蟻駆除、管理システム保守、消防設備 保守点検、貯水槽清掃）	2,912千円
・賃借料（城ヶ平住宅）	5,187千円
・工事請負費（外壁改修屋上防水工事）	38,000千円

【町民生活課】

平成 29 年度町民生活課所管における事業計画の概要については以下のとおりである。

I 総務管理費

○各支所及び出張所費

各支所及び出張所間について、各課と連携をとりながら総合窓口としての機能充実を図る。各支所における歳入・歳出は以下のとおりである。

【宮之浦支所費】

歳入については、宮之浦支所設置の公衆電話使用料とコピー複写代を計上している。
4 4 千円

歳出については、1 名の人件費及び宮之浦支所全体に係る諸経費等を計上している。

人件費 8, 8 0 9 千円

諸経費等 1 3, 1 2 8 千円

【尾之間支所費】

歳入については、尾之間支所設置の公衆電話使用料とコピー複写代を計上している。
5 2 千円

歳出については、1 名の人件費及び尾之間支所全体に係る諸経費等を計上している。

人件費 3, 6 6 9 千円

諸経費等 9, 4 3 9 千円

【安房支所費】

歳入については、安房支所設置の公衆電話使用料とコピー複写代を計上している。
6 千円

歳出については、3 名の人件費及び安房支所事務に係る諸経費等及び南部地区の後納郵便料を計上している。

人件費 1 7, 8 8 7 千円

諸経費等 4, 7 5 3 千円

【栗生出張所費】

歳入については、コピー複写代を計上している。
4 千円

歳出については、1 名の人件費及び栗生出張所事務に係る諸経費等を計上している。

人件費 7, 6 2 3 千円

諸経費等 2 7 6 千円

【永田出張所費】

歳入については、コピー複写代及び、臨時職員の毎月の社会保険料・雇用保険料本人負担分を計上している。

2 3 6 千円

歳出については、永田出張所事務に係る臨時職員賃金及び諸経費を計上している。

2, 2 3 4 千円

Ⅱ 戸籍住民基本台帳費

○窓口業務

住民基本台帳法及び戸籍法、番号利用法等の関係法令に基づき、適切かつ丁寧で迅速な対応に努めるとともに個人情報保護の観点から本人確認作業を厳格に行う。

総合窓口として、各支所及び他課との連携を密にし、住民の利便性を図る。
マイナンバー制度施行に伴い、カードに係る有効性情報の発信、カードの管理に努めカード発行には遅滞なく万全に対応し、マイナンバー制度の円滑な導入に寄与する。

臨時ナンバーの貸与業務並びに封印業務を引き続き行う。

経費については、5名の人件費と主なものは以下のとおりである。

【戸籍住民基本台帳費】

① 住民基本台帳事務

証明時に、届出者や請求者の厳格な本人確認を行い、個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利利益を保護する。

住民基本台帳の適正な整備と適切な維持・管理に努める。

マイナンバーカードの発行・更新業務を行う。

転入時・転居時・戸籍変更時のカード裏書作業は常に正確、迅速な対応に努める。

中長期在留者等の住居地の異動届出受付等や特別移住者証明書の交付等の事務を行う。

弔慰金、出産祝金の支給を行う。

町民の利便性を図る離島割引カードの発行業務を行う。

・歳入

住民基本台帳手数料	1, 4 4 1 千円
事務手数料	9 0 3 千円
自動車臨時運行許可申請手数料	1 1 千円
中長期在留者居住地届出事務委託金	1 5 5 千円
個人番号カード交付事業費補助金	2, 5 0 0 千円

・歳出

人件費	2 8, 5 7 7 千円
出産祝金	3, 9 0 0 千円
弔慰金	3 6 0 千円
コピーカウンター料他消耗品費	1, 6 7 6 千円
マイナンバー追記機器年間保守料	3 2 4 千円
マイナンバー追記機器年間リース料	8 1 7 千円
住民基本台帳ネットワークシステム負担金	2 0 6 千円
通知カード・個人番号カード関連事務交付金	2, 5 0 0 千円

② 実態調査実施事務

住民基本台帳法第 34 条の規定に基づき、住民の実態調査を実施し、住民基本台帳の正確な記録を確保するための事務を行う。

③ 戸籍事務

管轄法務局及び関係市町村と連携を密にし、戸籍法等関係法令に基づき、正確で迅速な業務を行う。

鹿児島地方法務局主催の戸籍事務定例会や事務従事職員研修会等に参加し、関連法や実務について学び自己研鑽に努めるとともに出席している他市町村職員と窓口対応に関する情報交換を行う。

歳入については、次のとおりである。

戸籍手数料	3, 0 3 8 千円
人口動態調査委託金	2 5 千円

歳出については、次のとおりである。

旅費	7 5 3 千円
公用申請返信用切手他通信運搬費	8 4 千円
戸籍システム機器保守業務委託料	4 5 4 千円
戸籍システムソフト保守委託料	4, 2 7 7 千円
戸籍システムリース料	3, 2 9 9 千円
複写機リース料	2 4 9 千円
鹿児島地方法務局直管轄内戸籍事務協議会負担金	1 5 千円

④ 旅券事務

平成 26 年度から、県からの権限移譲により、宮之浦支所、安房支所、尾之間支所において旅券(パスポート)の申請・交付業務を行っており、住民の利便性向上が図られている。今年度もパスポート発給については、細心の注意をはらい、業務遂行に努める。

歳入については、権限移譲交付金として計上している。

権限移譲交付金	1 1 2 千円
---------	----------

歳出については、支所間のパスポート運送を有限会社急便屋久島と運送契約を締結することとし、予算計上している。

通信運搬費	2 4 千円
-------	--------

Ⅲ 社会福祉費

【国民年金費】

鹿児島北年金事務所及び鹿児島事務センターと協力・連携を図り、国民年金の各種届出、請求書等の進達を正確迅速に行う。

平成 29 年 8 月から年金受給資格期間（保険料納付済等期間）が 10 年に短縮されることになり、年金請求進達件数の増加が見込まれることからその対応にも迅速に努める。

鹿児島北年金事務所専門職員による年 4 回の年金相談会開催の周知、また保険料免除制度等の周知に努め、他の各種年金制度についても積極的に支援を行う。

歳入については国庫支出金の社会福祉費委託金として計上している。

国民年金事務費委託金	3, 2 0 0 千円
------------	-------------

歳出については 2 名の人件費及び国民年金事務に係る諸経費等を計上している。

人件費	1 7, 1 7 9 千円
旅費	5 7 千円
消耗品費	3 0 千円
電算システムソフト改修委託料	2 9 1 千円

【援護対策費】

援護対策費は歳出のみで、特別弔慰金国債証券簡易書留返信用切手代及び遺族会に対する運営補助と戦没者追悼式開催に係る経費である。

戦没者追悼式マイクロ運転手賃金	1 4 千円
旅費	5 8 千円
戦没者追悼式祭壇用生花等消耗品費	2 2 7 千円
切手及び白布クリーニング代	3 6 千円
町遺族会補助金	1 0 0 千円

【人権啓発費】

町内 6 人の人権擁護委員との連携を図りつつ、平成 29 年度は一湊小学校において人権の花運動に取り組み、更なる人権啓発に努める。

○人権の花運動

児童が協力し合い人権の花ヒマワリを栽培することを通し、優しい心や思いやりの心を育て、さらに、その結果を周囲の人に見てもらうことにより、児童の情操をより豊かにし、これらを通じて児童に豊かな人間関係を体得させ、もって人権尊重の理念の普及と高揚を図る。

町内小学校が毎年輪番制で県からの指定を受ける。

歳入については民生費委託金として計上している。

人権啓発活動委託金	5 0 千円
歳出については、人権の花運動に係る経費等を予算計上している。	
旅費	8 7 千円
消耗品費	9 0 千円
人権擁護委員協議会負担金	3 9 千円

IV 労働諸費

【労働諸費】

雇用保険の取次業務として、受給者の資格認定業務、求職申込の受付、求人票の整理を行い、失業者の早期就労を支援し生活の安定を図る。

平成 27 年 10 月から、雇用保険の受給資格取得（初回認定）を島内で行えることとなり、安房支所においてテレビ会議システム管理を行い、ハローワークと連携し、会場の確保及びシステムの運用をサポートしていく。

歳出のみであり、種子島日帰り旅費を計上している

旅費	2 0 千円
----	--------

【 税務課 】

県内の景況は、生産関係がやや弱含んでいるものの、有効求人倍率の上昇や投資関連・消費関連の一部で持ち直しの動きが見られるなど、全体としては持ち直しの動きが見られる。

本町においては、農業では基幹作物のポンカン・タンカンの売上高の減少が続いており、漁業においても水揚げ高減少に歯止めがかからない状況となっています。

また、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震の影響で 5 月の大型連休や夏場の入込客数が大幅に減少しました。

平成 29 年度は、上記状況に加え公共工事等の減少も続くことから町民所得の減が予想され、収納業務についてはより一層厳しい状況が継続すると考えられますが、税務課としては、適正な賦課業務の実施と収納額の増による自主財源の確保及び滞納額の縮減を目指し以下の重点施策を設定し取り組んでいきます。

●平成 29 年度重点施策

1. 賦課業務

- (1) 適正・公正な賦課事務の実施
- (2) 正しい申告指導のための研修会・勉強会の実施
- (3) 未申告者に対する指導
- (4) 新築住宅等の適正な把握
- (5) 納税意識向上のための租税教室等の開催

2. 収納業務

- (1) 差押え処分の実施（預金・出資金・給与・不動産等）
- (2) 搜索・公売の実施
- (3) 口座振替の推進
- (4) 熊毛支庁県税課との連携による滞納額の縮減
- (5) 相談員制度廃止に伴う交通弱者への対応

【 福祉事務所 】

「だれもが・住み慣れた場所で・自分らしく生活できる」
福祉サービスの拡充をめざして

I. 基本方針

平成21年度の福祉事務所開設以来、生活保護業務を含め各種福祉事業全般について、公平公正で住民に身近な福祉事務所として業務推進に努めてきたところです。

高齢者福祉については、年々高齢化による長寿社会が進行する中、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画によるサービス事業の充実が推進されているものの、高齢者の望む十分なサービス体系になっているとは言いがたいところであるが、これまで要支援・要介護に該当しない高齢者に対し、生きがいデイサービスやホームヘルプサービス等の施策を実施し、平成28年度10月から介護サービスの総合事業に移行したところであります。

また、認知症や老老介護、家庭内のDVなど様々な問題が増加傾向にあり核家族化の進行に伴う、高齢者の抱える不安や悩みは、老後の財産の管理や日常生活の支援等、年々多様化しており、地域包括支援センターや関係機関と連携を図りながら、生きがいを持って、健やかで安心して生き生きとした生活を送ることのできる地域社会づくりに努めます。

障害者及び障害児福祉については、平成24年度に設置した屋久島町障害者自立支援協議会を活用し、障害者（児）が地域社会で暮らしていく上での課題解決に努めます。平成27年4月から障害者（児）の一般相談や障害福祉サービス等利用計画を作成できる相談支援事業所を、福祉事務所内に「屋久島町障がい者等基幹相談支援センター」として立ち上げ、相談支援専門員1名を配置、相談支援体制の充実を図ったところであるが、今後は機能強化に努め、可能なところから一步一步課題解決を図り、障害者（児）の人格と個性を尊重した地域社会の実現に努めます。また、障害者（児）の保護者の高齢化が進み、将来にわたり障害者（児）の社会的孤立が憂慮されることや、精神障害者の社会復帰への受け入れ対応可能な地域社会づくりの観点から障害者（児）等が安心して暮らせる施設整備等が必要と考えられるため、障害者自立支援協議会を活用しながら関係機関と連携を密にし、障害者（児）サービスの拡充に努めます。

なお、障害児については早期発見、対応が非常に重要なことから、各種検診等を活用しながら、平成25年度に策定しました屋久島町障害者計画に基づき児童発達支援、放課後等デイサービスの療育強化に努めます。

児童福祉については、少子化が進む中、児童手当の支給と育児支援や放課後児童の健全育成事業に加え平成25年度から延長保育促進事業を導入し、青少年の健全育成に関わる諸施策を推進しているところです。また虐待（DV）放任（ネグレクト）その他、不当な取扱いから児童を守るため、家庭訪問・学校訪問を実施するなど、家庭や地域におけるきめ細かな対応を家庭児童相談員、主任児童委員をはじめ、民生委員等関係団体と連携し、問題解決に努めます。また、要保護児童地域対策協議会を活用するなど、地域ぐるみの育成活動の活性化や児童相談体制の充実に努めます。

また、母子・寡婦、父子家庭など、ひとり親の子育て支援に積極的に取り

組み、児童扶養手当や、ひとり親医療費助成等の各種助成制度の広報周知を図りながら確実に実施し、安心して子育てができる環境の整備に努めます。

生活保護については、経済不況等により就労の道が閉ざされ、依然として失業者及び低賃金労働者が多い状況にあります。また、老齢年金受給額の少ない高齢者世帯等にとっても非常に厳しい生活状況であり、保護の相談・申請には、生活保護制度の基本原則に基づき、適正な職務の推進に努めます。さらに、生活困窮者自立支援法が平成27年4月から施行されたことに伴い、相談支援員の配置を検討し、相談支援体制の構築に努めます。

また、ケースの複雑・多様化などによって業務が増大していることから、生活保護業務に従事する職員の専門的知識、技術の修得に努めます。

いずれにしても、家族の絆や地域社会における人間関係の希薄化が社会的孤立を助長し、母子家庭や保護世帯の増加につながり、障害者（児）等の社会参加の阻害要因になっていることは否定できないところであります。

については、このことが核家族化や隣人への無関心へと閉鎖性が連鎖し、高齢者の孤独や不安を増大させていることから、要援護者に対する支援体制を構築し、関係機関で共有し地域における繋がり強化を図り「絆」の再認識のための仕組みづくりに努めます。

1. 社会福祉総務

福祉業務に携わる職員の人件費と各種福祉関係団体への補助金及び障害者福祉に関する扶助費が主な支出内容で、福祉に関わる予算は毎年増加傾向にあります。

障害者の福祉対策は、障害者が健常者とともに地域社会で暮らしていくことができる社会を目指します。そのために平成25年度に策定した障害者計画を基本とし、相談支援体制の充実・強化のため人材の確保を図りながら、障害者に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動に努めます。また、障害者自立支援協議会や各分科会を活用し地域社会で暮らしていく上での課題解決に努めます。

母子・寡婦及び父子家庭の福祉対策については、経済的自立と生活の安定を図るため、就労の促進、融資制度の効率的活用や相談体制の強化とともに、安心して子育てができる支援体制として、平成25年度から実施している「産前・産後支援ヘルパー事業」の拡充と併せ、各種医療費助成や母子家庭の自立を促す制度利用を推進し、各種制度の啓発及び適切な運用が図られるよう努めます。

生活援助対策としては、民生委員・児童委員の地域活動が地域社会の変化や生活圏域の拡大に伴い、従前の低所得者救済活動から多面的分野の活動に変容してきており、幅広い知識習得や組織強化が不可欠であることから、各種研修会への参加促進や地域活動の支援に努めます。

社会福祉協議会の支援については、総合福祉センター「こまどり館」と「縄文の苑」を拠点に、本町の介護・福祉活動及びサービス事業の中核として、地域福祉の拡充のため介護保険サービス事業及び高齢者や障害者支援事業など各種事業に取り組んでおり、その役割は重要であると考えますので、今後も社会福祉協議会の目的である「地域福祉活動の推進」のための支援に努めます。

また、福祉事務所が町民にとって身近で、信頼されるきめ細かで迅速な対応を心がけ、安心して相談ができる環境づくりに努めます。

また、昨年度末の所得の低い方々への臨時福祉給付金を平成29年度に実施予定であることから国が示す支給要綱に沿った支給事務ができるよう関係各課の協力の下、迅速・適切な事務執行に努めます。

生活保護関連事業として、新たに生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、福祉事務所を設置する自治体は生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る必要が生じることとなり、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給が必須事業となっていることから、自立相談支援員の配置を検討し、健全な事業の運営に努めます。また、任意事業である家計相談支援事業や子どもの学習支援事業等についても、導入を検討します。

2. 高齢者の福祉

高齢者福祉施策については、高齢化や核家族化に伴う独居老人の増加や高齢者虐待、認知症高齢者の増加等により、本町の高齢者を取り巻く環境は依然厳しいものがあり、老後の不安を訴えるケースが非常に多くなっていることから、高齢者の保護措置等、引き続き地域包括支援センターをはじめ、関係機関および団体との連携を図りながら、高齢者が安心して暮らせる地域社会づくりに努めます。

また、関係機関と連携し、高齢者の個性を生かし、楽しみながら生きがいづくりができる機会や空き家等の提供策を講じ地域の高齢者が楽しく過ごせるサロン活動等を拡充することにより、活力ある高齢者の育成と高齢者が生き生きと暮らすことのできる地域社会の仕組みづくりに努めます。

3. 福祉センター管理

総合福祉センター「こまどり館」並びに「縄文の苑」については、指定管理者制度の導入により、社会福祉協議会が管理運営しているところではありますが、今後も協定書に基づく施設の維持管理に努めます。

4. 児童福祉

福祉事務所の開設以来、家庭児童相談員を配置し、幼稚園・保育所の入所や育児支援としての保育所園運営事業と平成24年度に開所された認定子ども園や小規模保育事業の充実を図ると共に放課後児童健全育成事業や休日保育等、平成25年度からの延長保育促進事業を活用し、子育て支援の継続に努め、地域に密着した迅速で行き届いた福祉行政を推進するため、平成26年度に策定した「屋久島町子ども・子育て支援事業計画書」に基づき、平成27年度から本格実施されている子ども・子育て支援新制度の推進に努めます。また、次代を担う子どもの健やかな育ちを支援する目的の児童手当の趣旨に基づく使途がなされるよう啓発に努めます。

5. 生活保護業務

生活保護業務については、平成21年4月から鹿児島県より移譲を受けて業務を進めてきましたが、平成28年度後半から新規相談、申請が急激に増加し、保護世帯が145世帯から157世帯に増加しました。ここ数年は新規相談及び申請件数とも横ばい状態であったことから増加要因を分析し、今後

の対応を検討します。今後も保護対象者の生活歴や職歴等、その人生観を受容しながら公平公正で適正な業務に努めます。

また、平成27年度から生活保護が適用されない生活困窮者に対する自立相談支援事業と住宅確保事業が実施されていることから、職員のスキルアップのための研修及び事例検討等により資質の向上に努めます。

さらに、経済不況を背景に失業者が増加し、就労の場所の確保、身体的に自立が困難な者や家族構成の中に高齢者及び障害者も同居するなど、生活保護対象世帯の家族形態は複雑多様化しており、担当の業務は多忙であり専門性を要するものであるが、今後は多くの事例を糧として、経験を重ね研鑽を積み、地域に根ざしたきめ細かな事業運営に努めてまいります。

6. 災害救助

一昨年の口永良部島新岳噴火災害のような災害に町民が被災した際には、災害救助法に基づく災害救助費を措置し、救助に要した経費や避難所関係の経費などを迅速かつ適切に予算化する必要があることから、一昨年の教訓をもとに、関係機関と連携のもと不測の事態に備えた体制の強化に努めます。

また火災その他不測又は不可避の災害による被害を受けたときに、その被災者や被害により死亡した町民の遺族に対し災害見舞金を支給します。

7. 保健衛生

乳幼児等医療費については、子育て支援の一環として、助成対象年齢中学校卒業まで引き上げ、所得制限の撤廃などの改正をするなど、子育て家庭への助成を手厚くしたところであります。また、産前・産後ヘルパー事業を平成25年度から新設し、妊産婦が体調不良等のため家事又は育児を行なうことが困難な世帯にホームヘルパー派遣の援助を行い、母親の心身の健康を維持するとともに、児童福祉の向上を図ります。

今後も安心して子育てができる環境を整え、乳幼児の健康維持に努めます。

【 健康増進課 】

「自然と共に生きる元気な町」（屋久島町のめざす姿）

I . 基本方針

本町の健康増進計画「健康やくしま21」では、メタボリックシンドローム該当者やその予備群の減少と乳がん検診の受診率向上を重要目標に掲げています。そのため、生活習慣病の予防と改善を最重要項目とし、町民一人ひとりが健康づくりに取り組むとともに、健康に携わる関係機関・団体が一体となって町民の健康づくりを支援する「町民全体で支えあう健康づくり」を目指しています。また、これらの取り組みにより、医療費の抑制につながるよう本年度もさらなる事業を展開します。

まず、健康増進事業では、特定健康診査・がん検診等の受診率向上により、一人ひとりが自らの健康状態を知り、保健師による保健指導をしっかりと行うことで、疾病の早期発見、早期治療を促し、生活習慣病の発症・重症化の予防事業を推進します。さらに、未受診者に対する対策を検討するとともに、各集落において健康管理の意識づけの啓発を行います。

また、母子保健事業においては、子どもを安心して産み育てていくための妊婦健診や出産のための支援を行い、予防接種事業及び食生活改善事業においても、各種予防接種の勧奨、個別や集団による栄養指導に努めます。

II . 主要施策

1 . 健康対策事業

1 . 母子保健事業

(1) 母子健康手帳の交付・妊婦健康相談

（宮之浦保健センター2回/月・尾之間支所2回/月）

妊娠の届出をした者に対し、母子健康手帳を交付し、定期的な健康診査の受診を呼びかける。また、ハイリスク妊婦（要支援家庭）への早期介入を目的として、全妊婦にアンケートを実施する。アンケートに基づいたスクリーニングの結果、ハイリスクと判定された者に対しては、個別支援計画を作成し支援につなげる。

また妊娠中からの予防歯科の意識づけを目的として、RD テスト（むし歯のなりやすさを予測する）を行い、妊婦自らの歯の健康と生まれてくる子どものむし歯予防への意識づけを行う。

妊娠届出者見込み数 130 人

(2) ぶれママカフェ（宮之浦保健センター：8回/年）

妊娠、分娩についての不安をとり除き、妊娠期を健康に過ごし、また出産後の

イメージを具体的に持ち父母の協力の下で安心した子育てができるように支援することを目的として、妊婦とそのパートナーを対象に実施する。

参加見込み数 延べ 40 人

(3) 妊婦健康診査（医療機関へ委託）

妊婦の健康管理と分娩の安全のために、委託医療機関で健康診査を実施する。受診票綴は、母子健康手帳交付時や転入の際に発行する。なお、委託医療機関外で受診した場合には償還払いで対応する。また、医療機関から戻った受診票は台帳等に記載し、未受診者や受診中断者、リスク保有者等を把握し、要支援者を早期に把握し支援につなげる。

（妊婦一般健康診査 1 人につき 14 回）

受診票綴発行見込み 130 人 償還払い 25 人

(4) 産婦健康診査（2 保健センター×6 回/年）

3～4 か月児健康診査と同時実施。出産後の母体の健康を管理し、心身ともに安定した中で子育てができるように、また、次期妊娠及び出産の安全を図ることを目的として実施する。

受診見込み者数 130 人

(5) 妊産婦訪問指導

母子手帳交付時アンケートや健康診査の結果から、支援を必要とする妊産婦に対し、保健師や助産師が保健指導を実施する。

実施見込み数 10 人

(6) 3～4 か月児・7～8 か月児・1 歳児健康診査

（2 保健センター×6 回/年）

乳幼児期は個々の問題に対応した専門職によるきめ細やかな保健指導が必要である。この時期に健康診査を行ない、発育発達の確認、疾病の早期発見及び育児不安に対する保健指導や情報提供（離乳食や歯科指導、仲間づくり、ブックスタート等）などを行い、全体の流れを通じて母子の状況の把握を各スタッフが重層的に行う。スクリーニングの結果、要支援と判定され者に対しては早期介入し、関係機関と連携しながら支援する。

受診見込み数 各 130 人

(7) 1 歳 6 か月児健康診査（2 保健センター×4 回/年）

すこやか歯科健康診査と同時実施。

1 歳 6 か月は、歩行や手の器用さ等の運動機能面と、有意語を話せる等の精神発達面で、発達の遅れの有無をチェックできる最初の時期である。この時期に十分に検査することにより、以前から疑われていた軽度～中等度の発達上の問題を再確認するとともに、精神発達面における発達障害へ発展する可能性のあるハイリスク児の早期発見を行い、必要時支援につなげていく。また、よい生活習慣の確立、幼児の栄養、その他幼児の健全育成支援など保護者への育児支援を図る。一般健康診査の他、歯科健康診査・フッ素塗布も実施する。

受診見込み数 130 人

(8) 3歳半児健康診査（2保健センター×4回/年）

すこやか歯科健康診査と同時実施。

3歳は、運動機能や知的発達などが進歩し、次第に複雑化していく大切な時期であり、個人差も大きくなっていく。この時期に十分な検査をすることにより、発育状態、栄養の良否、疾病の有無に加えて歯科及び精神発達などの検査、指導など多角的な健診を行い、各種ハイリスク児の早期発見に努め、必要時支援につなげていく。また健康な生活習慣の獲得につなげるために、適切な指導を行う。

受診見込み数 130人

(9) すこやか歯科健康診査（2保健センター×8回/年）

1歳6か月児健診、3歳半児健診と同時実施。

歯の健康に関する意識の向上とむし歯予防を目的として、1歳児健診から3歳半児健診までの幼児を対象に、歯科健診とフッ素塗布（希望者）、予防に関する正しい知識の普及を行う。

1歳児健診でハイリスクと判定された児に対しては、定期的に歯科健診の受診勧奨や歯科指導を行いフォローしていく。 健診受診見込み数 300人

(10) 5歳児健診支援事業（保育園3か所、幼稚園等2か所 各2～3回/年）

各園で実施される5歳児健診において、問診や情報提供等の支援を実施する。また、健診の結果、発達検査や専門スタッフによる療育相談等の紹介、就学に関する支援が必要な場合は関係機関と連絡調整し支援する。

(11) 乳幼児精密健康診査（医療機関に委託）

乳幼児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳半児健康診査の結果、さらに精密な診断を行う必要があると認められた場合、医療機関に委託し、精密健康診査を実施する。 受診見込み数 15人

(12) 新生児・乳幼児訪問指導の実施

育児上指導が必要な新生児・乳児、あるいは健康診査の未受診児・要観察児など事後観察が必要な乳幼児を対象に、助産師や保健師が家庭訪問による指導を実施する。指導の結果、要支援家庭の場合は支援につなげていく。

訪問見込み数 100人

(13) 療育相談支援事業

主に乳幼児健診において、発達面に関して要経過観察及び要精密と判定された児（保護者）に対して個別の支援計画を作成し、タイミングよく必要な相談（巡回療育相談、療育等支援事業、発達発達クリニック）又は支援等が受けられるように関係機関と連絡調整し支援する。

支援方針に関しては検討会を開催し、関係者間でフォローの進捗状況や児の状況確認等を行う。また療育が必要な児に対しては、スムーズに療育が受けられるように支援する。

(14) 育児相談（宮保セ 2 回/月）

保健センター開放と同時実施。

児の発育発達や子育て、予防接種等に関しての身近な相談の場として育児相談を実施する。相談は保健師等が行う。また、支援が必要なケースに関しては、担当者につなげる。 利用見込み者数 50 人（延）

(15) 保健センター開放（尾保セ 2 回/月、宮保セ 1 回/週）

子どもたちの身近で安全な遊び場として、また親子の交流の場として保健センターを開放する。 利用見込み者数 延べ 600 人

(16) 母子保健推進員活動支援事業

母子保健推進員は、母子に関する問題の把握や妊娠の早期届出、健康診査の受診勧奨、子育て支援の自主的な活動（子育てサロンの開催等）を行い、地域と行政のパイプ役となり、母子保健の向上を図るために配置されている。この推進員の活動が円滑に行われるよう、研修会の実施や活動への支援を行っていく。

委嘱者 15 人 研修会開催数 4 回 活動見込み件数 750 件

(17) 育児支援教室（2 保健センター×16 回/年）

子どもの発達段階にあった親子遊びをとおして、子どもの生きる力を最大限に伸ばし、母親の育児不安を軽減することを目的とし、虐待防止も視野にいたした育児支援を行う。対象は 1 歳 6 か月児健診、3 歳半児健診の結果、発達面に経過観察を必要とする児や、育児不安が強く、子育てへの支援が必要な保護者等である。対象児については個別の支援計画を作成し、関係者間で支援方針を検討しながらフォローしていく。おおむね教室参加後 6 か月～1 年後を目安に、療育が必要と思われる児に対しては巡回療育相談の利用と児童デイサービスの利用を勧める。

参加見込み数 子ども 150 人（延）

保護者 150 人（延）

(18) 母子保健の広報活動

町報へ 3 歳児健診及び就学時健診で虫歯のない児を掲載するなどして、母子保健・歯科保健に関する広報を行う。

(19) 親子教室（2 保健センター× 4 回/年）

心理カウンセラーを講師に招き、ワークショップ等を通して、乳児を持つ親への心理的な支援と、交流を目的として実施する。また、この時期に特に初めて子育てをする母親の育児不安の原因の一つになる離乳食について、栄養士から指導を行い、母親が安心して育児ができるように正しい知識技術を習得し、健康な母子関係の構築ができるよう支援する。

参加見込み数 乳児とその保護者 50 組

(20) ロ永良部島妊婦出産支援費助成事業

ロ永良部島には島内に分娩できる施設がない。そこで、妊婦が健診及び出産のために島外の医療機関に出向く旅費・宿泊費に要する経費の一部（5 万円）を助成し、経済的負担の軽減を図る。 1 人/年

(21) フッ化物洗口モデル事業

現在フッ化物洗口を実施している幼稚園 1 園、保育園 1 園・幼児学級 1 園が継続できるよう支援していく。さらに、保健所・口腔保健協会と連携しながら、新規に導入していく園が出てくるよう働きかけを行う。

(22) 未熟児養育医療給付事業・未熟児訪問指導事業

正常な新生児に比べて疾病に罹りやすく死亡率もきわめて高率である未熟児が、正常な心身の諸機能を獲得するための支援を目的とし、その養育に必要な医療の給付（養育医療に要する費用の支給）を行う。給付の対象は、出生体重が 2,000g 以下の者及び生活力が特に薄弱である等の母子保健法第 6 条第 6 項に規定される未熟児のうち、特に医師が指定医療機関で入院養育を必要と認めた者とする。申請に関しては、保護者が適正かつ円滑に申請を行い、給付を受けることができるように、母子手帳交付時や出生届時を利用して、養育医療の申請窓口や手続きについての周知・広報を行う。また、保健師は未熟児及び保護者を訪問し、必要な助言指導を行う。これは、県から町に権限委譲された事業である。

申請件数 4 件/年

(23) 心の健康相談事業

妊婦、子育て中の保護者等から育児不安や不眠などの心に関連する相談があった場合、保健師・心理カウンセラーがこれに応じる。 25 回/年

(24) 不妊治療旅費助成事業

不妊治療に係る通院や現地滞在等に要する旅費の一部を助成し経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを支援する。
12 件/年

(25) 新生児聴覚検査費用助成事業

聴覚障がいはいは早期に発見され適切な支援が行われた場合には、音声言語発達への影響が最小限に抑えられることから、早期発見・早期療育を図ることを目的として新生児期の聴覚検査を実施する。

初回検査はおおむね生後 3 日以内、確認検査は初回検査で偽陽性となったおおむね生後 1 週間以内の新生児に実施し、検査を希望する者に対してそれぞれ検査費用の一部を助成する。

（初回検査）80 件/年 （確認検査）5 件/年

2. 食生活改善事業

(1) 食生活改善推進員・8020運動推進員活動への支援

町民が規則正しい生活やバランスのとれた食生活を送り、健康で心豊かに過ごすことができるよう、身近で細やかな指導等を行う食生活改善推進員の活動を支援していく。自主活動の内容については、町の健康づくりの方向性と整合性を持たせた内容で活動ができるように研修会を開催する。加えて、食生活改善推進員が兼務し歯科保健・口腔保健の大切さを普及する 8020 運動推進員としての活動の支援も行う。また、そのための歯科保健に関する知識の普及や情報を伝達す

るための研修会を開催する。 委嘱者 18 人
 予定研修会（合同研修会） 4 回 （自主研修会） 4 回

（２）栄養士による栄養指導

健診や健康教室、電話において相談等に応じる。妊婦、乳幼児から高齢期までのあらゆるライフステージに応じた栄養指導を行い、地区住民の健康増進ならびに疾病予防を図る。事業については在宅栄養士を雇用し実施する。

個別栄養指導見込み 100 人

集団栄養指導見込み 190 人

３． 予 防 接 種 事 業 ・ 結 核 予 防 事 業

予防接種法に基づく予防接種は、広域的な疾病の発生防止及び個人の健康の保持増進を図るため、接種率の向上に努めるとともに予防接種による健康被害を未然に防止するため、関係機関との連携を密にする。なお、結核予防については、広報を強化し集団検診の受診率向上に努める。また、集団検診を希望する事業所に対しても実施する。

（１）結核予防事業

結核の新規患者は全国的には減少傾向だが、世界的にみると日本は結核の中蔓延国と位置付けられている。そうした中、鹿児島県は新規患者の増減を繰り返しており全国平均に比べると高いため、本町においても引き続き結核への感染予防及び蔓延防止対策を図ることが不可欠である。町民に対しては引き続き正しい知識の普及啓発を行い、BCG 接種の未接種者の減少や集団検診の受診率向上に努める。また、集団検診を希望する事業所に対しても実施する。

B C G 接種の実施（7～8 か月児健診と同時実施） 予定接種者数 130 人

結核検診（65 歳以上：肺がん検診と同時実施） 受診予定人数 1,300 人

（２）予防接種法による定期予防接種

予防接種法に基づく予防接種は、広域的な疾病の発生防止及び個人の健康の保持増進を図るため、正しい知識の普及を行い接種率の向上に努める。また未接種者への対策として、各種健診（特に 3 歳児健診時）や育児相談時に接種歴を確認し、接種スケジュール等についての指導を実施し、希望者がスムーズに接種できるように支援する。また予防接種による健康被害を未然に防止するため、関係機関との連携を密にする。

子宮頸がんについては、ワクチンの副反応があるため、積極的勧奨を控えている状態である。

種 別 ・ 区 分	予定接種者数
不活化ポリオ	40 人
四種混合（百日咳・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ）	350 人
MR（麻しん・風しん）	250 人
日本脳炎	680 人

ヒブ	370 人
小児肺炎球菌	370 人
B 型肝炎	250 人
破傷風・ジフテリア	120 人
インフルエンザ	2,700 人
水痘	250 人
高齢者肺炎球菌	600 人

(3) インフルエンザ対策

インフルエンザ予防接種補助は、65 歳以上と厚生労働省が定めた障害がある方を対象に行う。他の世代については、情報を提供しながら、任意の予防接種を勧めていく。一方で、今後、インフルエンザの強毒化に注意を払いながら、爆発的な感染を防ぐ対策を進めていく。

4. 健康増進事業

健康増進法に基づく健康増進事業は、町民の壮年期からの健康づくりと、脳卒中、心臓病等の生活習慣病の予防、早期発見、早期治療を図るとともに、住民の健康増進に資することを目的とする。事業内容は、健康増進法 17 条及び 19 条の 2 に規定に基づく事業のうち、①健康手帳の交付②健康教育③健康相談④訪問指導⑤歯周疾患検診⑥骨粗鬆症検診⑦肝炎ウイルス検診⑧健康診査・保健指導である。対象は健康手帳の交付・健康診査を除き、40 歳から 64 歳までの者とする。

(1) 健康手帳の交付

特定健診・保健指導等の記録、その他健康の保持のために必要な事項や資料を一冊につづっていくことで、自らの健康管理と適正な医療に資することを目的とする。交付にあたっては、目的や活用方法について説明する。

手帳交付見込み数 80 人

(2) 健康教育

「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的とし、健康教育を実施する。自分の現在の健康状態とこれまでの変遷を知り、今後を予測していただくことで、主体的な生活習慣改善の実践を促す。内容は、町の健康課題を反映したものにする。

集団健康教育 20 回/年(受講者見込み数 600 人)

(3) 健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的に、健康相談を実施する。

①総合健康相談 * 「心の健康相談」を含む。

21 回 / 年(相談者見込み数 延べ 30 人)

②重点健康相談

* 国保保健事業（重症化予防）と同時実施

高血圧、脂質異常症、糖尿病、骨粗鬆症、歯周疾患、女性の健康、
病態別（肥満、心臓病等） 16 回/年（相談者見込み数 延べ 260 人）

（４）訪問指導及び保健指導（面接・電話等）

健康診査の要指導者や療養上、保健指導が必要であると認められる者及びその家族に対して保健師や看護師が訪問し、その健康に関する問題を総合的に把握して必要な指導を行う。対象者については、国保部門や介護部門等の関係部署と連携し選定する。

訪問指導件数 20 人/年 面接 10 人/年 電話 5 人/年

（５）健康診査

疾病の早期発見・早期治療と、生活習慣病の予防・健康増進のきっかけとするため、次のとおり健康診査及び検診を実施する。

① 歯周疾患検診

高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防することを目的とする。対象は 40 歳、50 歳、60 歳及び 70 歳の者とし、個別通知する。検診は委託契約した町内の歯科医療機関で個別に受診する。
受診者見込み数 25 人

② 骨粗鬆症検診

骨粗鬆症は骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、早期に骨量減少者を発見し、骨粗鬆症を予防することを目的とする。対象は 40 歳、45 歳、50 歳、55 歳、60 歳、65 歳及び 70 歳の女性とする。特定健診と同時実施。
受診者見込み数 90 人

③ 肝炎ウイルス検診

肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、検診の受診促進を図り、もって住民が自身の感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関を受診することにより、肝炎による健康被害の回避、症状の軽減、又は進行の遅延を図ることを目的とする。対象は 40 歳又は 41 歳以上の方で過去に肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けたことがない者を対象とする。特定健診と同時実施。
受診者見込み数 130 人

④ 特定健康診査

生活習慣病予防に着目した健康診査を行う。対象は 40 歳以上の生活保護世帯の者を対象とする。
受診者見込み数 5 人

⑤ がん検診

がんの予防に関する正しい知識の普及と早期発見、早期治療を通じて、がん死亡を減少させることを目的とする。事業内容は、胃・大腸・肺・子宮・乳がん検診を実施。対象は 40 歳以上の方。ただし胃がん検診は 50～79 歳。

●胃がん検診 560 人

●大腸がん検診	1,300 人
●肺がん検診	1,610 人
●子宮がん検診	670 人
●乳がん検診	590 人

(6) その他の検診事業

疾病の早期発見・早期治療と、生活習慣病の予防・健康増進のきっかけとするため、次のとおり健康診査及び検診を実施する。

- ・腹部超音波検診 1,650 人
- ・前立腺がん検診 250 人
- ・胸部ヘリカルCT検診 クーポン 100 人 クーポン以外 390 人
- ・特定健康診査 *国保、生保以外 40 人
- ・骨粗鬆症検診 *節目外 600 人

(7) 健康づくり情報の提供

町の健康課題と整合性を持たせ、ハイリスクアプローチと同じテーマで健康づくりに関する知識の普及啓発をしていく。広報誌、特定健診結果報告会、各種検診の場を利用し情報提供していく。

(8) 心の健康相談事業

「眠れない。」「気分がしずむ。」などの心の健康に関する相談があった場合、保健師・心理カウンセラーがこれに応じる。 10 回/年

5. その他の保健事業

65 歳以上の者については、介護予防事業は、介護衛生課の地域支援事業で実施し、健康増進課においては、生活習慣病予防の観点から事業を展開する。64 歳未満の者と同じように以下の事業を関係各機関と連携を図りながら実施していく。

健康教育	20 回/年（受講者数見込み	700 人）
健康相談	40 回/年（相談者見込み	200 人）
訪問指導	延べ件数	10 件/年
面 接	5 件/年	
電話相談	5 件/年	

2. 保健センターの管理運営

すべての町民の健康増進及び健康管理の推進のための拠点施設として、健康増進事業、母子保健事業、予防接種事業、食生活改善推進事業等の各種事業における保健センターの活用を図る。今後も施設の補修等を実施し管理運営に努める。

【 介護衛生課 】

1 献血事業の推進について

町では、献血推進対策協議会と連携し、献血の必要性や認識を深め普及啓発に努め、献血者数の増加を図ります。今後も血液需要の増加が見込まれるため、安全に安定的に確保することが重要な課題となってきました。血液センターの業務集約化に伴う献血時間の短縮による献血者数の減少を補うため、新たな協力者・協力企業・団体の開拓を行い血液量の確保に努めます。

2 緊急時供血者登録制度の取り組みについて

夜間や血液製剤を確保できない緊急時、屋久島内での輸血用血液の確保を目的に、「屋久島町緊急時供血者登録制度」を設置し運用をしています。一人でも多くの命を救うため制度の周知と協力団体の賛同を得ながら、本制度の安定的な運営に努めます。

3 口永良部島巡回診療等の取り組みについて

特定診療科・歯科の診療機会が少ない中、県と連携し疾病の早期発見・治療並びに負担の軽減を図るため、赤十字病院主体の「特定診療科巡回診療」を引き続き実施します。

また、県医師会及び鹿児島大学病院の協力により、眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科の無料診療を実施します。（一部手数料を町負担）。さらに県保健医療福祉課及び県歯科医師会による無歯科医地区に対する「こじか号」歯科診療を年2回実施します。

4 口永良部島における救急搬送等の取り組みについて

救急時、常駐医師不在の中、町立診療所医師、医師会、屋久島徳洲会病院等との連携により対応していきます。県ドクターヘリ、県消防防災ヘリ、鹿屋海上自衛隊ヘリでの搬送体制が整備されている中、緊急の患者に対して、口永良部島出張所、総務課、熊毛広域消防分遣所、医療機関等と密に連携し対応していきます。

その中でもヘリ搬送に至らない急病人に対しては、渡船による緊急搬送の費用を補助し支援をしていきます。

5 狂犬病等予防対策について

(1) 犬の登録及び狂犬病予防注射の実施

狂犬病は発症すると治療はなく、人も動物も 100%死亡する恐ろしい病気であり先進国を含む多くの国で発生し年間 35,000 人から 50,000 人が死亡しています。現在狂犬病予防法により生後 91 日以上の子犬は登録と予防注射が義務付けられており、飼主に個人通知し予防注射、登録の徹底に努めます。また年2回の集合注射の機会を設け広報による周知や動物病院との連携により接種率の向上を図ります。

(2) 放浪犬対策等の実施

町内巡回や公民館等を通じ放浪犬の実態を把握し、保健所と連携して減少に努めます。また捕獲の際、飼い主の早期発見のため首輪への鑑札及び注射済票の装着を徹底させ、狂犬病予防法に基づく飼主の義務について周知及び指導を行います。

6 火葬場事業について

屋久島町斎場では、本年度もこれまで以上の住民サービス向上に心がけてまいります。火葬場業務員を1名雇用し、高齢化し増加する火葬件数に対応し、法に基づき円滑な業務遂行を図ります。また雨水による待合室外側ウッドデッキ防腐対策のための薬剤塗布により施設の維持管理に努めます。

○介護保険事業に係る一般会計計上分

《歳入》

1 低所得者保険料軽減対策について

公費を投入し、介護保険法に基づく所得段階の第1段階（第1段階：住民税非課税世帯で前年合計所得と課税年金収入の合算額80万円以下の人）の低所得者介護保険料の軽減を実施しています。国分（負担率50%）、県分（負担率25%）は、一般会計にて受け入れ、町分（負担率25%）を加えて介護保険事業特別会計へ繰り出ししています。

（1）国庫支出金	2,655 千円
（2）県支出金	1,327 千円

2 介護保険利用者負担対策について

（1）県補助金	318 千円
---------	--------

訪問介護サービスの介護報酬については、「離島等における特別地域加算」が加算されるため、均衡を図る目的で自己負担分が1割減算されています。そのうち利用者負担対策として半分を町が事業所へ補助することになります。この町負担の3/4分を県が町に補助するものです。

3 諸収入（ケアマネジメント分の介護報酬）	4,027 千円
-----------------------	----------

要支援1・2の高齢者のケアマネジメント分の介護報酬は、地域支援事業の交付金対象外のため一般会計で計上するものです。

《歳出》

1 介護保険利用者負担対策について

訪問介護サービスの介護報酬については、「離島等における特別地域加算」が加算されるため、均衡を図る目的で自己負担分が1割減算されています。そのうち利用者負担対策として、半分を町が事業所へ補助することになります。

(1) 介護保険利用者負担対策費（事務費含）	415 千円
------------------------	--------

2 繰出金	262,320 千円
-------	------------

介護保険特別会計への繰出金は、介護給付費分として153,981千円、総合事業分として5,382千円、包括的支援・任意事業分として4,347千円を繰り出しています。

また、低所得者保険料軽減分として5,310千円を繰り出しています。

3 地域包括支援センター経費について	6,891 千円
--------------------	----------

要支援1・2の高齢者のケアマネジメントに係る経費等となっています。

【 環境政策課 】

平成 29 年度の環境政策課の事業は、屋久島憲章、屋久島町長期振興計画、屋久島町環境基本条例、屋久島町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例、その他関係法令に基づき、世界自然遺産の島にふさわしい自然環境の保護とその活用に向け、以下の事業を実施する。

1. 環境対策費 4. 1. 8

(1) 屋久島・ロ永良部島ユネスコエコパークの取り組み

屋久島・ロ永良部島ユネスコエコパークは、平成 28 年 3 月 19 日にその名称とゾーニングなどの拡張登録が認められた。今後は、ユネスコエコパークの事業及びリマアクションプランに基づく管理運営計画の策定が求められている。

このことから、地域推進協議会における検討を行うほか日本ユネスコエコパークネットワークにおける登録地としての役割を果たす。

【歳出】

屋久島・ロ永良部島ユネスコエコパーク地域推進協議会委員謝金	66 千円
屋久島・ロ永良部島ユネスコエコパーク地域推進協議会専門部会委員謝金	30 千円
日本ユネスコエコパークネットワーク各会合旅費	241 千円
屋久島・ロ永良部島ユネスコエコパーク地域推進協議会委員費用弁償	171 千円
屋久島・ロ永良部島ユネスコエコパーク地域推進協議会専門部会費用弁償	22 千円
日本ユネスコエコパークネットワーク負担金	100 千円

(2) エコツーリズム推進の取り組み

屋久島特有の自然や文化の保全と活用を地域振興につなげるエコツーリズムを推進するために、屋久島町エコツーリズム推進協議会の事務局として、エコツーリズムの推進に取り組む。

ガイド公認制度の本格運用に向け、屋久島学試験を実施するための屋久島学テキストの作成、観光基本計画の基本方針に示すエコツーリズムによる価値の創造と観光立町のため、屋久島町エコツーリズム推進全体構想の策定に取り組む。

【歳出】

屋久島公認ガイド公認証製作費	23 千円
公認ガイド制度公式ホームページサーバーリース料	7 千円
屋久島町エコツーリズム推進協議会負担金	85 千円

(3) 世界自然遺産地域ネットワーク協議会の運営

世界自然遺産登録 20 周年を機に「屋久島からのメッセージ」として情報発信した、知床、白神山地、小笠原を構成する 8 町村が連携する組織である世界自然遺産地域ネットワーク協議会が、平成 28 年 6 月に発足し、町長が会長、本課が事務局を担っている。

このネットワークで取り組む施策の検討及び会員の相互理解を図るための研修会を開催する。

【歳出】

会議室使用料	30 千円
普通旅費	250 千円

(4) 屋久島総合自然公園管理事業

ヤクシマシヤクナゲをはじめとした屋久島の固有・希少植物の保護増殖を目的とした野生植物園の運営とイベント及び地域の憩いの場として活用される公園の管理を行う。

【歳入】

屋久島総合自然公園使用料	137 千円
苗木販売収入	840 千円
社会保険料（個人負担）	916 千円
雇用保険料（個人負担）	19 千円

【歳出】

雇用保険料	67 千円
社会保険料	1,845 千円
育苗及び管理賃金 2 名	4,752 千円
野生植物園受付賃金	1,980 千円
公園緑地草払賃金	160 千円
消耗品費（管理消耗品費）	156 千円
電気代	540 千円
水道代	42 千円
プロパンガス代	22 千円
修繕費	200 千円
草刈り用燃料代	43 千円
電話代	34 千円
管理棟用トイレ汲み取り代	15 千円
浄化槽検査手数料	8 千円
野外ステージ浄化槽管理委託料	114 千円
電気主任業務委託料	155 千円
送電線維持管理業務委託料	108 千円
公園入口及び駐車場敷地借地料	492 千円
育苗用原材料費	300 千円

(5) ゆのこのゆ管理事業

特殊公衆浴場として運営しているゆのこのゆは、衛生管理を徹底し、町民に親しまれるよう利用促進に取り組む。

【歳入】

屋久島総合自然公園温泉使用料	700 千円
ゆのこのゆ石鹸代	14 千円
雇用保険料（個人負担）	9 千円

【歳出】

雇用保険料	25 千円
-------	-------

消耗品費（清掃・売払物品）	48 千円
泉水購入費（屋久島森林管理署から）	50 千円
給湯ボイラー燃料費	368 千円
電話代	27 千円
浄化槽検査手数料	7 千円
温泉成分分析検査手数料	200 千円
ゆのこのゆ浄化槽管理委託料	64 千円
温泉施設受付員業務委託料	2,184 千円

（６）国立公園関係事務

鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づき、国立公園内における各種行為の許可申請に係る進達業務を行う。

また、国立公園の健全な利用と価値を町民に普及するために、環境省、屋久島環境文化財団と連携して自然に親しむ集いを開催する。

【歳入】

権限委譲交付金	221 千円
自然に親しむ集い参加料	1 千円

【歳出】

運転手賃金	7 千円
講師謝金	10 千円
参加者保険料	2 千円

（７）低炭素地域社会づくりの取り組み

屋久島の電力供給が CO2 排出の少ない水力発電で賄われている地域特性を活かし、化石燃料になるべく頼らない地球温暖化対策のモデル的な取り組みを鹿児島県（地球温暖化対策課）が進めている。

屋久島低炭素社会地域づくり構想に基づき、電気自動車の購入助成や急速充電器の設置、サポーターの募集など屋久島 CO2 フリーの島づくりのため、会議の開催支援を行う。

（８）屋久島世界遺産地域連絡会議への参加

平成 24 年度に改定した屋久島世界遺産地域管理計画に基づき、遺産地域の保全に係る各種制度を所管する関係行政機関と連携を図り、遺産地域の利用面に係る保全策等について、地域意見を反映するよう科学委員会及び幹事会、平成 29 年に設置された屋久島世界遺産・国立公園における山岳部利用のあり方検討会に参加する。

【歳出】

普通旅費	138 千円
------	--------

（９）ウミガメ保護監視業務

絶滅のおそれのあるウミガメを保護するため、鹿児島県ウミガメ保護条例による保護監視業務を行うとともに、権限委譲されたウミガメの捕獲行為等の許認可事務を行う。

また、ラムサール条約に基づき登録された永田浜の保全と活用に向け、永田ウミガメ保全協議会に参加する。

また、近年、ウミガメ観察者が増加している栗生浜における観察ルール の周知を図る。

【保護監視業務員配置海岸】

永田（前浜・いなか浜）、一湊（一ツ浜・二ツ浜）、栗生（栗生浜・サゴシ浜）、中間（中間浜）、安房（田代浜）、口永良部島（美浦海岸）

【歳入】

ウミガメ保護監視員設置事業補助金	552 千円
権限委譲交付金	39 千円

【歳出】

普通旅費	28 千円
消耗品費（タグ・乾電池等）	21 千円
永田浜ふ化場樹脂ポール柵	174 千円
ウミガメ保護監視員業務委託料	1,186 千円
日本ウミガメ協議会負担金	10 千円
ラムサール条約登録市町村会議負担金	20 千円

(10) 公害対策事業

屋久島電工株式会社の操業に係る環境への影響対策は、環境保全協定による自主規制に取り組まれているが、その効果を検証するため、町内4箇所において、二酸化硫黄の測定調査を継続し、住民生活への影響を調査する。

【歳出】

硫黄酸化物測定業務委託料	234 千円
--------------	--------

(11) 宮之浦川上流域整備検討委員会の取り組み

多様で豊富な自然環境や先人たちが森と関わってきた林業遺構などが残る、宮之浦川上流域（空間・資源）の普遍的価値を確認・発掘・再定義し、屋久島ならではの地域づくりを行う施策等を検討しているが、今後検討会としてのあり方を検討する。

【歳出】

宮之浦川上流域活用検討委員会委員謝金	87 千円
宮之浦川上流域活用検討委員会費用弁償	92 千円

(12) 屋久島町青少年研修センター管理事業

青少年及び教育団体等の健全育成として、東京環境工科専門学校をはじめ、屋久島に関する調査を行う団体や社会教育関係団体に貸し出しするために必要な維持管理を行う。

【歳入】

屋久島青少年研修センター使用料	13 千円
-----------------	-------

【歳出】

運転手賃金（東京環境工科専門学校の送迎）	20 千円
電気代	90 千円
水道代	34 千円
プロパンガス代	28 千円
灯油代	10 千円

電話代	23 千円
インターネットプロバイダー代	51 千円
汲み取り代	20 千円

(13) 屋久島学ソサエティの活動支援

町民と研究者が屋久島学を通じて連携し、地域の課題解決と地域づくりに向けた付加価値化につなげる屋久島学ソサエティの運営を支援する。

(14) 課内共通費用

【歳入】

雇用保険料（事務筆耕個人負担）	5 千円
-----------------	------

【歳出】

雇用保険料（事業者負担分）	15 千円
賃金	1,342 千円
普通旅費	28 千円
ガソリン代	245 千円
全国環境自治体会議負担金	50 千円
水と緑のふるさと環境基金積立金	1 千円

2. 山岳部保全対策費 4. 1. 9

(1) 世界自然遺産屋久島山岳部環境協力金事業の実施

屋久島山岳部利用対策協議会と屋久島山岳部車両運行対策協議会が統合し発足した屋久島山岳部保全利用協議会の事務局として、世界自然遺産屋久島山岳部環境協力金事業の収納のほか山岳部の保全と利用に係る施策の協議を行う。なお、町事務局では山岳部保全募金の収入管理、し尿搬出業務の執行、バイオトイレ・淀川登山口トイレ・携帯トイレブースの管理など施設の維持管理を行い、現地事務局では職員管理を主に行う。

【歳入】

世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金	83,300 千円
世界自然遺産屋久島山岳部環境保全基金繰入金	67,504 千円

【歳出】

消耗品費（協力者証作成等）	7,554 千円
電気代(バイオトイレ他施設)	450 千円
修繕費（歩道等応急措置）	2,300 千円
印刷製本費（リーフレット増刷）	1,200 千円
燃料費	974 千円
通信運搬費	100 千円
し尿運搬手数料	17,466 千円
使用済み携帯トイレ回収費	492 千円
淀川登山口トイレ汲み取り料	200 千円
荒川登山口トイレ汲み取り料	902 千円
現地事務局前トイレ汲み取り料	440 千円
携帯トイレブース及び新高塚小屋 TSS トイレ維持管理委託料	797 千円
大株トイレ・バイオトイレ清掃委託	1,501 千円

バイオトイレ維持管理料	702 千円
車両借り上げ	174 千円
コピーリース料	168 千円
屋久島山岳部保全利用協議会運営負担金	32,084 千円
世界自然遺産屋久島山岳部環境保全基金積立金	83,300 千円

3. 不快害虫等蔓延防止対策事業 4. 1. 11

住民の生活に多大な被害を及ぼしているヤンバルトサカヤスデの蔓延を防止するため、駆除作業及び環境整備を実施する。また、ヤンバルトサカヤスデ対策検討委員会を開催し、各地区の発生状況等について情報の共有を図るとともに、駆除方法や蔓延防止対策についての検討を行う。不快害虫の発生地区が主体となり蔓延防止対策を実施する場合は、交付金を交付することによりその活動を支援する。

ガジュマル等の樹木に多大な被害を与えているオキナワイチモンジハムシについても駆除作業を実施する。

また、ヤクシカの里地への生息拡大によるヤマビル駆除対策についても地区の要請に応じ、薬剤散布や配布を行い、蔓延防止に努めたい。

【歳入】

社会保険料	357 千円
雇用保険料	10 千円

【歳出】

対策委員会会議費（委員謝金・費用弁償）	213 千円
消耗品費（駆除薬剤費）	4,783 千円
駆除業務職員賃金	2,717 千円
不快害虫等蔓延防止対策事業業務委託料	7,172 千円
ヤンバルトサカヤスデ蔓延防止対策交付金	1,020 千円

4. 廃棄物対策事業 4. 2. 1

屋久島クリーンサポートセンターでの可燃ごみ、資源ごみ等の再資源化及び中間処理により、屋久島町の資源循環型社会の構築を目指し、廃棄物処理にかかる取組みを強化していく。

また、町内における不法投棄物の監視や回収に努め、旧焼却場の整備を含め、環境保全対策の強化を図りたい。

（１）一般廃棄物収集運搬事業

町内の一般廃棄物の収集及び運搬計画については、第8期分別収集計画により分別収集を徹底し処理に努める。

住民サービスを基本に、屋久島における一般廃棄物の収集体系を整備し、今後も新たな分別収集やステーション回収及び新規設置等に取り組んでいきたい。また、環境美化推進員を配置し、研修会等を実施して十分な周知・啓発を行う。町民の要望に対しても分別収集体制を基本に検討や改善を図りたい。

【歳入】

一般廃棄物処理手数料	36,204 千円
------------	-----------

一般廃棄物処理業許可手数料	7 千円
空き缶売払い収入	3,035 千円
再商品化合理化拠出金	1 千円
社会保険料（ごみ袋等配達業務員）	254 千円
雇用保険料（ごみ袋等配達業務員）	6 千円

【歳出】

環境美化推進員委員謝金	754 千円
消耗品費（指定ごみ袋）	20,437 千円
印刷製本費（ステッカー等）	670 千円
指定ごみ袋交付手数料	3,494 千円
空き缶処理業務委託料	6,247 千円
ごみ収集業務委託料	72,000 千円
ごみ袋配達及び廃食用油回収業務委託料	1,708 千円
環境保全対策交付金	4,524 千円

（２）旧焼却場整理事業

旧宮之浦・尾之間ごみ焼却場にストックしてある各種ごみを処理するため、分別作業を行い、ごみ処理施設へ運搬して適正な処理に努める。

また、金属類の搬出作業や粗大ごみ類の破砕とともに、地表上の空きビン等、これまで保管していたごみの処理に必要な設備の設置や旧施設の整理事業を計画的に実施する。

【歳出】

旧宮之浦焼却場整理事業委託料	5,230 千円
旧尾之間焼却場整理事業委託料	12,800 千円

（３）不法投棄対策事業

屋久島地区廃棄物不法処理連絡協議会（屋久島町・屋久島保健所・屋久島警察署・産業廃棄物協会熊毛支部）四関係機関のもと、毎年 11 月が監視月間であるための不法投棄監視パトロールの体制強化を図りたい。一般廃棄物の不法投棄、産業廃棄物の不適正保管や野焼きなどの不法処理についても連携して調査を行い、廃棄物処理に対するモラルの向上や法令順守の徹底に向けた指導体制の構築を図る。

【歳出】

不法投棄物回収に伴う重機借上げ料	180 千円
------------------	--------

（４）廃棄物減量等推進対策事業

資源循環型社会構築に向け、一昨年度から細分化した紙類、プラスチック・ビニール類の分別排出を促進する他、我が国で取り組まれている自動車リサイクル法や家電リサイクル法並びにパソコンリサイクル法等への対応及び廃棄物政策の重要課題である発生抑制、再資源化の向上に努める。

また、レジ袋の有料化による CO2 削減に向けた取組み運動を強化すると共に、観光客等についてもチラシや看板等により、引き続きマイバッグ持参運動を推進してごみの減量化に努める。

(5) 使用済自動車等海上輸送費補助事業

使用済自動車の再資源化に関する法律（自動車リサイクル法）による使用済自動車の処理を適正に行うため、使用済自動車の本土への海上輸送について、(財)自動車リサイクル促進センターの「離島対策支援事業協力出損金」制度を有効活用し、海上輸送に係る経費の8割を助成する。

また、自動車関連事業者の協力のもと、町民に対しても処理方法の周知・啓発を行い不適正管理状態の使用済自動車の島外搬出を促進する。

【歳入】

使用済自動車リサイクル出損金（517 台分）	4,586 千円
------------------------	----------

【歳出】

使用済自動車海上輸送費補助金（517 台分）	4,587 千円
------------------------	----------

(6) 生ごみ堆肥化事業

家庭から排出される生ごみの処理については焼却処理せず、堆肥化を積極的に進め、地域内で循環するリサイクルシステムを運営することで、住民が参画する資源循環型社会の構築、地球温暖化防止対策等、世界自然遺産の島にふさわしい環境と生産活動が調和した産業の構築を図る。

また、口永良部島においては、収集した生ごみを処理施設まで搬入することが困難なため、家庭用コンポストの普及に向けた取組みを推進し、コンポスト購入に要した費用の一部を助成して堆肥化を図る。

【歳出】

生ごみ処理業務委託料	26,601 千円
コンポスト購入費補助金	20 千円

(7) 廃食用油再資源化事業

家庭及び事業所から排出される廃食用油については、直営で収集を行いBDF 燃料として精製し、公用車等の燃料として活用する。

また、混入物が多く精製できないものについては、島内での処理が不可能なため、有価物として島外業者に売却し適正処理に努める。

【歳入】

有価物売払収入	250 千円
---------	--------

【歳出】

消耗品等（回収タンク等）	400 千円
役務費（廃油輸送費）	179 千円
使用料及び賃貸借料（ユニック借上げ）	360 千円
原材料費（メタノール・苛性カリ等）	194 千円

(8) 廃家電海上輸送費補助事業

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づく特定家庭用機器廃棄物の処理を適正に行うため、屋久島から鹿児島市にある指定取引所までの海上輸送経費に係る負担額の一部を助成する。

【歳出】

家電リサイクル離島対策協力補助金

1,560 千円

5. ごみ処理施設管理事業 4. 2. 2

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律及び屋久島町ごみ処理施設条例に基づき、ごみ処理施設（屋久島町クリーンサポートセンター）において一般廃棄物の処理及び再資源化を行う。生成された炭化物及び再資源化物（プラスチックビニール類・紙類）についても、業者と協働して再資源化を行い、町内外での有効利用を推進する。

ごみ処理施設は、効率的でかつ安全安定的な管理運営を目指すとともに、資源ごみの再資源化による歳入の確保とランニングコストの節減に努め、施設の充実を図り施設周辺の環境美化に努める。

また、各施設及び旧焼却場の環境調査の実施、排出ガス、放流水や地下水等のダイオキシン類濃度等の測定や、搬入されるごみ組成調査を行う。

小中学校や婦人会等、各種団体の視察研修を積極的に受け入れ、ごみ処理施設の概要や処理方法等の説明を行い、住民への更なるごみ分別の啓発に努め、分別収集体制の確立に努める。

【歳入】

ごみ処理施設直接搬入手数料

804 千円

有価物売払収入

4,230 千円

自動販売機電気料

30 千円

【歳出】

普通旅費

382 千円

機械・機器消耗品費

20,000 千円

光熱水費

72,000 千円

炭化炉・溶融炉・事務機器修繕料

29,460 千円

燃料費

12,889 千円

通信運搬費

1,663 千円

手数料

6,180 千円

保険料（サポートセンター 4t トラック及び公用車）

30 千円

浄化槽保守点検維持管理委託

292 千円

町有施設管理委託（屋久島クリーンサポートセンター）

126,287 千円

可燃物再資源化委託料

10,800 千円

一般廃棄物再資源化委託料

34,000 千円

容器リサイクル法処理委託

98 千円

環境調査委託料

3,712 千円

リサイクル品再資源化委託料

2,262 千円

飛灰処分委託料

4,083 千円

機械器具リース料

4,789 千円

重機借上料

450 千円

自動車重量税（サポートセンター 4t トラック及び公用車）

43 千円

6. し尿処理施設管理事業 4. 2. 3

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び屋久島町し尿処理施設条例に基づき、し尿処理施設において処理業務を行う。

し尿処理施設は稼働から19年目に入るが、機器・装置類が耐用年数に達していることから、適宜オーバーホール・小規模な修繕を実施することにより機器・装置類の故障を未然に防止し、大規模な改修工事等を行わずに管理運営ができるよう努める。

電気制御機器類も耐用年数を超えている状況にあるが、障害発生による運転停止などの不安要因を最小限にとどめるため、予備品確保と併せて予防保全のための整備を図る。

施設の運転管理については、可能な限り地元業者の活用を図り、経費の削減と併せて技術力の確保に努める。臭気対策として活性炭の取替や脱臭装置の整備点検を拡充し、余剰汚泥の抑制や施設整備に努め、ランニングコストの節減を図り運転効率の向上に努める。

【歳入】

し尿投入手数料	2,000 千円
社会保険料	1,288 千円
雇用保険料	31 千円

【歳出】

施設機械・機器修繕料	31,000 千円
受入貯留槽清掃業務委託料	3,500 千円
環境調査委託料	1,500 千円

7. 合併処理浄化槽設備費補助事業 4. 2. 4

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、生活排水処理基本計画に基づき、小型合併処理浄化槽の設置を推進する。

今年度は、小型合併処理浄化槽80基（5人槽62基・7人槽15基・10人槽3基）、町単独補助（11人槽以上の専用住宅及び専用住宅以外の建築物に設置する小型合併処理浄化槽）10基の補助を計画している。

また、既存の単独処理浄化槽からの小型合併処理浄化槽への転換を推進するため、単独処理浄化槽の撤去費用に対する補助を継続する。

補助基準額（内訳）

単位：千円

	基準額	国	県	町	町単独	補助金額
5人槽	332	166	83	83	182	514
7人槽	414	207	103.5	103.5	177	591
10人槽	548	274	137	137	198	746
撤去費用	90	45	22.5	22.5	0	90
補助対象外	0	0	0	0	100	100

【歳入】

合併処理浄化槽設置整備事業費補助金（国庫）	14,444 千円
合併処理浄化槽設置整備事業費補助金（県費）	7,222 千円

【歳出】

小型合併処理浄化槽設置費補助金	44,421 千円
-----------------	-----------

【 農林水産課 】

国は、農林水産業の構造改革や新たな需要の取り込み等を通じて農林水産業や食品産業の成長産業化を促進するための産業政策と、国土保全といった多面的機能の維持・発揮を促進するための地域政策を両輪として、幅広い政策分野にわたって必要な施策を進めるとの観点に立ち、若者たちが希望を持てる「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創りあげることとしている。

本町においても、6次産業化をはじめとする県内外の需要拡大、農地中間管理機構の整備、林業・水産業の成長産業化、多面的機能の維持・発揮、経営所得安定対策に対応していく。

本町の農業については、高齢化、担い手不足、後継者不足や遊休農地化等が進んでおり、厳しい状況にある。このことから、屋久島町担い手育成総合支援協議会のもと関係機関・団体と連携のうえ、取り組みを充実させ、担い手育成を総合的に推進する。

多面的機能の維持・発揮については、平成24年度から屋久島町人・農地プラン検討委員会を立ち上げ、地域（集落）単位の農業の将来像に向けた話し合いやプラン作成について取り組んでいる。また、多面的機能支払交付金を活用し、組織の共同活動により農地等の保全管理を行っているが、人・農地プラン及び多面的支払交付金事業においても、未実施地区があることから、活用に向けた推進を図っていく。

長年基幹作物として取り組んでいる果樹については、気象災害等の影響や老木化に伴い、生産量の低迷が続いている。老木等の更新や改植に向けた事業の推進を強化し、樹園地の若返りに取り組むことで、栽培面積の維持・拡大に努め、安心・安全で消費者に求められる高品質の果樹生産に向けた取り組みを進めていく。また、平成28年度にたんかんブランド産地として再認定を受けたことから、今後も屋久島から出荷される農産物の銘柄確立に向けて、JAと連携して積極的にPR活動に取り組んでいく。

平成26年度から「離島活性化交付金」を活用して“戦略産品に指定した農林水産物”の海上運賃の一部助成に取り組んでいるが、今後も新たに創設される「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（仮称）」や「離島活性化交付金」を活用し、輸送費の低コスト化を図る。

鈴岳地区（尾之間・小島・平内・湯泊）畑総事業による鳥獣害防止柵の整備、中山間地域総合整備事業により、農地の有効利用（担い手農家へ農地集積等）やシカ・サル等による農産物等の被害軽減を図りながら、バレイショ、実エンドウ等の露地野菜をはじめ、ソロヤムや焼酎加工用さつまいもの作付面積の拡大促進、また、茶、花卉等自然の特性を生かした畑作営農のさらなる振興を図るなど、農家の経営安定と所得向上へ向けて取り組んでいく。

環境に優しい農業の推進に向けて、平成23年度から取り組んでいる環境保全型農業直接支援対策事業を通じ、有機栽培に取り組む農家への支援を行うとともに、農業用廃プラスチック類の適正処理に取り組んでいく。

青年就農者の確保に向け、平成24年度から取り組んできた青年就農給付金事業を通じて、農業を志す人の就農意欲の喚起と就農後の定着へ向けた取り組みを進めていく。

また、平成26年度から取り組みが始まった認定新規就農者制度を活用することで、新規就農者の確保・育成に取り組む。

ミカンコミバエについては、侵入警戒調査を継続し、再侵入の早期発見に努めるとともに、発生時の防除を迅速に対応するために関係機関の連携を深める。

有害鳥獣による農林業の深刻な被害に対処するため、鳥獣被害防止総合対策事業により、協議会の開催や、新規狩猟者の確保に向けた助成、猟友会が実施する有害鳥獣捕獲等に対する活動補助の強化等駆除及び被害防除対策を講じていく。

国有林内においても、「屋久島国有林内におけるシカ対策推進協定」に基づき、屋久島森林管理署・屋久島町・上屋久猟友会・屋久町猟友会で連携し、共同で取り組むことにより、捕獲強化及び被害防除対策を実施していく。

以下、費目ごとの主な予算額については、次のとおり。

①農業総務費（66,163 千円）

人件費、施設管理経費、各種協議会負担金 他

②農業振興費（44,996 千円）

農業管理センター負担金	4,000 千円
屋久島ブランド産地定着化事業負担金	500 千円
屋久島地域果樹産地協議会負担金	500 千円
輸送コスト支援事業補助金	15,546 千円
農業者経営所得安定対策推進事業補助金	1,035 千円
新たな水田農業確立推進事業補助金	111 千円
機構集積協力金	2,779 千円
人・農地問題解決加速化支援事業費	131 千円
地域間交流（菊陽・日田市）事業費	908 千円
直営試験園管理委託	420 千円
認定農業者支援事業補助金（特認事業補助）	600 千円
農業農村活性化推進施設等整備事業補助金	13,192 千円
環境保全型農業直接支援対策事業補助金	1,587 千円

③農地費（199,064 千円）

農道及び水路補修工事（吉田・栗生地区）	1,000 千円
農道内原線整備工事	27,000 千円
土地改良区運営費補助金	6,800 千円
畑総・かん排償還助成金	80,118 千円
多面的機能支払交付金	17,086 千円
経営体育成促進事業費	400 千円
農道太田平線道路舗装工事（L=90m）	17,000 千円

④農業農村整備事業費（68,959 千円）

団体営水利施設整備工事	20,000 千円
県営畑地帯総合整備事業負担金	30,770 千円

県営中山間地域総合整備事業負担金	8,000 千円
県営農地整備事業負担金	6,750 千円
県営水利施設整備事業負担金	3,439 千円

⑤農業後継者対策費（11,193 千円）

学習農園設置事業	441 千円
青年就農給付金（7 名予定）	10,500 千円

⑥特産品加工販売施設管理費（32,035 千円）

栗生ふれあい加工センター防水等補修工事	16,000 千円
安房特産品加工販売施設防水等工事	7,500 千円

⑦鳥獣被害対策費（47,548 千円）

鳥獣被害防止総合対策交付金	32,444 千円
有害鳥獣捕獲対策事業補助金	12,450 千円
有害鳥獣被害防除対策補助金	2,000 千円

⑧特殊病害虫対策事業費（450 千円）

畜産については、現在セリ価格も高値で推移しているので、今後も子牛の商品性を高めるため各町営牧場の機能を強化する。また、飼料費等の経費が値上がりしていることから、経費節減に向けた経営指導を行い所得の向上に努める。

旭牧場については、町有繁殖牛 150 頭を確保するために、優良雌牛を自家保留するとともに、母牛の計画的更新を図る。

子牛育成センターでは、引き続き農家の子牛（離乳後 3 ヶ月以降）を預かることにより農家の労働力を軽減するとともに均一な子牛の生産に努め、所得の向上を図る。

長峰牧場では、町有子牛、口永良部島で生産された子牛、農家の妊娠牛を受け入れることで、農家の牛舎施設の有効利用を図り、飼養管理の省力化により農家の負担軽減に努める。

牧場の採草放牧地が更新時期に来ているため、引き続き畜産基盤再編総合整備事業により、整備を行う。

以下、費目ごとの主な予算額については、次のとおり。

①畜産費（12,837 千円）

畜産基盤再編総合整備事業業務負担金	3,382 千円
家畜診療所運営補助金	2,004 千円
種子島家畜衛生処理組合負担金	322 千円
家畜導入事業基金国庫返納金	4,175 千円

②町営牧場管理運営費（68,152 千円）

人件費、施設管理経費 他

林業については、スギを中心とした人工林が利用期を迎えており、間伐実施面積の増加に伴い、年々木材生産量が増加している。このため、安定した新たな市場の開拓が喫緊の課題となっている。

このような中、屋久島森林組合が中心となり、新たに中国や熊本県の大型製材工場へ間伐材の島外出荷に取り組んだところであるが、内地と比較して輸送にコストがかかるため森林所有者の収益が少ないのが現状である。

このため、離島のハンディキャップである海上輸送等の手間・経費を削減し、森林所有者の収益増加と地域林業振興を図る目的として「屋久島地杉加工センター」が整備されたことから、関係機関と連携して、間伐材の安定的な供給体制を確立する。

また、新たに導入した木材加工機械を活用し、これまでの伐採、製材に加え、加工、販売へ繋げることで、島内産材のブランド化を図り、製材生産量の拡大、雇用や所得の向上を図る。

併せて、「離島活性化交付金」を活用して、輸送費の低コスト化を図るとともに、島内での木材需要拡大を図るため、引き続き地元スギ材を活用して建築する新築住宅に対し一部助成を行う。

また、県内では、木質バイオマス発電事業や大手木材加工メーカーの進出等により、ますます木材の需要が伸びることが予想されていることから、路網の整備や機械化の促進、効率的な木材流通体制の整備や森林資源を環境利用していくための採取・再造林の一体的な取り組みを推進するとともに、計画的な森林整備を進めていくため、国の交付金事業を活用し、施業の集約化に向けた合意形成活動を強化し、森林経営計画の作成に向け支援を行う。

国との「屋久島地域森林整備推進協定」に基づき、民有林・国有林が連携して間伐等の森林整備を進める。北部団地内においては、木材を効率的に搬出するため、骨格的林道となる屋久島北部線の整備を推進する。

公共的機能の高い松林について、松くい虫の被害を事前を守るため、樹幹注入及び地上散布を実施し、その他の松については、被害が飛散・拡大しないよう伐倒くん蒸による駆除を実施する。

地域の森林整備の中核的担い手である森林組合については、経営改善計画に基づく健全な組合経営が図られるよう指導・助言を行う。

以下、費目ごとの主な予算額については、次のとおり。

①林業総務費（15,411 千円）

人件費、施設管理経費、各種協議会負担金 他

②林業振興費（97,786 千円）

松喰虫防除委託（地上散布・伐倒くん蒸）	1,810 千円
景勝松林保全対策事業委託（樹幹注入）	1,428 千円
屋久島杉材の魅力・再発見事業	3,413 千円
森林づくり推進活動委託	900 千円
里山林総合対策事業委託	1,000 千円
機械器具リース料	8,088 千円
森林整備地域支援交付金	10,200 千円
森林整備促進事業補助金	3,550 千円
島内産材需要拡大対策事業補助金	2,000 千円
戦略産品輸送支援補助金	48,704 千円
屋久島森林組合運営資金貸付金	10,000 千円

水産業については、温暖化による影響や漁業者の高齢化により、水揚げの大半を占めるトビウオ漁や瀬物・サバー本釣り漁の全体的な漁獲量は年々減少している。更に海外輸入品の消費増加により、地元水産物の消費減少等を原因とした魚価の低迷から漁家経営は厳しい状況が続いている。

このようなことから、県の「水産業復興基本計画」に基づき、持続的、安定的な漁業資源を確保するため、計画的な漁場の整備、藻場の造成、有用魚介類の種苗放流を行い、適切な管理による資源回復を活用した「つくり育てる漁業」等の推進を図る。

また、国庫補助等を活用し、若手漁業者の技術研修等を取り入れ、後継者や新規就業者の育成・確保を図る。また、海上輸送費の支援や流通体制の拡充による鮮魚価格の安定、水産加工品の新商品開発や販売対策に努める。

今後は、屋久島漁協との連携を更に強化し、地元水産物の情報発信や漁業振興大会（お魚祭りや料理教室等）を開催し、地元消費の拡大を図る。

以下、費目ごとの主な予算額については、次のとおり。

①水産業総務費（480 千円）

各種協議会負担金 他

②水産業振興費（11,359 千円）

離島漁業再生支援交付金 11,060 千円

③漁港管理費（2,092 千円）

町管理漁港施設維持管理経費、各協議会等負担金

【 商工観光課 】

1 商工関係

(1) 商工業者等の育成に関する事項

わが国の経済情勢は、大企業の収益状況の改善など、回復傾向が続いていると言われておりますが、小規模事業者を取り巻く経営環境は、円安による原材料費の上昇、非製造業の人手不足等により景気回復の実感が得られていない状況にあります。

そのような中、平成 26 年 6 月に「小規模企業振興基本法」「小規模支援法」が成立し小規模事業者の持続的発展にあてた政策がとられました。

これによって、小規模事業者への支援メニューが大きく充実され、小規模事業者にとっては厳しい経済環境の中ではありますが、多くのチャンスが与えられる状況にあります。

このような時こそ、屋久島町商工会との連携を更に強化し、商工業者への事業支援をおこない、商店街の活性化を図っていきます。

具体的には、前年に引き続き町内商工業者の育成及び振興を目的とし、商工業者の経営の安定を図るため、運転資金貸付金制度や制度資金の借入者に対しての利子補給補助金や地場産業の振興に資することを目的として、屋久杉加工協同組合への組合運営資金貸付金を継続します。

また、昨年 12 月、管内小規模事業支援のために策定した「経営発達支援計画」が国の認定を受けたので、制度を積極的に活用し地域商工業の発展を推進していきます。

平成 26 年度に商工業の発展的な支援を強化するために創設した「屋久島町特産品等販路拡大助成金」について平成 27 年度は 15 件、589,000 円の活用がありました。今後も積極的な活用を推進するため広く周知に取り組みます。

「関西かごしまファンデー」など県外で開催されるイベントの参加にあたっては、近畿屋久島会など出郷者の組織と密に連携を図りながら、協働により屋久島町 P R のための魅力的な商品の開発や紹介をおこなう等積極的な展開に努めます。

共同店舗施設については、快適な施設を目指し、入店者とともに施設内外の整備を徹底し、利用者の利便性を高めるとともに入店している店舗が継続的な営業展開ができるようにバックアップすることで地域の活性化も図ります。

商工総務費	61,993 千円	商工会補助金	3,970 千円
		屋久杉加工組合貸付金	5,000 千円
		販路拡大補助金	1,000 千円
共同店舗管理費	3,742 千円		

(2) 消費者行政関係

消費者をめぐる状況も近年、経済情勢の変化、情報化社会の進展、様々な取引をめぐるトラブル、身近な事故の多発など、その環境に大きな変化が生じています。

平成 29 年度においては昨年に引き続き「地方消費者行政活性化交付金」を活用して、消費者へチラシ配布をし、消費者相談窓口の啓発をおこないます。

また、年々多様化する商取引間のトラブル、振り込め詐欺等について、県の消費者行政担当課及び県消費生活センターと連携し、被害の未然防止に取り組んでいきます。

印刷製本費 500 千円

(3) 特産品推進事業に関する事項

安房にある特産品展示館「杉の茶屋」については、28 年度において指定管理者の募集に対し、該当者がいない状況だったので 29 年度において、再度募集していきます。

宮之浦の「コミュニティプラザ屋久島館」については、宮之浦の中心地に位置しており、町民は基より観光客とのふれあいの場、町の伝統・食文化に関する情報発信の場、また地域住民の福祉の向上の場として大いに利活用していきたいと考えます。

特産品展示館維持管理費 1,241 千円

2 観光関係

低迷していた屋久島の入込客数は、平成 28 年の秋口からようやく増加傾向にあるものの決して楽観視できる状況ではありません。平成 28 年 4 月から 9 月まで入込客数の数値で対前年比 96.9%となっています。

このような現状を踏まえ、平成 27 年度に策定した屋久島町観光基本計画に沿った事業を展開することで、官民一体となった観光地づくりを展開していきます。

- エコツーリズムの島「屋久島」から世界に誇れるワンランク上の観光まちづくり
- 地域資源（ヒト・モノ・カネ）の融合による循環する仕組みづくり
- 満足度向上につながる受入基盤・環境の整備と情報発信
- 「島いところ」の精神によるおもてなし
- 協働による広域的・横断的ネットワーク体制づくり
- 自然の鼓動を体感する火の島「口永良部島」の活用

以上の屋久島町観光基本計画の 6 つの基本方針を念頭に置きながら、平成 29 年度は次のような主要施策に取り組めます。

- (1) 観光関係機関・団体との連携をより一層強化することで、訪れる観光客へのおもてなしを推進します。特に屋久島観光の窓口となる屋久島観光協会との連携は不可欠であることから、屋久島観光協会の運営を含め、効率的かつ効果的な業務が遂行できるよう適切な助言を行います。
- (2) 屋久島町観光基本計画に明記している（仮称）屋久島観光推進会議を発足させるこ

とで、より具体的に観光産業とその他の産業との連携構築に努め、観光振興とあわせた地域振興を図ります。

- (3) 観光客の動向に係る正確なデータの収集・管理に努める。
- (4) 平成 28 年度より商品説明会等への参加については、町が一部補助することにより即効性のある観光誘致活動を展開することで誘客につなげます。
- (5) 平成 25 年度より継続して取り組んでいる教育旅行に対しては、より具体的にすすめるために主要都市（東京・大阪・福岡）を中心に屋久島らしいプログラムを発信し、より具体的な提案を行います。
- (6) 県単事業の「魅力ある観光地づくり事業」等の補助事業を積極的に活用し、国籍や老若男女、障害等の有無や種類・程度に関わりなく全ての人が満足する屋久島らしい観光地づくりに努めます。
- (7) 県から受託し業務を行っている国立公園内の登山歩道、県営避難小屋、山岳トイレなどの維持管理については、関係する機関・団体などとも連携を図りながら、利用者の視点にたった立場で、不便を感じさせない、より快適な状態を保てるように努めます。
- (8) 県内の主要観光都市との連携については、継続して霧島市（霧島屋久観光連絡協議会）及び指宿市（指宿・屋久島広域観光推進協議会）との更なる連携強化を図り、観光協会との緊密な連絡をとりながら、具体的な展開を図ります。また、県外においては、九州の玄関口である福岡市との観光連携を深め、港・空港が結ぶ上質なミスを提供できる環境づくりをすすめ誘客を図ります。
- (9) ヤクスギランド、白谷雲水峡、ガジュマル公園など本町の主要観光地は、屋久島の顔とも言える場所であるので、常に快適な状態で来場者を迎えるように心がけるとともに、それに携わっているスタッフもその責務を十分に理解し、きめ細かな配慮を心掛けます。また、屋久島レクリエーションの森保護管理協議会と連携を図り、接遇研修等を通して職員等の資質向上に努めます。
- (10) 町内 3 カ所の海水浴場の維持管理については、まずは安全面の確保が大前提であることから、平成 28 年度に移行したレスキュー関連の団体等による管理運営などをより推進します。
- (11) 観光振興・地域振興の一環として実施している各種イベントについては、そのあり方等検証を重ねながら、効率の良い内容の確立に努めます。また、オフシーズンといわれる 12 月から 2 月までの冬場において、イベントの開催だけではなく、荒天時でも楽しめる屋久島らしい新商品の開発などそのニーズにあったメニューづくりに努めます。
- (12) 広範囲に点在する観光施設等の整備・点検については、すべての人が満足し、より楽しく旅行が思い出深くなるよう、施設の清掃・美化活動を通して、維持管理に努めます。
- (13) 口永良部島の観光振興については、火山の恵みを受ける島として屋久島と違った魅力を有していますが、まずは、復興とあわせた観光の推進を図り、火山と共存しながら

ら、さらなる進化を目指した取り組みを行います。

●西之湯、寝待温泉の復旧 など

(15) インバウンド事業の実施

国の施策により年々増加基調にある外国人観光客に対してきめ細やかな対応ができるよう平成 28 年度においても英語版総合パンフレットの作製（修正・最新版）などに取り組みます。

(16) 平成 26 年度に締結した観光連携に関する協定に基づき、屋久島高校と連携し取り組みを行い、屋久島観光の活性化のための活動を展開します。

(17) 屋久杉自然館の管理運営

「屋久島のすべてを語る博物館」として、また「地域の博物館」として、次の 5 つを柱として、これまで以上に歴史や文化を踏まえた内容の充実を図ります。

～屋久杉自然館の持続可能な管理運営のための 5 つの柱～

①地域博物館本来の機能の充実と地域博物館としての役割の確立

②観光施設として耐え得る施設づくり

③収支バランスを踏まえた管理運営

④人材の育成

⑤次世代に引き継ぐべき貴重な収蔵資料と活用

●主要事業

○高度な館内解説体制の確立

○平成 29 年度屋久杉自然館特別展

「縄文杉発見 50 周年記念関連特別企画・縄文杉ものがたり」の開催

○（故）高田久夫氏収蔵資料の保存

○周辺植生の整備と利活用

○2017 あなたが選ぶ屋久島写真コンテスト

○地域との連携を含めたオリジナルグッズの開発

○開かれたクラフト室の運営（随時受け入れクラフト教室の開催等）

○教育旅行受け入れ体制の整備

観光費	44,964 千円
観光施設整備費	50,249 千円
屋久杉自然館管理費	35,284 千円

【 建設課 】

建設行政の方針

生活の基盤、産業の基盤となる一体的な交通環境づくりと災害に強いまちづくりを進め、住民の財産と安全を守るための施策の実現に努める。

1. 漁港整備事業

漁船の安全係留および漁業の基盤整備を充実するため、漁港の機能保全と維持補修に努める。

① 水産基盤機能保全事業

- ・機能保全港漁整備工事（栗生漁港） 120,300千円
- ・機能保全計画策定業務委託料（栗生漁港・志戸子漁港） 16,000千円

② 漁港の維持補修費

- ・維持補修費（修繕料、工事材料費） 900千円
- ・栗生漁港避難航路浚渫業務委託料 600千円

③ 県営事業負担金

- ・県営特定漁港漁場整備事業負担金（口永良部漁港） 3,422千円
- ・県単漁港整備事業負担金（口永良部漁港・一湊漁港） 300千円

2. 道路橋りょう整備事業

地域住民の利便性及び安全性を図り、地域経済に寄与する生活基盤の整備と道路環境の維持・補修・美化に努める。

① 社会資本整備総合交付金事業

- ・町道安房中学校線道路改良工事 30,000千円
- ・永久保第4号幹線改良舗装工事 7,000千円
- ・野平線改良補修工事 20,000千円
- ・麦生高平線改良舗装工事 7,000千円
- ・恵比須通り線改良舗装工事 10,000千円
- ・橋梁調査点検業務委託 25,000千円
- ・工事測量設計業務委託 15,000千円
- ・建物等補償費 50,000千円

② 道路維持補修費

- ・町道等危険箇所整備工事 5,000千円
- ・集落内道路整備工事 5,000千円
- ・維持補修費（修繕料、重機借上料、工事材料費） 4,000千円

③県営道路事業負担金

- ・地方特定道路整備（白谷雲水峡線・屋久島公園安房線） 3, 5 0 0 千円

④離島活性化交付金

- ・口永良部島ヘリポート道路整備 1 2, 0 0 0 千円

3. 河川整備事業

河川の氾濫や土砂災害の未然防止に努め、住民の生命財産を守り、安全安心な生活環境を確保するとともに、自然環境に配慮した河川整備に努める。

① 河川維持補修費

- ・維持補修費（修繕料、重機借上料） 2, 1 0 0 千円
- ・水門等管理委託料（永田川・一湊川・栗生川） 1, 0 0 0 千円

4. 港湾整備事業

港湾の機能保全と維持補修に努める。また、屋久島の海上交通の要である宮之浦港・安房港の整備を促進し、大型船寄港による経済の活性化を図る。

① 港湾維持補修費

- ・維持補修費（修繕料、工事材料費） 1, 2 0 0 千円

② 県営事業負担金

- ・防災安全交付金事業負担金（宮之浦港・安房港） 1 2, 0 0 0 千円

5. 都市計画事業

快適な都市空間をつくり、住民に安らぎと安心を与える街路の整備・維持に努める。

① 都市計画維持補修費

- ・宮之浦街路灯設置工事 4, 8 0 0 千円
- ・清掃委託料（安房墓地公園・中通線） 2 7 0 千円

② 県営事業負担金

- ・ふれあいとゆとりの道づくり事業負担金（宮之浦地区） 1, 6 0 0 千円

6. 危険家屋解体撤去事業

町内の景観及び住環境の向上並びに安心安全を確保する為、危険家屋の撤去を推進する。

① 危険家屋解体撤去補助事業

- ・危険家屋解体撤去補助金 1, 5 0 0 千円

【 議会事務局 】

議会事務局は、地方自治法第 138 条第 2 項により設置され、本町における行財政全般に係る意思決定機関である議会の権能が十分に発揮できるよう、各種法令及び会議原則を遵守した議会運営に関する事務、議員共済事務等の議会に関する全ての事務を総務課及び県町村議長会との連携を図り運営する。

平成 29 年度の事業計画は、例年どおり、定例会及び臨時会の開会、常任委員会及び特別委員会の運営等の他、郡議長会研修、議員大会等への参加を予定している。

また、より住民要望を反映する議会機能の活性化に向け、議会報告会や全員協議会の開催、各種団体との意見交換、議会だよりの充実を図る。

1 議会等の開催について

(1) 定例会の開催

屋久島町議会の定例会の回数を定める条例及び屋久島町議会の定例会の期月を定める規則により、3 月、6 月、9 月及び 12 月の計 4 回の定例会を開催する。

議会事務局においては、主に、議事日程作成等運営に係る事務、一般質問の集約、請願・陳情整理表の作成、委員会審査にかかる諸事務処理を行う。

(2) 臨時会の開催

臨時会は、特定の事件に限りその事件を審議するために招集される議会である。

平成 29 年度はこれまでの実績を考慮し、宮之浦及び尾之間で各 2 回(計 4 回)の開催を予定している。

(3) 議会運営委員会の開催

議会の円滑かつ効率的な運営のための諮問機関であり、定例会においては開会 5 日前に、臨時会においては開会前までに議会運営委員会を開催する。なお、定数は 7 名となっている。

(4) 常任委員会について

本議会は委員会主義を採用しており、総務文教常任委員会(定数 8 名)、産業厚生常任委員会(定数 8 名)のいずれかの委員会に議員が所属している。

(5) 特別委員会について

平成 28 年度の各会計歳入歳出決算にかかる認定審査を行う決算審査特別委員会(定数 8 名)を改選後の初議会で設置する予定である。

(6) 広報委員会について

議会広報委員会は、議会の公開原則及び議員活動を周知するために、議員互助により設置された委員会(定数4名)であり、定例会ごとに屋久島町議会だよりを作成している。

なお、委員会運営に要する費用は議員の会費により賄われているが、議会だよりの印刷製本については、ページの単価による競争見積りによる随意契約を行い支出する。

また、広報委員は議長会主催の広報研修会に参加し、製作に関する技術を学ぶ。

(7) 全員協議会の開催

全員協議会では、円滑な議会運営のための意見調整のほか、議会に事件提案される前に議会意向を町政に反映させるための協議、また、事務事業等の進捗状況等の情報共有を図るために開催する。費用については、他の会議と併せて開催し、支出の節減を図る。

(8) 議会活動に関する費用

議員報酬については、毎月22日を基準に支給する。なお、議員共済組合負担金については、負担率が前年度と比較し1.3%減少したことから、574千円の減額となっている。

2 鹿児島県町村議長会について

鹿児島県町村議長会は、県下24町村議会で組織し、事務局を自治会館内に置き、議員を対象にした研修会の企画、議会事務処理の適正化を確保するための調査研究、町村の懸案事項解決に向けた政務事務、町村議会議員共済・県市町村総合事務組合業務のうち市町村非常勤職員公務災害補償・新団体補償制度の事務を行っている。本町事務局では、本会の会員として議会活動の活性化のための研修会等の参加、各種調査の対応、議員の福祉の充実のために連携を図る。

なお、共済事務については、全国的な市町村合併の進展に伴い、町村数及び議員数が激減し、事務が全国会へ一元化されている。

3 熊毛郡町議会議長会について

熊毛郡町議会は熊毛郡内3町議会の連絡協調を図り、議会の円滑な運営と各町の振興発展に寄与することを目的に活動する。

4 種子島屋久島議会議員大会

1市3町が抱える当面の諸課題等の共有と、その対応を審議するために開催して

いる。また、大会で採択された事項については、県の関係機関や県議会に対しての要望活動を実施する。

平成 29 年度は第 6 回大会で、西之表市での開催予定である。

5 会議録の調製について

会議録は、定例会及び臨時会における本会議の録音テープの反訳及び 80 部の印刷製本を委託する。契約相手については、1 時間あたりの単価による競争見積もりにより決定する。

定例会における委員会記録については、各所管課の職員に要点記録作成を依頼し、各常任委員長の確認の上、事務局において保管する。

6 議長及び議会選出議員の公務費用

上記のほか、県政説明会、熊毛地区消防組合議会、植樹祭などへ必要に応じて出席する。

【 選挙管理委員会事務局 】

●選挙管理委員会

- ① 定例委員会（毎月 1 回開催）
委員報酬 委員長 月額 44,600 円
委 員 月額 31,600 円（3 名）
- ② 臨時委員会（選挙時必要に応じて開催）
- ③ 選挙人名簿の定時登録事務 年 4 回（6 月，9 月，12 月，及び翌年 3 月）
- ④ 選挙人名簿の選挙時登録事務（選挙時のみ）
- ⑤ 海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の登録事務 毎年 1 回
- ⑥ 検察審査員候補者の選定事務 毎年 1 回
- ⑦ 裁判員候補者の選定事務 毎年 1 回
- ⑧ 鹿児島県選挙管理委員会連合会総会・研修会，選管連熊毛支会総会（5 月），熊毛支会開催の委員研修会（2 月開催予定：中種子町）への参加
- ⑨ その他報告関係事務等
執行経費として 10,731 千円を計上

●選挙啓発

- ① 町明るい選挙推進協議会総会・研修会の開催（5 月開催予定）
- ② 県明るい選挙推進協議会熊毛支会総会への参加（5 月末予定：鹿児島市）
- ③ 明推協熊毛支会開催の委員研修会への参加（11 月開催予定：屋久島町）
- ④ 選挙啓発活動 屋久島高校 3 年生（18 歳新有権者）を対象とした出前授業の実施（5 月予定）を始め、中学校生徒会役員選挙（10 月予定）へ投票記載台と投票箱の貸し出しと屋久島町明るい選挙推進協議会委員が立会指導を行う等若年層への選挙啓発
- ⑤ 選挙啓発活動（啓発ビラ配り）の実施（選挙ごと）
- ⑥ 選挙啓発冊子「しろばら」の全戸配布（1 月予定）
執行経費として 362 千円を計上

●町議会議員選挙

任期満了により平成 29 年 9 月執行予定
執行経費として 8,286 千円を計上

【 監査委員事務局 】

監査委員の業務については、町の財政に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行について、各法令の規定に基づき監査・検査・審査を行い、その結果、必要があるときは意見を添えて報告及び公表することになっている。

監査委員事務局は、監査委員の業務が、円滑かつ適正に行われるよう、情報の提供、資料の収集、助言等、補助・補佐する機関として設置されているところである。

本町における財政状況は、更に厳しい状況に推移していくことが予測される状況であり、その状況の健全化を図るためには、歳入面にあつては、確実な自主財源の確保、歳出面にあつては、徹底した無駄の排除、経費の削減に努めるべきであり、このことは職員各位が認識し、不断の努力が必要であると、これまでの監査等の都度報告してきたところである。

したがって、その取組みを促す監査効果を発揮するため、各種テーマの随時監査で補完を予定し、本町の財務に関する事務の執行が地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に則って行われているかどうか特に意を用い、監査等を行うことに必要な業務経費及び事務局の運営経費を予算計上している。

なお、それぞれの監査等においては、過去に実施した同様の監査等において指摘した点や、意見を付した件についての改善・検討状況等のフォローアップを併せて行うことで、監査委員による監査等が一過性のものに終わることなく、町の財政及び事務事業の健全化に資するよう努めていく。

○ 監査委員について

監査委員は屋久島町監査委員条例第2条の規定により2名が選出されている。識見を有する者から選任される委員は、平成23年12月26日に選任され、平成27年12月26日から引続き2期目の任期に入っている。議会議員から選任される監査委員は、平成25年10月1日に選任されている。

報酬については、屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、月額報酬を支給する。

識見監査委員 平成27年12月26日～平成31年12月25日

議選監査委員 平成25年10月1日～平成29年9月30日

○ 例月出納検査について

地方自治法第235条の2第1項及び屋久島町監査委員条例第8条の規定により、検査基準日を前月末とする例月出納検査を原則毎月10日に実施する。

検査の方法としては、通帳・証書残高（現金残高）と会計処理済台帳並びに監査委員が指定する検査調書との照合を行う。併せて財務に関する事務の適法性・効率性の検証を行うため伝票（歳出伝票、流用伝票、調定伝票等）の審査を実施する。

○ 定期監査について

地方自治法第199条第4項及び屋久島町監査委員条例第4条に規定する定期監査として、平成29年9月末を基準とする平成29年度一般会計及び特別会計の執行状況を始めとする財務に関する事務の執行及び経営に係る事務管理の監査を実施する。

また、併せて行政監査についても実施する。

○ 決算審査について

地方自治法第233条第2項及び屋久島町監査委員条例第9条の規定による平成28年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算、同法第241条第5項の規定による基金運用状況の審査とともに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項による健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査、同法22条第1項による公営企業ごとの資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行う。

○ その他監査の実施について

地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査として、貯蔵品監査、工事執行監査を引続き実施するほか、学校備品監査を実施する予定としている。

また、平成27年度から実施している地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助団体監査についても、引続き実施する予定としている。

○ 鹿児島県町村監査委員協議会会員としての活動

鹿児島県町村監査委員協議会は、県内の監査委員が会員となり構成されているが、県内外での監査業務に係る情報提供はもとより、本町の監査業務に関する相談窓口ともなっている。当協議会が実施する調査の協力及び総会・研修会に参加する。

- (1) 平成28年度監査活動に関する調査
- (2) 監査委員・補助職員研修会の参加
平成29年 7 月開催予定
- (3) 定期総会及び監査委員・補助職員研修会の参加
平成30年 2 月開催予定

○ 熊毛郡監査委員協議会会員としての活動

熊毛郡監査委員協議会は、熊毛郡内の監査委員で組織されているが、熊毛管内の情勢に則した監査等実務の情報交換を行う組織となっている。

なお、本協議会の事務局については熊毛 3 町が 2 年ごとに受け持つことになっており、今年度からは屋久島町が事務局である。

- (1) 臨時総会
平成29年 7 月開催予定（県研修会に併せて開催）
- (2) 定期総会及び研修会
平成30年 2 月開催予定（県定期総会に併せて開催）

【 農業委員会事務局 】

改正農業委員会法が平成２７年８月２８日に可決成立し、同年９月４日公布、平成２８年４月１日施行された。本町の農業委員の任期は、平成２９年７月１９日までとなっており、任期までは、在任特例により身分が保障され本町が新体制に移行するのは、平成２９年７月２０日からとなっている。

今回の改正の主なポイントは、農業委員の選出方法の見直し、これまでの公選制から、議会の同意を要件とする市町村長の選任制への移行、農業委員定数の削減、農地利用最適化推進員の新設である。

また、これまで農業委員会は、農地法に基づく許認可事務のほかに、農地利用の確保・農地の効率利用の事務について「行うことができる」とされていたが、今回の法改正により、「行うべきもの」として任意業務から必須業務として位置付けられた。農業委員会は許認可業務だけでなく、担い手への農地利用集積・耕作放棄地の発生防止解消・新規農業者の参入促進に積極的に取り組んで行くべきものとして、農業委員会の担う役割がより強固に位置付けられたところである。

このことを踏まえ、農地等の利用の最適化の推進を図るため以下のとおり事業計画を定める。

１．改正農業委員会法への対応（新体制移行）

今回の法改正において、委員の選出方法が公選制から市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制に変更されたが、これは地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に就任するようにするために行われたものである。

委員の選任に当っては、認定農業等が委員の過半数を占めるようにすること等、法で定められた要件を満たすことはもちろんのこと、その趣旨を踏まえ、候補者の掘り起こしを積極的に行い、定数以上の候補者を確保するよう務めていく。また、農業委員の任命に当っては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないよう配慮しなければならないとされていることから、女性や若者への積極的な働きかけを行っていく。

２．農地等の利用の最適化の推進活動の展開

農業委員及び農地利用最適化推進委員は、農地等の利用の最適化の推進を図るため、以下の「現場活動」を展開する。

- 人・農地プランなど、集落における農業者の話し合いの場づくり
- 戸別訪問や調査などによる農地の出し手や受け手への意向確認を踏まえた担い手に対する農地のあっせん

- 農地の出し手に対する「農地中間管理事業」の活用促進
- 遊休農地の発生防止・解消に向けた農地利用状況調査、農地利用意向調査の実施
- 農地のあっせんや農地所有者等との調整活動を通じて、既存の担い手だけではなく、新規就農者や企業等の参入支援を図っていく

3. 「農地保有に係る課税の強化・軽減」の適正な事務実施

平成 28 年度税制改正において、遊休農地への固定資産税課税の強化が行われる一方、一定の要件を満たす農地中間管理機構への農地の貸付けを行った場合、最長 5 年間、当該農地の固定資産税が 2 分の 1 に軽減されることとなった。

このことを踏まえ農業委員会における確実な事務実施に向けて以下の対応を図っていく。

(1) 「課税の強化」への対応

利用意向調査を確実に実施するとともに、遊休農地所有者に対し「協議の勧告」に至った場合は当該農地の固定資産税額が約 1.8 倍となることを周知するよう働きかける。

(2) 「課税の軽減」への対応

措置の実施は、農業委員会から市町村税務部局への情報提供によってのみ行われることから、適用対象者に不利益が生じないように、税務部局との連携を密にし、情報提供を行っていく。

4. 情報提供・広報活動の強化

農業委員会活動や業務を広く周知するとともに、地域における課題や農政に関する町民からの提案及び農業者の意向把握などの情報活動の推進に努める。

- (1) 町の広報誌やホームページを活用しての農業委員会活動の情報提供
- (2) 全国農業新聞の普及拡大

5. 農政・研修活動の実施

地域の農業の発展及び行動する農業委員会づくりのため、農政活動及び研修活動の充実に努める。

- (1) 関係機関及び団体との連携強化
- (2) 農作業労働賃金等に関する調査

【教育委員会 教育総務課】

< 基本方針 >

本町教育振興計画の基本目標である「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」では、知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する「生きる力」を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人づくりと、伝統文化を尊重し、それらを育んできた自分たちの郷土と国を愛する態度を養い、これからの国家及び地域社会づくりに貢献できる人づくりの視点にたって教育活動に取り組む必要があります。

そのためには、教育行政の責任執行機関である教育委員会と、その構成員である教育委員が地域住民の意思を反映し、その期待に応えられるように自らの責任を十分に果たせられるよう情報を共有し、新しい教育委員会制度のもと町長部局との連携を一層密にします。

学校教育は、子どもたちが確かな学力や自ら考えて行動する力、生命や人間関係を大事にする豊かな心、健康な身体を育み、未来にはばたく夢や希望を抱かせるものでなければなりません。そのために、学校や児童生徒の実態と地域の特性を踏まえ、学校の教育課題とその解決策を明確にし、子どもの姿に結果を出す教育実践に努めます。また、各教科・道徳・特別活動・学校行事等を通じて「思いやりの心」あふれる児童生徒の育成を図り、いじめ防止並びに不登校対策など具体的な取組を強化し、園児や児童生徒が、安心・安全で学べる環境や施設設備の整備に努めます。

特に重点課題の一つである「生き生きキラキラ元気あふれる屋久島っ子を育てる」学校づくりのためには、子どもたちが、「喜び勇んで登校し、納得・満足して下校する学校」を目指します。

各学校では、毎日分かる授業を展開し、基礎・基本の定着はもとより、知・徳・体の調和と共に、行動力とたくましさ、積極性、さらには国際化や情報化など変化の激しい社会に対応できる「生きる力」を身に付けさせます。また、家庭や地域との連携のもとに、郷土や我が国の自然や優れた歴史・伝統・文化に関わる学習をとおして感性を豊かにします。

家庭では、基本的生活習慣はもとより、大事な価値観である愛情・責任・規範意識などを家族全員がお互いの姿を見合いながら育み合っていく家庭教育の充実に努めます。

さらに、乳幼児期に発達の重要性を認識し、幼稚園や保育園等と家庭が一体となって育児を進められるように、幼・保・小の連携も一層密にしていきます。

本町に多い小規模校においては、交流学习を推進して一層教育効果を高めるとともに、世界自然遺産の豊かな自然を生かした特色ある教育活動として屋久島型 ESD（持続発展教育）を引続き推進し、その取組を町内外に発信します。

以下、主な事業計画は、次のとおりです。

1 教育委員会費

定例教育委員会において、本町教育の・基本計画・施策、関係機関施設の管理運営等についての議決はもとより、当面する教育課題等についての論議、情報提供及び意見交換並びに学校訪問や行事参観等を通して本町教育行政の推進に資するとともに、会議結果の公表や、開かれた教育委員会等の在り方についても更なる検討を重ねながら「屋久島町教育大綱」に沿った、町長部局との連携を図る。

また、地域住民の意思を反映し、その期待に応えるための自らの責任を十分果たせるよう、教育委員としての資質の向上を図るため研修会等へ積極的に参加する。

・予算額 1, 871千円

2 事務局費（予算額）

(1) 教育支援委員会

障害のある幼児及び児童生徒に関し、総合的、科学的判別を行い、適正な就学判断と継続支援を行うため、教育支援委員会を開催する。（年3回）

・事業費 137千円

(2) 育英奨学資金貸与事業（歳計外：定額運用基金による運用）

屋久島町内に3年以上生活の本拠を有する者の子弟で、高等学校(高等専門学校を含む。)若しくは、

大学等に在学しており、学業及び人物が優良であるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対し、育英資金の貸与を行う。

・事業費 15,960千円

継続29名(大学23人・島外高校3人・屋久島高校3人) 9,360千円

新規21名(大学14人・島外高校6人・屋久島高校1人) 6,600千円

(3) 人材派遣事業

本町在住の中学生・高校生を海外に派遣し、外国の歴史や文化、生活に直接触れさせることで国際的視野の拡大を図るとともに、本町の国際化促進に寄与できる心豊かなたくましい人間の育成を図る。

・事業費 2,500千円

・派遣期間 7～8月 約3週間

・派遣先 ニュージーランド(ダーガビル)

・派遣人員(予定) 中学生・高校生 6名

(4) 学校司書業務担当者の配置

学校図書等の整備、また、児童生徒への読書啓発活動のため、学校司書業務の担当者4名を配置する。

・事業費 9,139千円

(5) 地域ぐるみ学校安全体制推進事業(スクールガード・リーダー配置事業)

防犯の専門家を、スクールガード・リーダーとして2名を配置し、子どもの登下校時等の安全確保を行う。

また、スクールガード(安全ボランティア)との連携や指導等を通して、その取組を支援する。

(北部地区1名・南部地区1名配置)

・事業費 514千円

(6) スクールカウンセラーの派遣

学校における生徒の心のケア、教職員・保護者の相談等に対応するため、専門的な立場からの指導・助言を行う。

・事業費 282千円

(7) スクールソーシャルワーカーの派遣

学校における児童生徒の心のケア、問題行動等に対応する校内支援体制の構築や支援の在り方のアドバイス、関係機関との連携等を行う。

・事業費 496千円

(8) 養護教諭の配置

金岳小・中学校の学級減により、養護教諭が配置されないことから、町費で養護教諭を採用・配置し、児童生徒の健康・安全面の管理・保健指導等を行う。

・事業費 4,284千円

(9) いじめ問題防止対策

いじめ防止等に関する機関及び団体の連携、いじめ防止の実効的対策、重大事態発生時における対処を図る。

・事業費 1,051千円

3 教育振興事業

(1) 外国青年招致事業(英語助手)

プログラムコーディネーターとして外国青年等2名を雇用し、国際性豊かな児童生徒の育成のための国際理解、異文化理解学習の推進に努めるとともに、小学校及び中学校における外国語授業会話の補助、教員に対する現職研修への協力等を通して、児童生徒のコミュニケーション能力の向上を図る。

・事業費 7,462千円

(2) 特別支援教育支援事業

学校教育法等改正に伴い、小・中学校において障害等のため教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対して、日常生活の介助及び学習活動上のサポート等適切な教育を行うため、支援員を配置する。

発達障害の疑いのある児童、広汎性発達障害、知的障害、情緒障害、LD、ADHD等の疑いのある

児童を支援するために、合計14名を配置する。

・事業費 15,262千円

- ・配置校 宮浦小学校・安房小学校・神山小学校・八幡小学校
栗生小学校・永田小学校・小瀬田小学校・一湊小学校
中央中学校・安房中学校・岳南中学校

(3) 教職員健康診断・児童生徒耳鼻咽喉科検診事業

学校保健法に基づき、学校教育の円滑な実施に資するため、教職員の健康診断及び児童生徒の検診を実施し、治療の勧告やその他保健上必要な助言を行い、健康管理と保健指導に努める。

・事業費 2,022千円

(4) スクールバス委託事業及び高校通学バス委託事業

遠距離通学をしている児童生徒及び高校生の交通の安全確保を図るため、委託事業を継続して行う。

・事業費 76,896千円

- ・岳南中学校通学バス委託 13,824千円
- ・北部小・中学校通学バス委託料 29,484千円
- ・屋久島高校通学バス委託料 33,588千円

(5) 自然体験学習事業

郷土教育の視点から、児童生徒が郷土の自然に対する体験的な学習を通して、郷土についての理解を深め郷土愛と自然を守る豊かな心を育むことを目的に、教育環境の整備や実践活動の推進を図る。

・事業費 780千円

(6) 山海留学実施事業

地元児童と留学児童の相互作用により教育効果の向上と振興を期し、あわせて校区の活性化と発展を図るため、永田小学校（かめんこ留学）、栗生小学校（まんてん留学）、八幡小学校（じょうもん留学）において山海留学制度を実施する。金岳小中学校（南海ひょうたん島留学）においては、留学制度実施再開を検討したうえで、平成29年度実施に向けた募集等PR活動に取り組む。

・事業費 8,331千円

- ・かめんこ留学 2,800千円
- ・まんてん留学 920千円
- ・南海ひょうたん島留学 2,776千円
- ・じょうもん留学 1,640千円
- ・山海留学実行委員会 195千円

(7) 特別支援学校在籍児童生徒教育扶助事業

本町の児童生徒が島外の特別支援学校等に在籍したとき、定期的訪問に必要な旅費の一部を扶助することにより、対象世帯の負担軽減を図る。

・事業費 798千円

(8) ESD（持続発展教育）推進事業

世界自然遺産や伝統文化等を素材とした学習を通して、体験活動と地域の人とのつながりから「学び、考え、行動する力」と「自尊感情」を高めることを目的として、屋久島らしい特色ある教育を推進する。

・事業費 110千円

(9) 離島高校生修学支援金交付事業

へき地教育振興法等に基づき、離島高校生修学支援費が設けられたことに伴い、高校が設置されていない口永良部島の中学生の高校進学に対する保護者の負担軽減を図る。

・事業費 3,086千円

(10) 教育支援センター事業

不登校の状態にある児童及び生徒を対象として、自立を促し集団生活への適応力の向上を図り、在籍する学校への復帰を支援する。

・事業費 2,226千円

4 教職員住宅事業費

小・中学校に勤務する教職員が安心して職務に専念できるように、教職員住宅の住居環境の整備を図る。

・事業費 12,820千円

教員住宅改修工事	4, 0 0 0千円
教職員住宅浄化槽設置工事	4, 0 0 0千円
修繕料	4, 8 2 0千円

5 小学校学校管理費

学校の円滑な運営及び活力ある学校の創造的経営を図るため、各小学校へ管理費を配分する。

・予算額 3 4, 8 2 3千円

6 小学校事務局費

(1) 就学時健康診断事業

学校保健法に基づき、就学前の健康診断を通して、健康で安心して就学のための手立てと必要な助言・指導の機会とする。

・事業費 2 2 7千円

(2) 児童各健康診断事業

学校保健法に基づき、学校医・学校歯科医・学校薬剤師を委嘱し、児童の健康診断を実施することにより、心身の健全な発達や健康の保持増進に努めるとともに、学校教育の充実を図る。

・事業費 2, 1 8 9千円

学校医・歯科医・薬剤師報酬 1, 751 千円

児童各検査委託料 438 千円

(3) 小学校施設等整備事業

学校施設等の老朽化に対処するため、補修及び改修等を行い、児童が安心して学べるための施設整備を図るとともに、教育現場の安全性の確保に努める。

また、教育備品等の購入により教育施設の拡充と環境整備を図る。

・事業費 1 9 3, 7 3 7千円

施設修繕費 9, 920 千円

備品購入費 11, 933 千円

栗生小体育館防災機能強化事業 32, 000 千円

栗生小体育館防災機能強化設計業務委託料 1, 400 千円

金岳小学校排水路整備工事 21, 552 千円

金岳小応急仮設建物使用料 26, 732 千円

金岳小校舎危険改築工事 75, 200 千円

金岳小校舎危険改築設計業務委託料 15, 000 千円

7 小学校教育振興費

特別支援学級を設置している学校への支援を通し、障害のある児童一人一人のニーズに応じてきめ細やかな特別支援教育を推進する。

・事業費 2, 0 3 3千円

特別支援学級設置校 宮浦小学校・一湊小学校・小瀬田小学校
神山小学校・安房小学校

8 小学校教育振興費（事務局費）

(1) 遠距離通学をしている児童の安全確保を図るため、定期券の交付を行う。

・事業費 1, 4 4 9千円

(2) 特別支援教育就学奨励費及び就学援助事業

特別支援学級に就学する児童及び要保護準要保護児童の保護者の経済的負担の軽減を図り、義務教育の円滑な実施に資する。

・事業費 6, 9 2 6千円

学用品費等 1, 966 千円

医療費 200 千円

学校給食費 4, 158 千円

特別支援教育	532 千円
校外活動費	70 千円

(3) 高度へき地修学旅行費補助事業

日常生活で直接経験できない自然や異文化に触れることで、広く豊かな心の醸成を育み、集団生活の楽しさや学校における教育活動をさらに充実させるとともに、保護者の経済的負担の軽減を図る。

・事業費 2, 530 千円

9 中学校学校管理費

学校の円滑な運営及び活力ある学校の創造的経営を図るため、各中学校へ管理費を配分する。

・予算額 17, 113 千円

10 中学校学校管理費（事務局費）

(1) 生徒各健康検診事業

学校保健法に基づき、学校医・学校歯科医・学校薬剤師を委嘱し、生徒の健康診断を実施することにより、心身の健全な発達や健康の保持増進に努めるとともに、学校教育の充実を図る。

・事業費 1, 180 千円

学校医・歯科医・薬剤師報酬 847 千円

生徒各検査委託料 333 千円

(2) 中学校施設等整備事業

学校施設等の老朽化に対処するため、補修及び改修等を行い生徒が安心して学べるための施設整備を図るとともに、施設・空調整備等の整備を図り、教育現場の安全性の確保に努める。また、教育備品等の購入により教育施設の拡充と環境整備を図る。

・事業費 10, 344 千円

修繕費等 3,640 千円

備品購入費 6,704 千円

11 中学校教育振興費

特別支援学級設置校に対し支援することで、生徒一人一人が自己の存在感を認識するとともに、相互の存在価値を認め合う、心身共にたくましい生徒の育成に努める。

・事業費 1, 681 千円

特別支援学級設置校 (中央中学校・岳南中学校・安房中学校)

12 中学校教育振興費（事務局費）

(1) 遠距離通学をしている生徒の安全確保を図るため、定期券の交付を行う。

・事業費 340 千円

(2) 特別支援教育就学奨励費及び就学援助事業

特別支援学級に就学する生徒及び要保護準要保護生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、援助することにより義務教育の円滑な実施に資する。

・事業費 6, 279 千円

学用品費等 2,308 千円

医療費 200 千円

学校給食費 3,003 千円

特別支援教育 605 千円

校外活動費 88 千円

体育実技用具費 75 千円

(3) 高度へき地修学旅行費補助事業

日常の生活で直接経験できない自然や文化に触れ、広く豊かな経験をして学校における教育活動を充実・発展させるとともに集団生活の楽しさを味わわせる。また、保護者の経済的負担の軽減を図る。

・事業費 6, 610 千円

(4) 県体等出場補助事業

県体育大会等に出場する生徒に対し、競技力の向上・体力の向上及び心身の調和的発達を図るため参加補助を行う。

・事業費 2, 400 千円

(5) パソコン機器の整備

中学校の情報教育のためのパソコン機器のリース

・事業費 5, 454 千円

13 幼稚園費

幼児の発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実を図る。

・事業費 812 千円

学校歯科医・薬剤師報酬	146 千円
園児預かり保育指導員賃金	510 千円
補助教員賃金	56 千円
備品購入費	100 千円

【教育委員会 社会教育課】

社会教育行政の基本方針

本町は、豊かな自然と先人から引き継がれた優れた伝統文化、そして人々の連帯や協調性が織りなす心豊かなコミュニティがあります。このことを根底におき、屋久島の価値の維持発展のための可能性や方向性を見出していかなければなりません。

教育に関しては、家庭や地域の教育力が次第に低下しており、生涯学習の視点からは、参加者や学習内容の固定化の改善、自主的な学習グループの育成指導や学習成果の社会還元が求められています。

このような状況を踏まえ、屋久島町の教育は「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を基本目標とし、生涯学習の視点に立って、自然豊かなフィールドを最大限に活用しながら、生命や人権の尊重、他人への思いやり、社会性や倫理観、ふるさとして愛情を持ち、誇りに思う気持ちを大切にするとともに、国際化、情報化、環境問題などはもとより、厳しい社会状況にも主体的に対応する人間性豊かな、町民の育成に努めます。

特に「生涯にわたって意欲的に自己実現をめざす人間」、「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる人間」の育成をめざします。

そのために、日常生活における生命や人権の尊重はもとより、他人への愛情や思いやりの心を育て、規範意識を身につける家庭教育の充実と、心身ともに健康な町民の豊かな生活の一助となる成人教育や文化活動、スポーツ・レクリエーション活動の充実を図るとともに、生涯学習を推進する学習機会の拡充や施設整備に努めます。

また、2020年開催予定の「かごしま国体」については、本町で行われるオープンウォータースイミング競技に向けて関係機関と連携を図り準備を進めます。

以上の方針のに基づき、平成29年度において社会教育課が実施する主な事業は次のとおりです。

1 社会教育総務費 （予算額 53,179 千円）

社会教育諸条件の整備・充実を進めるとともに、差別を許さない気風を構築し、誰もが大事にされる信頼と融和のある住みよい社会を目指す。

(1) 社会教育諸条件の整備・充実

- ・社会教育指導員の配置 （報酬 1,740 千円）
- ・社会教育委員会議の開催
- ・地区社会教育委員研修会への参加
- ・社会教育関係職員の研修
- ・町報を活用した「教育委員会だより」の充実

(2) 人権教育の充実

- ・町人権教育研修会の開催 （謝金・費用弁償 59 千円）
- ・人権教育指導者の育成・活用（地域・学校等）
- ・社会教育関係団体等での学習会の充実（家庭教育学級、婦人、高齢者学級）
- ・学校や関係機関との連携による人権教育の推進（人権の花運動）

2 生涯学習推進費 （予算額 1,358 千円）

生涯学習社会に対応した町民の多様な学習機会を充実するとともに、家庭や地域の教育機能の活性化を図るための諸施策の展開に努める。

(1) 生涯学習の基盤づくり

- ・生涯学習講座 （謝金 120 千円）
- ・生涯学習推進体制の確立
- ・生涯学習大会の開催 （補助金 1,000 千円）
- ・「ありがとう」の手紙事業の実施

3 社会教育活動費 （ 予算額 6,728 千円 ）

世界自然遺産の島「屋久島」を認識し、郷土に誇りと感動を覚えながら、自立自興の気概に富む青少年育成のため、学校・家庭・地域と連携を深め、青少年団体活動や地域活動の指導・支援に努める。

また、幼児期及び小中学校期の家庭教育については、保護者並びに教育関係者の研修会等を実施し、家庭教育の充実と地域の教育機能の活性化を図る。

- (1) 学習機会の充実
 - ・家庭教育学級の開設支援
 - ・婦人学級・高齢者学級の開設支援
- (2) 学校応援団の充実
 - ・学校応援団事業の実施 （ 補助金 150 千円 ）
 - ・学校支援、人材バンクの整備
- (3) 幼児期及び小・中学校期の家庭教育の充実
 - ・家庭教育学級の開設(16 学級) （ 補助金 400 千円 ）
 - ・幼児学級（永田・口永良部島）への支援・育成 （ 補助金 2,150 千円 ）
 - ・幼児学級指導者等研修会への参加
 - ・各家庭における「さわやかあいさつ」運動への取り組み推進
 - ・児童演劇公演「子ども劇場」の実施 （ 委託料 685 千円 ）
- (4) 成人教育の充実
 - ・婦人学級の開設支援
 - ・高齢者学級の開設支援
 - ・町女性団体への支援 （ 補助金 750 千円 ）
 - ・町 P T A 連絡協議会の支援 （ 補助金 290 千円 ）
 - ・「さわやかあいさつ」運動推進への参画支援
- (5) 青少年教育の充実
(家庭教育の充実)
 - ・「家庭の日」（毎月第 3 日曜日）、「青少年育成の日」（毎月第 3 土曜日）、「あいさつの日」の啓発（青少年の育成）
 - ・青少年育成町民会議・青少年問題協議会の開催
 - ・屋久島町成人式の開催
 - ・青少年健全育成ポスター・標語コンクールの開催
 - ・屋久島ジュニア検定の実施
 - ・町子ども会育成連絡協議会の育成・支援 （ 補助金 1,080 千円 ）
 - ・高校生クラブの育成・支援 （ 補助金 100 千円 ）
 - ・町青年団連絡協議会の育成・支援
 - ・校外生活指導連絡会の支援 （ 補助金 90 千円 ）
 - ・「さわやかあいさつ」運動の推進（青少年健全育成ポスター・標語コンクールと連携）

4 公民館費 （ 予算額 27,082 千円 ）

生涯学習や地域交流の拠点となる公民館の整備・充実に努めるとともに、公民館講座等の学習環境の充実を図る。また、公民館活動や組織の改善を積極的に支援し、公民館と連携した地域活動や環境美化活動を推進する。

- (1) 公民館活動の充実
 - ・自治公民館経営研修会・公民館館長等研修会への参加
 - ・地域ぐるみの「さわやかあいさつ」運動の推進
 - ・地区公民館活動の支援
 - ・公民館講座の開設 （ 謝 金 150 千円 ）
 - ・公民館施設の整備 （ 工事費 11,000 千円 ）

- ・地域や学校との連携
- ・施設の管理運営 （委託料 11,657 千円）

5 図書館費 （予算額 6,978 千円）

生涯学習の拠点施設として、図書室の整備や蔵書の充実と利用者の拡大を図るとともに、巡回図書車「しやくなげ号」を効率的に運行し、広く町民の読書週間の形成に努める。また、読み聞かせグループ等を積極的に支援し、活動の充実を図る。

- ・図書室職員の研修と図書室間の連携 （賃金 4 名 3,912 千円）
- ・図書室蔵書の充実 （新刊本の購入 1,000 千円）
- ・ブックスタート事業の実施（健康増進課との連携）
- ・巡回図書・巡回文庫の実施 （賃金 1 名 892 千円）
- ・親子読書会、「子ども読書の日大会」の実施
- ・読書グループや学校司書との連携
- ・読書活動ボランティアの登録・活用
- ・「子どもといっしょに読書の日」や「読書週間」の啓発と「1 日 20 分読書」運動の推進
- ・出張おはなし会の実施

6 総合センター管理費 （予算額 9,044 千円）

休日及び夜間の貸館業務、警備見回り、関係施設の鍵の引き継ぎ並びに緊急時や電話での対応を、引き続き警備業務委託契約により実施する。

また、各種会合や地域間交流の拠点となる総合センター施設の維持管理に努め、展示や舞台発表など各種学習成果発表の場としての活用を図る。

- ・施設の管理 （警備委託料（2 名） 2,981 千円）
- ・施設設備の充実 （備品購入 260 千円）

7 保健体育総務費 （予算額 16,392 千円）

スポーツ・レクリエーション活動の質的な充実を図るため、関係団体との連携による指導者の養成及び資質の向上を図ることにより、健康・体力づくりはもとより、地域の活性化や生きがいづくりを目指したコミュニティスポーツの振興に努める。

また、各種スポーツイベントの開催により、町民の総親和を図るとともに、各種体育行事を支援する。町体育協会を中心とした日常のスポーツ活動を充実させ、町民の意識高揚と競技力向上を図るため、各種大会への積極的な参加を進める。

- (1) 指導体制の充実
 - ・スポーツ推進委員会議の開催（年 5 回）（報酬 530 千円）
 - ・スポーツ推進委員研修への参加
 - ・社会体育関係職員の研修
- (2) コミュニティスポーツの推進
 - ・総合型地域スポーツクラブの育成・支援 （補助金 2,770 千円）
（補助金 かみやくスポーツクラブ 1,385 千円 やくコミュニティクラブ 1,385 千円）
 - ・学校体育館夜間開放事業の実施 （謝金 1,210 千円）
 - ・ニュースポーツの普及、備品貸出し
- (3) 団体の育成事業
 - ・町体育協会の運営補助 （補助金 6,940 千円）
 - ・熊毛地区体育協会活動支援 （負担金 347 千円）
 - ・町スポーツ少年団の育成・支援 （補助金 170 千円）
- (4) 各種大会の開催と支援
 - ・2020 鹿児島国体 OWS 競技開催に向けた取り組み
 - ・町民体育祭の開催

- ・町駅伝競走大会の開催
- ・スポーツ少年団大会の支援
- ・各種競技大会の支援
- (5) 各種大会への参加
 - ・県民体育大会熊毛地区大会への出場及び運営
 - ・県民体育大会への出場支援
 - ・各種競技の県大会出場支援
 - ・熊毛地区市町対抗駅伝競走大会への出場及び運営 (負担金 990 千円)
 - ・県下一周駅伝競走大会及び地区対抗女子駅伝競走大会の選手強化と出場補助

8 体育施設費 (予算額 21,221 千円)

生涯スポーツを推進するため、体育館・グラウンド等身近なスポーツ・レクリエーション施設の維持管理に努める。

- ・健康の森陸上競技場、宮之浦陸上競技場等の維持管理 (賃金 5 名 9,000 千円)
- ・安房体育館改修工事 (28 年度繰越事業 169,610 千円)
- ・各地区夜間照明施設の管理

9 文化総務費 (予算額 3,198 千円)

地域に根ざした文化活動を促進し、芸術文化に対する関心を高めるため文化祭等の各種文化事業を支援するとともに、文化協会や文化関係団体の育成に努め、文化活動の拠点づくりを進める。

(1) 文化活動の推進

- ・町文化協会の活動支援・育成 (補助金 1,100 千円)
- ・町文化協会等、文化団体自主事業の後援
- ・熊毛地区広域文化祭の運営・参加 (負担金 70 千円)
- ・文化芸術による子どもの育成事業の周知・活用
- ・世界の屋久島美術展の開催
- ・郷土芸能保存会等の育成 (権現太鼓修繕 1,653 千円)

10 文化財保護費 (予算額 5,558 千円)

史跡等貴重な歴史的遺産や埋蔵文化財・天然記念物・民俗文化財等の調査を進め、適切な保存、活用を図る。また、町内の歴史民俗資料の収集・整理・記録に努め、展示内容の充実を図り郷土教育の拠点施設として町民の利用を促進するとともに、文化財愛護思想の高揚と郷土愛の醸成に努める。

(1) 文化財の保存活用

- ・文化財保護審議会の開催
- ・地区文化財保護審議員研修会等への参加
- ・文化財行政関係職員の研修
- ・町内埋蔵文化財資料の整備及び町内遺跡の確認調査 (一湊松山遺跡調査報告書作成賃金 231 千円)
- ・指定文化財の保存・活用 (作業員賃金 220 千円)
- ・屋久島の里の伝統文化記録調査事業 (負担金 500 千円)
- ・平内民具倉庫収蔵品の保存と活用 (賃金 1 名 160 千円)

(2) 歴史民俗資料館の充実

- ・資料館の運営と資料の収集・整理・保存・活用 (委託料 2 名 2,109 千円)
- ・展示内容の見直し・充実
- ・教育普及活動(資料館活動)の実施

【 教育委員会 学校給食センター 】

学校給食は、心身ともに成長発達にある児童生徒にとって、栄養バランスのとれた給食を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図るとともに正しい理解と望ましい習慣を養い、健全な食生活を営むことができる判断力を身につけさせる役割を担っています。

本町では、町立小中学校及び幼稚園に安心・安全な食の提供に最大の注意を払い、心豊かな学校生活と食育の推進が図られる学校給食事業に努めます。

以下、主な事業内容は次のとおりです。

1. 学校給食の配食数等

町内小中学校及び町立幼稚園における1日当たりの給食配食数は、概ね次のとおりです。

平成29年4月見込（単位：人）

調理場 学校別		学 校 給 食 セ ン タ ー	東 部 地 区 共 同 調 理 場	西 部 地 区 共 同 調 理 場	金 岳 小 中 共 同 調 理 場	合 計
八 幡 幼 稚 園	園児			11		11
	教員			2		2
	計			13		13
小 学 校	児童	364	299	95	4	762
	教員	48	29	17	6	100
	計	412	328	112	10	862
中 学 校	生徒	188	93	84	7	372
	教員	18	13	12	5	48
	計	206	106	96	12	420
合 計		618	434	221	22	1,295

2. 給食実施体制について

各調理場においては、栄養教諭の指導のもと、毎日行うミーティングで調理員が作業手順等の共通理解と連携を図りながら安全で安心な給食づくりに努めます。

また、調理場において調理員や配送員が不足する事態が生じるときは、人員の確保や調理場間での応援調整を行い業務に支障が生じないよう体制を整えます。

- ・給食調理業務 予算額 24,486千円
 学校給食センター 8人、東部・西部地区調理場 3人
 金岳小中共同調理場 2人、臨時・代替要員等 5人
- ・給食配送等業務（センター2人、東部1人、西部1人） 予算額 10,900千円
- ・調理業務委託
 上屋久公共施設管理公社（給食センター）1人 予算額 4,924千円
 屋久公共施設等振興管理公社（東部・西部調理場）5人 予算額 21,368千円

3. 学校給食運営委員会等の開催について

学校給食業務の運営を円滑に推進し給食の資質向上を図るため、調理場ごとに学校給食運営委員会を開催し、給食の実施計画や給食費会計等の審議を行います。

また、各学校の給食担当者を交えた給食担当者会や、栄養教諭による給食業務合同打合せ会を開催し、意見交換をしながら質の高い給食の提供に努めます。

報酬、費用弁償等	予算額	236千円
・学校給食運営委員会（調理場ごとに開催）年1回		
・学校給食担当者会（学期ごとに開催）年3回		
・給食業務合同打合せ会（学期ごとに開催）年3回		

4. 献立及び調理について

食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、子ども達の食生活の乱れや肥満増加、過度の痩身などの問題が指摘されるなか、不足しがちな栄養素の摂取を補助し、栄養バランスのとれた望ましい食習慣を支援するとともに献立表、食育だより、献立集等を発行し家庭や地域へ向け、食に関する情報を発信します。

また、調理従事者の衛生管理を徹底し、食材と作業手順の確認を十分に行うとともに、食物アレルギーに対応するため、対象者への除去食等の調理手順等についても再確認し、安心・安全な給食づくりに努めます。

製パン工場での共同パン加工については、給食センターはもとより東部及び西部地区調理場の献立に合わせたパンの提供に努めます。

【学校給食事業の維持費等】

・消耗品等	予算額	5,633千円
消毒用アルコール・手洗消毒液、ペーパータオル、 食器用洗剤類、手袋類、食器、その他事務用品		
・光熱水費（各調理場のガス、電気、水道料）	予算額	9,492千円
・修繕費 調理施設・調理機械等の修繕費	予算額	1,985千円
・燃料費 給食配送車等	予算額	535千円
・廃水処理施設管理委託料 給食センター調理廃水浄化施設（150人槽）	予算額	1,000千円
・賠償保険料 食中毒発生に対応する損害賠償保険料	予算額	125千円

5. 衛生管理について

近年の食中毒は、ウイルス性のものが多く季節を選ばず発生する状況にあるため、学校給食衛生管理基準を遵守し調理作業等を徹底するとともに、各種研修会等にも積極的に参加し調理従事者の資質向上に努めます。

また、年間を通して調理場内の細菌検査や害虫等の駆除を行うとともに、調理従事者の健康診断等を行い、食中毒の発生防止と健康管理に努めます。

・給食センター関係衛生研修会等	予算額	261千円
・便細菌検査（検便） 毎月2回実施 赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血大腸菌検査	予算額	455千円

・調理従事者健康診断（年１回）	予算額	220千円
・衛生保守管理業務委託 自動殺菌剤自動噴霧による殺菌、 細菌検査（年11回）及び定期防除（年３回）	予算額	1,684千円

6. 給食費補助金について

児童生徒の健全育成と子育て支援を推進するため、小学生と中学生を対象に、給食の食材費に対して補助を行い、保護者の給食費の負担軽減に努めます。

・給食費補助金	予算額	12,080千円
対 象 者	町内小中学校の児童生徒 1,134人	
補助単価	小学生 1人あたり 月額 950円	(金岳小 1,150円)
	中学生 1人あたり 月額 1,000円	(金岳中 1,200円)
給食費月額	(小学生 4,100円、中学生 4,900円)	
保護者負担額	(小学生 3,150円、中学生 3,900円)	

7. 児童生徒の食に関する指導の推進

日常生活における食事について、正しい理解と望ましい食習慣を身につけ、食を通じて食文化や地域を理解することができる生きた教材として活用されるよう各種の資料提供に努めます。

また、栄養教諭による学校訪問指導や給食週間での各学校の活動に連携した取組みを行い、献立表や給食便り等により保護者への食に対する啓発に努めます。

8. 施設・設備等の整備について

給食施設及び設備の経年劣化による修繕や調理機器等の更新を行い、施設内の衛生管理と作業効率の向上を図ります。

・工事請負費	(搬入扉改修工事、換気フード取付工事)	予算額	2,071千円
・備品購入費	(立位炊飯器、デジタル式自動台秤 等)	予算額	7,417千円

9. 地産地消の取組みについて

新鮮で安全安心な食材として地元産の農林水産物を活用し、地域の生産者や関係機関と連携し、地元でとれた食材を積極的に学校給食に取り入れ、食育の推進を図り地産地消に取り組みます。

【 簡易水道事業 】

I 計 画 の 概 要

水道は、常に島民及び来島者へ安全な水を供給しなければならない重要なライフラインです。

安全で良質な水道水の安定供給を図り、多様なニーズに合わせた、より質の高いサービスが求められるようになってきています。

水道事業は、これらのニーズに応えるため、常に安心して水道が利用できる供給体制の構築は勿論のこと、漏水等による事故防止並びに老朽化した水道管の更新、未整備地区の管路マップの作成、水源及び浄水場施設等の改修を計画的に進めていかなければならない。(管路システム台帳作成整備については、現在作成済みの地区の加除修正を行いながら南部地区の整備を行う。今年度6ヶ年目で原・上之牧・平内地区を実施し、来年度湯泊・中間・栗生地区を実施すれば完了となる。今後は、年度毎に加除修正等の維持管理を実施していく計画である。)

水質管理についても国の指針に基づき日々徹底した管理を行い万全の注意を払って安心・安全な水道水の供給に努めていく。

補助事業の導入については、町の長期振興計画に基づいた、「簡易水道事業統合計画書（平成27年5月付変更申請済）」により、年次的に進めており、本年度は、南部地区簡易水道等施設整備事業が7年目を迎えているが、国の補助金の削減や諸経費の増等により平成30年度まで事業期間を延長することとしている。また、地元からの緊急要望により西部地区簡易水道事業（平内浄水場）の補助事業は2年目を迎え本年度末には事業完了して夏場の使用ピーク時の水量、水圧不足の解消を行う。

なお、簡易水道施設整備事業に係わる補助対象が、平成28年度迄との国からの通達を受けていたが、昨年度の再通達により現在統合整備計画に基づく事業を実施している地区は整備事業の補助事業による延長が認められることになった。このため、南部地区については、事業完了時まで補助事業で実施可能となった。

その他の地区の統合整備についても年次計画に基づき逐次整備統合し平成31年度からの公営企業法的化移行並びに平成31年度4月からの屋久島町上水道事業への移行を考慮しながら整備の遅れている施設並びに経年劣化している機械器具等の修繕及び取り替え等についても、早急な対応を図っていく。

なお、累積赤字の解消は図られたものの一般会計からの繰入金については、未だ、130,000千円程度あることから、水道事業の独立採算制の基本に立ち戻るために合併後10年目を迎える今年度中に水道料金改定を計画し9月議会に諮り10月分からの料金改定を実施するよう提案していく予定である。また、今後は安定した水道事業の維持推進のために、5年毎に定期的な料金改定を計画していく。

Ⅱ 平成29年度の主な事業については、次のとおりです。

- ① 南部地区（永久保～麦生地区）簡易水道施設整備工事 （国庫補助事業）（起債対応）
総事業費 248,656千円 （平成23～30年度統合整備・継続事業：7年目）
- ② 西部地区（湯泊、平内、上之牧地区）簡易水道施設整備工事（国庫補助事業）（起債対応）
総事業費 67,484千円 （平成28～29年度2ヶ年本年度完了予定）
- ③ 管路システム台帳作成業務委託 （町単独事業）
事業費 3,500千円 （原、上之牧、平内地区）
- ④ 永田地区配水管布設工事 （町単独事業）（平成27～29年度3ヶ年本年度完了予定）
工事費 13,317千円 （田舎浜地区）（起債対応）
- ⑤ 小瀬田地区配水管布設工事実施設計業務委託 （町単独事業）（起債対応）
委託費 1,415千円 （石除ヶ地区）
- ⑥ 小瀬田地区配水管布設工事 （町単独事業）（平成29年度単年度完了予定）
工事費 19,591千円 （石除ヶ地区）（起債対応）
- ⑦ 期限切量水器取替業務委託 （町単独事業）
委託費 4,154千円 （1,220個）（町内一円）
{町内、各地区の期限切量水器の取替工事 （計量法により、量水器の有効期限8年）}
- ⑧ 資産台帳作成業務委託 （町単独事業）（平成28～29年度2ヶ年完了予定）
委託費 12,000千円 （北部地区）

【 国民健康保険事業 】

屋久島町国民健康保険事業の安定的な運営と国保財政の健全化を図るため、平成 29 年度の屋久島町国民健康保険事業を以下のとおり実施する。

1. 概 要

平成 29 年 1 月末現在、屋久島町国民健康保険の加入世帯は 2,726 世帯（対前年比△103）、被保険者数は 4,744 人（一般 4,625 人、退職 119 人）（対前年比△238 人（一般△207 人、退職△31 人））となっている。

29 年度予算における歳入の構成比率（小数点以下第三位四捨五入）は、保険税 11.93%、使用料及び手数料 0.01%、国庫支出金 26.38%、療養給付費交付金 1.79%、前期高齢者交付金 16.04%、県支出金 7.38%、共同事業交付金 24.88%、繰入金 11.58%、諸収入 0.00%である。

医療費の支出に関しては、年度においてバラつきがあるものの、年々微増傾向にある。

平成 27 年度の一人あたりの医療費は、一般分が 334 千円、退職分が 529 千円となっており、被保険者数は減少しているにもかかわらず、医療費が増加していることから、手術等にもなう費用が増加していることと推測できる。このことから、早期発見早期治療で医療費抑制を行うことや、特定健診の受診勧奨をはじめとする予防対策の徹底、重複受診の回避、保健指導の強化、広報誌による情報提供を図る必要がある。

本町は、長引く経済の低迷に伴い、営業所得、農業所得は依然として向上せず、保険基盤は大変厳しい状況にあることから、財政健全化のため、適正賦課、徴収体制の確立、健康の保持増進と保健事業の効率的な推進を図る。

2. 財政健全化対策の推進

このように国保財源の確保は大変厳しい状況にあることから、これまでも赤字補填のため、一般会計から法定外繰入金を繰り入れている。平成 21 年度と 25 年度にその解消を図るため、国保税の税率改正を行ったが、赤字を解消するには至っておらず、さらなる税率改正を見据えた協議を進めているところである。しかしながら、平成 30 年度から国保運営に都道府県が参画し、県と町との共同運営となることから、平成 29 年度中に国保事業費納付金額、標準保険税率が示される。

平成 29 年度中に税率改正を検討し、平成 30 年度中に実施する必要がある。

なお、依然として国保を取り巻く環境は、厳しい状況が続くと思われ、以下のことを行う。

- (1) 単年度収支の安定化を図るため、医療費の推移を踏まえ、財源としての国民健康保険税の税率改正を検討・決定し、健全財政を維持する。
- (2) 国保税の適正賦課に努める。

- (3) 平成 30 年度新国保制度について、国・県から示される『国保事業費納付金』や『標準保険料率』により、保険税率の協議を行う。

3. 保険税収納率向上対策の推進

予算額：3, 120 千円

国保財政の維持と被保険者の保険税負担の公平を図るため、国保税滞納者に対する収納対策を強化する。

- (1) 滞納世帯に対する納税相談の実施及び納税誓約書に基づく、計画的な納税を履行させ、収納率の向上を図る。
- (2) 滞納世帯に関する調査分析を行い、滞納整理の効果的な推進を図る。
- (3) 高額滞納者や滞納状況の改善が見られないなどの滞納者に対しては、さらなる徴収強化を図るとともに、効果的な滞納整理に努める。

4. 医療費適正化対策の推進

予算額：9, 274 千円

国民健康保険制度の運営のために実施する特定健診、保険証更新の際に配布しているパンフレットなどに加え、次の事業を実施し、一層の効果促進を図る。

- (1) 職員等の資質向上
- ①国保連合会が行う研修会などへの参加（国保・医療・保健師）
 - ②国保熊毛地区協議会が実施する研修会への参加
 - ③その他、各種研修会への参加
- (2) 医療費分析等の調査研究の実施
- ①医療費関係データ等の調査分析
 - ②上記データに関する被保険者教育への活用
- (3) 被保険者指導等の徹底
- ①医療費通知の実施：年 6 回
 - ②広報活動の実施
 - ・ 広報誌等による医療費の実態、健康づくり、新国保制度等周知活動
 - ・ 第三者行為届出の励行
 - ③ジェネリック医療費差額通知書の実施：年 2 回
- (4) 保健指導等のデータ整備
- 各種健診、訪問指導等のデータを整備し活用する。
- (5) ジェネリック医薬品の推進
- 医療費抑制を目的とするジェネリック医薬品について、さらなる推進に取り組んでいく。差額通知を個別に通知するなど周知徹底を図り推進していく。
- (6) レセプト点検の充実・強化
- 医療費の適正化を図るなどのため、レセプトに記載されている事項について、その請求点数が算定基準等に照らし誤りがないかなど審査・点検を行う。
- (7) 医療費適正化地区推進委託業務の締結（3 地区）
- ①特定健康審査の周知活動及び受診勧奨
 - ②健康づくりに係る各種イベントの開催運営

5. 保険適用の適正化

国保事業運営の健全化を図るため、被保険者の的確な把握と早期適用の方策を講ずる。

- (1) 未適用者の実態把握
- (2) 居所不明者被保険者等の調査実施
- (3) 退職被保険者に係る適用の適正化（国民年金事務との連携）

6. 保健事業の推進

- (1) 保健事業の推進 予算額：2, 0 0 7 千円

被保険者の健康保持増進のために関係各グループ並びに関係団体との連携を図り健康教育、健康相談、健康診査、食生活・栄養相談その他の事業を実施する。

①健康保持増進に関する教育指導事業

②健康管理の促進に関する事業

- ・健康管理のための国保連合会データ収集及び分析
- ・疾病分類統計等を活用した保健指導
- ・生活習慣病予防や健康づくり事業の推進
- ・健康及び栄養相談の実施
- ・訪問指導の強化

③健康審査・疾病予防及び重症化予防に関する事業

- ・人間ドック利用の助成
- ・特定健診に係る受診料助成

- (2) 特定健診・保健指導の推進 予算額：1 2, 4 6 2 千円

平成 20 年度から特定健診・保健指導が医療保険者に義務化されたことから、『特定健康診査等実施計画書（第Ⅱ期）』をもとに、より一層の受診率の向上及び特定保健指導を実施する。

7. 広報活動の推進

被保険者はもとより、広く町民に対して国保制度・国保財政・保険税納付、医療費の実態、健康づくりなどのための広報活動を実施する。

- 8. 国民健康保険運営協議会 予算額：3 4 0 千円

国民健康保険事業の運営に関し、重要な事項を諮問され、答申するとともに関係委員の意見を国保事業に反映するため必要に応じて開催する。委員の定数は公益代表、被保険者代表、保険医・保険薬剤師代表とし、12 名で構成する。

【 介護保険事業 】

○介護保険事業（介護保険事業特別会計）

介護保険制度は、高齢者が介護を必要とする状態になってもできる限り自宅で自立した生活が営めるよう、社会全体で支える仕組みです。

制度創設から 17 年を経た現在、本町の被保険者数と要介護認定者数の推移をみると、平成 12 年時点の被保険者数 3,526 人、要介護認定者数 390 人、認定率 11.1% に対して、平成 28 年 3 月時点では被保険者数 4,125 人（599 人増）、要介護認定者数 762 人（372 人増）、認定率 18%（6.9%増）であり、急速な高齢化の進展に伴い高い伸びを示しています。

本年度は、第 6 期介護保険事業計画（平成 27～29 年度）の 3 年目（最終年）となり、昨年度実施した「高齢者等実態調査」に基づき、本町の実情に応じた第 7 期事業計画を策定する年にあたります。安定した介護給付事業を行うため介護保険運営協議会を中心とした適正な計画作りに努めてまいります。

また、大きな制度改正の中で、昨年度 10 月に開始された「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「総合事業」）を積極的に進め、包括的支援事業においては、これまで地域包括支援センターを中心に実施してきた総合相談支援やケアマネジメント業務、さらに在宅医療介護連携や認知症施策の推進など、地域包括システムの構築により地域支援事業が充実していくよう展開を行ってまいります。

1 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の充実と高齢者の社会参加の実現

高齢者が住み慣れた地域で安心安全にその人らしく生活できるようにするため、新しい総合事業に基づき介護予防のための活動を支援し、生活支援サービスの創出、充実、強化を行っていきます。また住民が主体となった多様な通いの場を創るため、町協議体や生活支援コーディネーターを設置し、集落、団体等ともネットワーク化を図り、さらに元気度アップ事業やサロン活動助成事業など住民主体の取組みを育成・支援していきます。併せて元気高齢者を含めた地域ボランティアサポーターの養成を引き続き行い、新たな社会参加を促していきます。

2 包括的支援事業の充実と高齢者を支える環境づくり

包括的支援事業では、南北地域包括支援センターを核として推進していきます。集落環境の実情に合う支援体制を創り出すため集落ケア会議を開催し、高齢者を支える環境づくりに努めます。また町全体の課題を把握し問題解決サポートするため地域ケア会議として取り組みます。さらに専門家、各方面関係者を集め多職種会議を開催するなど、高齢者を支える環境づくりのため、より積極的な対応を展開していきます。また、在宅医療・介護連携のなかで講演、パンフレット配布などを推進し、在宅医療サービスや在宅での看取りなどの普及啓発を行うとともに、認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員を配置し、認知症施策の推進を行います。さらに生活支援体制性整備の観点から、生活支援コーディネーターや協議体と一緒に高齢者の生活環境を支える取組みを進めていきます。

《歳 入》

1 介護保険料（第 1 号被保険者保険料）

第 1 号被保険者（65 歳以上）で老齢基礎年金等年額 180 千円以上（月額 15 千円以上）の受給者は、特別徴収として日本年金機構が引き去り、年額 180 千円未満

の方や資格取得後約6ヶ月未満者は普通徴収により納付をしていただきます。

第1号被保険者保険料	現年度分	特別徴収	204,639 千円	普通徴収	26,229 千円
	滞納繰越分	—	—	普通徴収	12 千円

2 国庫支出金

(1) 国庫負担金

介護保険給付費及び地域支援事業の経費については、第1号被保険者保険料と国・県・市・社会保険診療報酬支払基金（第2号被保険者保険料で負担）が法定の負担をするものです。

ア 介護給付費負担金

国の負担は施設サービス分が15%、その他分が20%となっています。

国庫負担金	介護給付費負担金	223,124 千円	施設 15% その他 20%
-------	----------	------------	-------------------

(2) 国庫補助金

調整交付金は、高齢化率、低所得者数等を勘案し交付されます。

地域支援事業の総合事業分の補助率は25%、包括的支援事業・任意事業分が39%となっています。

国庫補助金	介護給付	調整交付金	110,867 千円	—
	地域支援事業	総合事業分	10,764 千円	25%
		包括的支援事業・任意事業分	8,695 千円	39%

3 県支出金

(1) 県負担金

介護保険給付費及び地域支援事業費の経費については、県の負担は施設サービス分が17.5%、その他分が12.5%となっています。

ア 介護給付費負担金

県負担金	介護給付費負担金	177,226 千円	施設分 17.5% その他 12.5%
------	----------	------------	------------------------

(2) 県補助金

ア 地域支援事業交付金

地域支援事業の総合事業分は県の負担が12.5%、包括的支援事業・任意事業分が19.5%となっています。

県補助金・地域支援事業交付金	総合事業分	5,382 千円	12.5%
	包括的支援事業・任意事業分	4,347 千円	19.5%

イ 総務費補助金

(ア) 高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業補助金 777 千円

高齢者を含む任意のグループが、主体的に行う互助活動に対し、ポイントを付与し、商品券へ交換する事業。（県補助100%、上限750千円）

4 支払基金交付金

介護給付費交付金は、第2号被保険者（40歳～65歳未満）の保険料から介護給付費の法定分28%が交付されます。

地域支援事業支援交付金は、総合事業の事業経費の法定分28%が交付されます。

支払基金交付金	介護給付費交付金	344,918 千円	28%
	地域支援事業支援交付金	12,056 千円	

5 一般会計繰入金

介護保険給付費は町負担 12.5%、地域支援事業は総合事業分が 12.5%、包括的支援事業・任意事業分が 19.5%となっています。

介護給付費繰入金		153,981 千円	12.5%
地域支援事業繰入金	総合事業分	5,382 千円	12.5%
	包括的支援事業・任意事業分	4,347 千円	19.5%
低所得者保険料軽減繰入金（現年度分）		5,310 千円	25%

6 諸収入

（1）総合事業利用者負担金（個人負担分は 1～2 割） 594 千円

《歳 出》

1 総務費

本年度は、平成 30 年度開始の第 7 期介護保険事業計画（3 か年計画）を策定する年度であるため介護保険運営協議会を中心として策定を進めてまいります。介護認定審査会については月 2 回開催し、高齢者の介護状況の適正な把握に努めます。また包括的支援事業については、高齢者が安心・安全な生活環境を確保していくため、南北地域包括支援センターを中心として運営を行っていきます。財政的には介護保険料の賦課・徴収により財源確保に努め、安定した事業運営を目指します。

2 介護給付及び介護予防給付

（1）介護サービス等諸費

要介護 1～5 と認定された方が利用するサービス給付費です。介護保険サービスには、居宅サービスと施設サービスがあり、在宅において介護保険サービスを利用することが居宅介護サービスで、特別養護老人ホーム等の老人福祉施設の利用を施設サービスといいます。例年保険給付費は増加傾向にあり、介護保険料に直接影響があることから、適正なサービス利用についての啓発活動に努めます。

ア 居宅介護サービス給付費 396,415 千円

訪問介護・通所介護・短期入所生活介護等のサービスを提供するものです。

イ 地域密着型介護サービス給付費 233,968 千円

住み慣れた地域で生活ができるよう地域に密着したサービスを提供するものです。事業者は小規模多機能型居宅介護事業所・特定施設として「ひまわりのお家」、認知症対応型共同生活介護事業所として「グループホーム鶴と亀」、「グループホームやくしま」、「グループホームこもれびの杜」、定員 18 人以下の小規模通所介護事業所として「ミニ・デイサービスほほ笑み」、「ミニ・デイ野の花」、「みんなのおうち」があります。

ウ 施設介護サービス給付費 396,624 千円

施設サービス給付費に係わるもので、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設が該当施設です。本町は、特別養護老人ホームとして「縄文の郷」、「竜天園」の 2 箇所があります。

エ 居宅介護福祉用具購入費 1,737 千円

居住空間の行動をより簡便にするため補助具を交付し、在宅生活における自立を促します。

オ 居宅介護住宅改修費 4,211 千円

住宅を改修することにより、在宅生活の自立を促します。

カ 居宅介護サービス計画給付費 46,731 千円

居宅介護サービスを利用するにあたり、ケアマネージャーがサービス利用計画を作成するためのものです。

(2) 介護予防サービス等諸費

ア 介護予防サービス給付費 26,962 千円

要支援1、要支援2と認定された方が利用する介護予防サービスです。

イ 地域密着型介護予防サービス給付費 2,256 千円

要支援1、要支援2の認定者が利用できる介護予防サービスです。対象サービス事業所は、地域密着型介護サービス事業所です。

ウ 介護予防福祉用具購入費 1,004 千円

居宅で行動しやすくなる補助具を交付し、在宅生活での自立を支援します。

エ 介護予防住宅改修費 4,190 千円

住宅を改修することにより、在宅生活での自立を支援します。

オ 介護予防サービス計画給付費 6,638 千円

介護予防サービスを利用するときは、ケアマネージャーがサービス利用計画を作成するためのものです。

(3) 高額介護サービス等費

介護サービス利用について、所得額に応じた段階ごとの負担限度額を設け、その限度額を超えた分の償還払いをするものです。

ア 高額介護サービス費 24,805 千円

イ 高額介護予防サービス費 100 千円

(4) 特定入所者介護サービス等費

低所得者で施設入所（短期入所を含む）の際、自己負担となる食費・居住費について、負担軽減をするためのものです。

ア 特定入所者介護サービス費 79,784 千円

イ 特定入所者介護予防サービス費 150 千円

(5) 高額医療合算介護サービス等費

介護保険、医療保険、後期高齢者医療の利用者負担額を合算して、一定の基準額を超えた分の償還払いをするものです。

ア 高額医療合算介護サービス費 5,000 千円

イ 高額医療合算介護予防サービス費 100 千円

3 地域支援事業

(1) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業

ア 介護予防・生活支援サービス事業費

(ア) 介護予防・生活支援サービス事業費 37,538 千円

総合事業サービスのうち、通所介護と訪問介護のサービス費です。

(イ) 介護予防ケアマネジメント事業費 788 千円

総合事業利用者に対するケアマネジメントに要する経費です。

イ 一般介護予防事業費 5,571 千円

介護予防に関する知識や技術の普及を行い、住民主体の通いの場を作るためのものです。

(2) 包括的支援事業

- ア 包括的支援事業費 14,352 千円
地域包括支援センターの運営など、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談事業・権利擁護事業を実施します。
- イ 在宅医療・介護連携推進事業費 170 千円
在宅医療と介護サービスが一体的に提供されるしくみをつくるため、関係機関により検討会を実施します。
- ウ 認知症総合支援事業費 1,020 千円
認知症地域支援推進員の養成及び関係機関との連携を強化し、認知症ケアの向上を図ります。
- エ 生活支援体制基盤整備事業費 6,172 千円
昨年 10 月開始した総合事業の充実に向けて、コーディネーターを配置し、身近な生活支援サービスが充実するよう活動を行う。また住民、関係機関代表等による協議体の中で協議をすすめ充実を図る。また昨年と同様に屋久島地域ボランティアと生活支援サポーターの養成を行います。

(3) 任意事業

- ア 地域包括支援センター運営事業費 1,273 千円
認知症サポーターの養成や介護相談員の配置及び成年後見申立に支援を要する際に必要な経費です。
- イ 家族介護支援事業費 892 千円
介護者の負担軽減と介護技術の普及のために、家族介護者交流会を実施し、在宅で重度者を介護する者に対し、負担軽減のため介護用品を支給します。

【 診療所事業 】

○地域医療事業（診療所事業特別会計）

町立診療所の運営について

地域住民の健康及び福祉の向上を図り、健やかな地域社会づくりを推進していくため、3箇所の町立診療所を運営し、さらに特定診療科目（眼科・皮膚科・耳鼻咽喉科・歯科）の巡回診療も実施していきます。

本町における地域医療においては、離島という地理的なハンデがある中でいかに安心して医療が受けられるかが住民の大きな関心事です。その充実のためには、保健、医療における運営体制において円滑かつ効果的に実施するとともに、医療機関相互の連携を強化する必要があります。また、各診療所の医療機器設備については、順次更新すべく、計画に基づき充実を図ります。

このことを踏まえて、次のとおり本町の診療所事業を展開してまいります。

1 栗生診療所

栗生診療所は、常勤医師を中心に住民の健康の維持増進を図り、適正な地域医療の確立を目指して診療を行います。特定診療科目については、住民の疾病の早期発見・治療や負担軽減のため、鹿大耳鼻咽喉科医師の出張診療を年 24 回実施します。また皮膚科診療についても種子島医療センター常勤医師の協力を得て月 2 回の診療を実施します。なお特定診療科の診療日に合わせ、口永良部島へのお出張診療を実施していきます。そのほか常駐医師の各種学会等への参加により医療技術の向上を図ってまいります。また医療環境の整備のため、老朽化する個所の修繕整備等を図ってまいります。

2 永田へき地出張診療所

常勤する自治医科大学出身医師を中心に、地域に密着した地域医療を目指して診療を行います。島内で眼科及び皮膚科の常勤医師が不在の中、疾病の早期発見・治療並びに住民負担軽減のため、鹿大医学部皮膚科医局長・眼科医局長に医師派遣の協力を求め、皮膚科 24 回、眼科 12 回の出張診療を実施していきます。診療所は総合的診療が期待され幅広い技術が不可欠であることから、医師の資質や医療技術向上等を目的に、地域医療従事医師養成事業を実施します。

また、医療環境整備と業務の効率化、医療情報の連携のため、電子カルテシステムを新規導入し質の高い安全な医療の提供を図ります。

3 口永良部島へき地出張診療所

口永良部島へき地出張診療所については、常駐医師の不在を補うために、主に栗生診療所医師と連携強化を図りながら、月 4 回程度の出張診療を実施します。そのうち 1 回は、門野医院（一湊）の門野医師に依頼し実施します。

県と連携し特定診療科・歯科診療を赤十字病院「特定診療科巡回診療」により実施します。また県医師会、鹿児島大学病院の協力により、眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科の無料診療を実施します。さらに県医療福祉課及び県歯科医師会による無歯科医地区に対する「こじか号」歯科診療を年 2 回実施します。

【 農業集落排水事業 】

農業集落排水事業は、平成 13 年度より供用が始まり、原集落の良好な衛生環境を維持するため、平成 26 年度から平成 28 年度にかけて農業集落排水機能強化対策工事を実施してきたところである。今後は、集落排水施設の適切な維持管理に努めるとともに、地方公営企業における経営戦略の策定及び地方公営企業法の適用による公営企業会計の導入に向けた取り組みを行う。

以下、費目ごとの主な予算額については、次のとおり。

①農業集落排水施設管理費（7,393 千円）

浄化槽・ポンプ室管理委託	3,240 千円
農業集落排水機能強化工事（公共枮 1 カ所）	300 千円

②元金（21,055 千円）

③利子（5,810 千円）

【 船舶事業 】

平成 29 年度は、安全方針に基づき安全管理規程及び関係法令の遵守をしながら安全最優先の原則を第一に事業の推進を図ります。

1. 安全運航について

安全重点施策に基づき「海難事故ゼロ」、「油漏れ事故ゼロ」「人身事故ゼロ」の「スリーゼロ運動」を掲げ、町長から船員までが一丸となり安全管理体制の構築に努めながら、本航路の最大の目的である「お客様と物資を安全・確実に届ける」を確実に達成するために適切な運航を行います。

そのために安全統括管理者及び運航管理者の指導のもと、出航前の整備点検を確実にを行うとともに、毎月の訓練等を重ねながら事故防止に取り組み、また航行中には船内の立入禁止区域の周知徹底、車両・貨物の横転や荷崩れ防止を図り船内巡視の強化に努めます。

船体の老朽化が進んでいることから徹底した修繕を行い、安全確保・事故防止に努めるとともに、船員による日々の通常点検に加えて集中点検日を設けてこまめなメンテナンスを行います。

また、九州運輸局や旅客船協会が主催する研修会等に積極的に参加し、運航技術や船舶に係わる知識の習得及び接遇のマナーの向上に励み、人材の育成に努めます。

2. 健全な運営のために

本会計は、国・県の補助金の依存する割合が極めて高い状況が続いており、事業収入の増加のために関係機関との連携しながら旅客運賃収入等の確保に努めながら、特定有人国境離島法が平成 29 年 4 月から施行することに伴い、町民を対象とした 2 等旅客運賃の減額を行い、宮之浦～口永良部間の利用促進に努めます。

また、年々増加傾向にある船舶修繕を抑制するために船員自らが修繕を行い経費削減に努めながら、他の経費についても必要最小限として経費の圧縮に努めます。

3. 航路改善計画に基づく代替船建造等について

平成 9 年 6 月に就航したフェリー太陽は、本年 6 月をもって就航 20 年となり耐用年数の 11 年が過ぎ、老朽化による修繕費も増加傾向にあることから、平成 29 年 5 月頃を目途に屋久島町船舶建造委員会を設置し、平成 28 年度に策定した屋久島町航路改善計画に基づき、代替船建造を含む運航等の改善方策等について検討し、今後とも安全で快適な運航、効率的な事業運営に努めていきます。

【 電気事業 】

電気は、生活する上において必要不可欠なライフラインであり、電気がない生活は考えられないと言っても過言ではない。昨今、配電業務を担っている電気課は、需用者に対し安全・安心、そして安定した電力の供給を行い、住民ニーズに応えることが求められています。このことから、水力によるクリーンなエネルギーで、島内全ての電力を発電している屋久島電工(株)、並びに島内の配電事業者と連携を密にしながら、停電のない安定供給に努めます。

そこで、本年度は収益的収入支出680,170千円、資本的収入支出66,000千円の総額746,170千円を予算計上し、既存の配電施設を計画的に整備・改良、また、新規に高圧自動電圧調整器等の整備を実施することで配電設備の充実を図ります。

事業計画内容

1. 工事請負費

(1) 志戸子線高圧自動電圧調整器整備工事

整備することにより、志戸子地区の電圧安定を図ると共に、既に配電区域内3箇所を設置しているどの機器が故障しても、応急的な代替品として使用できるよう、志戸子線40号柱近辺に3,000KVAの高圧自動電圧調整器を整備します。

(2) 防犯灯取替え工事

配電区域内における防犯灯について、従来の蛍光灯から消費電力が軽減され電球、グロー球を取替える必要のないLED照明へ取替え工事を実施します。

2. 架空電線修繕費

(1) 各地区改修工事

配電区域内において、故障等発生した際の早急な修繕及び経年劣化等による配電線路等の部分的な改修を行い設備の充実を図ります。また、新規需用者への電線引込み、撤去及び電柱移設等、早急な対応の必要な工事を行います。

3. 建設改良工事

(1) 志戸子線改修工事

経年劣化等による配電設備の充実を図るため、電柱の建替え並びに腕金、碍子等の部材取替え及び高圧電線路亘長約1,000mを許容電流の高いOC38mm²へ張替え、設備の劣化が原因となる配電事故及び停電等を未然に防止し、電力の安定供給を図ります。

(2) 長峰線改修工事

長峰線52号柱より落川までの線路亘長約1,360mの高低圧線配電設備更新をおこないます。高圧電線及び経年劣化した電柱、装柱金物の取替を行い、電力安定供給に寄与します。

(3) 小瀬田昭和町線改修工事

小瀬田線47号Y3柱から小瀬田墓地海側まで、約390mの区間の高圧線経路の見直しを含め、経年劣化した設備の抜本的な設備更新を行います。このことにより維持管理が容易になり、電力の安定供給が図られます。

(4) 長峰農道線改修工事

長峰農道線 1 号柱から概ね14号柱までの約650mの区間の改修を行います。また、長峰農道線は現在長峰線 3 号柱から分岐していますが、一昨年度長峰線 6 号柱に整備した自動電圧調整器の二次側である、同線 7 号柱からの分岐に変更することで安定した電圧の供給が行えると共に、経年劣化した設備の更新を行うことにより電力の安定供給を図ります。

(5) 志戸子上町線改修工事

上町線 9 号柱から末端までの約 220mの区間の老朽設備更新を行う。このことにより維持管理が容易になり、電力の安定供給が図られます。

(6) 配電設備改修工事

配電区域内において部分的に経年劣化等による老朽化が著しい施設の充実を図るため、電柱の建替え及び腕金、碍子等の改修工事を行います。

(7) 積算電力量計取替工事

低圧電力で受電している需用者で、計量法に基づく期限が満了となる積算電力量計の取替え工事を行います。

以上、計画的な配電設備改修の他、高所作業車による配電線等の定期的な点検や支障木の伐採（枝打ち）等を行い、配電設備の維持管理に努めます。また、電気使用料金の収納確保のため、収納員と連携を図り収納率向上に努めます。

【 後期高齢者医療事業 】

1 概 要

後期高齢者医療保険制度は、平成 20 年 4 月から 75 歳以上（一定以上の障害がある場合は 65 歳以上）の高齢者を対象に、世代間の負担割合を明確にし、将来にわたり持続可能で公平かつわかりやすい制度として始まった。

鹿児島県においても県内全市町村が加入する鹿児島県後期高齢者医療広域連合（以下、広域連合という）が設立され、財政運営は広域連合が行い、窓口業務は各市町村が担うこととなっている。

施行から 10 年目を迎え、安定的な運営が図られるようになってきたが、高齢化が進む中、安全・安心な生活を営むことができるよう、高齢者医療制度を含む社会保障全般の安定・強化が求められており、今後とも持続可能な制度となるよう国において制度改革に向けた検討が進められている。

こうした中、平成 29 年度には制度の持続性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平や負担能力に応じた負担を求める観点から、発足時における激変緩和措置として実施されてきた保険料軽減措置の見直しや高額療養費の算定基準の見直しが行われることとなった。

また、本県においては、年々増加する医療費の動向を踏まえ平成 28 年度から保険料率が改定され、均等割額は 51,500 円（前回から変更なし）、所得割率は 9.97%（前回比+0.65%）と増えることとなった。保険料を算定するための保険料率は県内均一とされており、保険料率は広域連合の条例で規定し、2 年ごとに見直すこととされている。

平成 29 年 1 月 1 日現在、町内の被保険者数は、2,185 名（前年 2,139 名）と増加しており、平成 29 年度においても広域連合と連携を図りながら、被保険者が引き続き安心して必要な医療を受けることができるよう適正な運営に努める。

2 市町村が担う事務

後期高齢者医療制度における窓口業務は、住民情報を保有し地域住民に接している市町村が担うこととなり、被保険者が安心して医療を受けられるよう広域連合と連携しながら迅速な対応に努める。

(1) 被保険者証の交付等に係る事務

ア 被保険者証等の交付・再交付・返還

イ 各種届出・申請の受付

(2) 医療給付を行うための手続きに係る事務

ア 認定証等の交付・再交付・返還

イ 各種申請の受付

(3) 保険料の徴収に係る事務

ア 保険料の徴収

イ 保険料の減免・徴収猶予に係る申請の受付

(4) その他

ア 制度に関する広報

イ 制度に関する相談対応

3 健全な制度運営の推進

財政運営は、広域連合が県内各市町村からの負担金及び保険料納付金により行うため、速やかに支出を行うことにより健全な制度運営に資する。

(1) 一般会計

ア 歳入

(7) 県支出金

 a 後期高齢者医療保険基盤安定負担金 45,642 千円

イ 歳出

(7) 後期高齢者医療広域連合負担金 186,788 千円

 a 共通経費市町村負担金 5,878 千円

 b 市町村療養給付費負担金 180,910 千円

(2) 特別会計

ア 歳出

(7) 後期高齢者医療広域連合納付金 138,603 千円

 a 被保険者保険料（現年度・滞納繰越・延滞金） 77,747 千円

 b 保険基盤安定負担金（県 3/4・町 1/4 負担） 60,856 千円

4 保険料の徴収事務

年金天引きによる特別徴収や普通徴収による的確な保険料確保及び早期徴収に努めるとともに、目標収納率を定め徴収事務を行うことにより財政の安定化に資する。

(1) 平成 28・29 年度の保険料率（平成 28 年度改定）

 ア 均等割額 51,500 円（変更なし）

 イ 所得割額 9.97%（+0.65%）

(2) 目標保険料収納率

広域連合において、平成 28・29 年度の保険料率算定時に用いられた予定保険料収納率を目標保険料収納率に定め、収納事務に努める。

 ア 現年度 98.75%

 イ 現年度＋滞納繰越 98.50%

(3) 特別会計

ア 歳入

(7) 後期高齢者医療保険料 77,737 千円

 a 特別徴収保険料（現年度分） 53,715 千円

 b 普通徴収保険料（現年度分） 23,022 千円

 c 普通徴収保険料（滞納繰越分） 1,000 千円

イ 歳出

(7) 徴収費経費

667 千円

5 保健事業の推進

国民健康保険事業の特定健診に合わせて、被保険者を対象とした長寿健診を実施することにより疾病の早期発見による重症化予防に繋げ、被保険者の健康維持に努める。

(1) 長寿健診の実施・結果の活用

ア 長寿健診の実施（5月・11月の年2回）

イ 健診関係データ等の調査分析

ウ 上記データに関する被保険者教育及び他事業への活用

(2) 特別会計

ア 歳入

(7) 長寿健診補助金

1,309 千円

イ 歳出

(7) 健康診査経費（受診見込者数300人）

2,020 千円

6 医療費適正化対策の推進

高齢化等により高齢者の医療費が増大する中、持続可能な制度運営を図るため次の事業を実施し一層の事業効果を図る。

(1) 職員などの資質向上

ア 広域連合が行う研修などへの参加

イ その他、各種研修会への参加

(2) 医療費分析等の調査・活用

ア 医療費関係データ等の調査分析

イ 上記データに関する被保険者教育及び他事業への活用

(3) 広報活動の推進

被保険者はもとより、広く住民に対して後期高齢者医療制度の概要や医療費の実態などの広報活動を実施する。

ア 町広報誌を活用した情報提供

イ パンフレット等の配布